項目	特 記	事	項		
【建築工事】	■ 1 章 一般共通事項■				
<共通事項> 1.1.1 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品 2. 特記事項は、〇印のついたものを適用する。〇印のない〇印と、〇で囲まれた※印のある場合は、共に適用する 3. 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番の 1) 質問回答書(2) から5) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「	共通仕様書質管理要報 場合は、※ 。 とおりとす	書(令和4 ⁴ 頁 ※印のつい↑ ける。	年度版) たものを適り	
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2 「書面」の用語の意 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書を 又は名を記すだけでもよいものとする。				
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関	係組織への	り必要な届け	出手続等をi	屋滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	*請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員のに従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)を、監督職員へ提出する。	確認を(J	ACICの様式	「登録のた	めの確認のお願い」
1.1.7 関連工事等の調整	項 目 機	業※※※※※※※※※※<th>* * * * * * * * * * * * * * * * * * *</th><th>* * *</th><th>汚水処理場 ※※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※</th>	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * *	汚水処理場 ※※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
1.1.8 疑義に対する協議等	ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう 2):動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降 昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナン * 設計図書に関する疑義は、原則として、入社納行前に質問 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書 によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変 「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところに (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/	路ピットアス 用電話 まの提出に の事務 更事務 よの まの まの まの まの まの まの まの まの まの ま	記管・配線 : こよって確か は変更を行う と要領」(4	工事のこと。 かめる。 う場合の措 令和7年2月1	をいう。 置は、契約書の規定
1.1.9 工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を 管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」と なお、基本計画書には、中止時点における工事の出 器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事	受けた場合 いう。) を 高、職員の に関する基	合は、「工事 を提出し、例 の体制、労働 基本的事項を	事一時中止に 発注者の承記 動者数、搬え を明らかに	こ伴う工事現場の維持 諾を得るものとする。 入材料及び建設機械
<工事関係図書> 1.2.1 実施工程表	* 概成工期: ·有(年 月 日) ※ 無				
1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組 方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡 書を作成し、監督職員に提出する。(平成22年7月23日付2	(平成22年	F7月6日) 0	の注意事項	をふまえた施工計画
1.2.4 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品管理情報差準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対テム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理なお、監督員の指示がある場合はその指示による。	cals/dens 内容を記載 象物は、 がある場合 DVD-F 書(電子編	inohin. htm 載した場合、 「愛知県建等 合はその指え ス) 2 部とて 内品対象物。	nlを参照)に 省略できる 楽局発生工事 示による。 する。 として「愛知	基づく。ただし、 るものとする。 事における情報共有 知県電子納品運用

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、 完了検査) に写真情報等の閲覧機器を準備する。 . その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 E. その他、電子射品に関する詳細な取扱いについては、発任者、安任者協議の上、決定する。
F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。
1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。
2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影すると。記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日
②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素教は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル ※ デシタル工事与具の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「テシタル 工事写真の小黒板情報電子化について」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照) により行うことができる。 3)竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 費用負担により、利用することができる。 情報共有システム 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 1. 情報大行システムは「突川水市和大行座用カイトノコン」及び、交が水を未満たはユナにないる日本へ、 テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)
 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 遠隔臨場の適用:・発注者指定方式・受注者希望方式・適用しない 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建設局)」(https://www.pref. 遠隔臨場の実施 aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、 <工事現場管理> 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 1.3.1 施工管理 という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるもの 1.3.3 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.5 施工条件 施工日・施工時間 制限 :・無 ※有() 休日 (年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ (: 日) ※図示によろ 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間 ・30日 ※ (その他作業不能日 ・ (部位別の施工順序 : ※無 有(野性対置場所 駐車制限: ※有(資機材置場所 置場制限 : ※有(週休2日制工事 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) .3.10 施工中の環境保全等 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関す る条例」による措置 無 ・有(詳細は図面による) .3.11 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること 発注者に引渡しを要するもの:PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物:・有(処理方法:) 見場において再利用を図るもの: 現場におい、中利州で図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 引渡し等 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 - 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 建設副産物 に関する法律」及び「建設工事に体る資材の特質係化等に関する法律」、その他、関係法等の規定を遵可し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref. aichi. jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。
 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、コプ゚リス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。

 再生資源利用計画書(実施書)(様式1)
 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)

 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録記書を応止」 ENを破職員に提出する。 明書を作成し、監督職員に提出する。 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出する 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

IJ	 目	特 記 事 項
		集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、 廃棄物の内訳 (t 又はm³)、マニフェストの照合・確認日 (電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、 マニフェスト番号 (連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、 受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 等に提示する。
	再資源化	 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 「確定工事事務の手引・関連様式]
<材 料>	分別収集 非飛散アスベスト処分	*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスペスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法:)
1. 4. 1	環境への配慮	*「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において愛知県内で算出された木材(愛知県内で算出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 ・ 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 ・ 内装下地材(内装プレハブ工法)・ ・
		・使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という)が 「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。 ・受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認 定事業者登録番号等(図ー1)が明記された出荷伝票等により行う。 ・受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管 理するWebページ(http://www.aichi-wood.com/index.html)にて公表される認定事業者一覧により行う。
		図-1 この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○-○○○
	再生資源の利用	* 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しないができる。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1)あいくる材使用状況報告書(様式8) 2)あいくる材使用実績集約表(様式9) あいくる材度用状況報告書(様式8) * あいくる材度用実績集約表(様式9) * あいくる材配定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebペ→゚から入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
<施 工> 1.5.2	技能士	* 技能士: ※延べ面積5,000㎡以上の工事に適用する * 適用する技能検定の職種及び作業の種別は次のとおりとする。
		適用職種 工事種別 工事の細分 資格(技能検定における選択作業) ※ 鉄筋工事 加工及び組み立て 1級鉄筋施工技能士 ※ コンクリート工事 型枠 1級型枠施工技能士 ※ ホコンクリートこで仕上げ 1級左官技能士 ※ アスファルト防水 シート防水 ※ シート防水 金藤販防水 ※ シーリング * その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別:
1. 5. 5	施工の検査等	* 見本施工: ※実施しない ・実施する ()
	化学物質の濃度測定	* 濃度測定: ※実施する ・実施しない * 濃度測定: ※実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成15年6月6日付事務連絡)、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」(平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発017第1号)により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。測定時期: 別定対象の化学物質 : ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン測定方法 : アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定測定対象室及び測定箇所数: 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。
<完成図等 1.7.1	号> 完成時の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ()
1.7.2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2)平面図・求積図 3)その他() B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1)設計図(変更設計図を含む) 2)完成図 C. 完成図のCADデータ

2025年10月1日改定 項 記 項 ※提出する (・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用()部 ・()部 .7.3 保全に関する資料 <その他> 次の書類を監督職員に提出する。 提出書類 2) 建築工事事務の手引等によるもの 1) 使用資材(機材)一覧 1) 使用資料 (機利) 一急 2/ 建築工事事物の子引寺によるもい 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。 (特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間と する。) 保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」によ 火災保険等)、保険金受取人(被保険者)は受注者とする 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和4年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。) 法定外の労災保険の付保 常備図書 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 建設業退職金共済制度 工事元成後、迷べがに資金元ヨ美興総治教を下成し、便宜員に述かしなければならない。 南海トラフ治いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時 情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び 南海トラフ地震臨時情報 参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 施工場所 ・ 含まれる(愛知県内全市町村) ・ 含まれない 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※ 含まれる(愛知県内全市町村) ・ 含まれない ・ 含まれない ・ 含まれない ・ 含まれない 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 各種調査への協力 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること ・本工事における木材利用状況に関する調査に関力をすること。
・本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完丁時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
・施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。
・「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: 工事コスト調査の協力 光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任 ※要する ・要しない 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。) は、種目別 工程表·請負代金内訳書 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 騒音・振動対策 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 作業名 建設機械名: 作業名: 建設機械名: 作来名: 建設機械名:
・排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし
(対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))
(対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 排出ガス対策型建設機械 「関する場合を表現して、「自己を表現して、「自己を表現して、「自己を表現して、「自己を表現して、「自己を表現して、「自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(例如のは、「自動車ののない。」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料 施工体系図の掲示 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 衆が見やすい場所 (仮囲いなど) に掲示する。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 工事の下請負 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でない 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事 施工体制 項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、 現場代理人等 監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたとも目様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任 技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、 並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

	T
項目	特 記 事 項
-tr (/ -tr) II-	することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebペ→シ゚を参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigi jyutsusyanosennin.html)
事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出すること。
薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」 (建設省事務次官通達)による。
石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーポルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。
契約後VE	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ (下記URL参照) に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲
	※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。 [工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]
CCUSの活用	* V E 提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで
と細距り N中土 口口が、	に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 2章 仮設工事■
<縄張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定
<仮設物>	* 工事に配置する足物については、「公共日本建成工事大池旧版等に使業権制」の「2.2.1 化金物子」の原外、「季すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、達方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * 仮囲い (平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)・設置しない (仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所
	* 監督職員事務所: ※設ける ・設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度
	* 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り
	2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り
	* 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1)標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2)選択備品:・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備
	* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他
	* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、 仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板:・設置しない ※設置する「PR看板設置要領(建築局発注工事)」による (PR看板設置要領(建築局発注工事) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-
	ki jyun. html 参照) * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係る P R 看板設置について」により、設置状況について報告書を監督
建設現場標識の設置	職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
	《建設現場標識 共同設置の例》
	工事名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・・・・・ ・・・・・
	エ 期 〇年〇月〇日から
	○年○月○日まで 発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課
	工事監理者 〇〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社
	〇〇段備株式会社

								202541	J / J D S / E
i	頁 目	■ 建筑炉 ○ 辛 ↓ ▼ 幸 =	4	寺	記	事	項		
	及び埋め戻し等>	■建築編 3章 土工事■	es mu	s w	2.4	ens :	,		0.43
3. 2. 3	埋戻し及び盛土		工法 ・水締	め ・機器	岸による締固 と			[表3.	2.1
		* 建設発生土の利用指定	: ※無	•有()からの建設	発生土を利用	用する	
3. 2. 5	建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理	• 有 • 構内処 • 構外搬 (搬出 (片道	・無理 出(関係法令 先名称(所在 運搬距離(km)	き (等に従い適 ((世) :	辺に処理)) (片i	首運搬時間(町)
		建設発生土を構外へ わかる写真並びに運搬					出先及び処分	状況(高さ、勾) 配等)が
		■建築編 4章 地業工事							
<試験及で 4.2.2	び報告書> 試験杭	* 試験杭の位置、本数、	寸法: ※図i	面による ・	()			
4. 2. 3	杭の載荷試験	* 杭の載荷試験: ・実 * 試験杭の位置、本数、 * 試験の方法: * 報告書の記載事項: ※	施する(・水 載荷荷重等:	平載荷試験 ※図面によ	・鉛直載荷i る ・ (試験) ※実加	奄しない		
4. 2. 4	地盤の載荷試験	* 平板載荷試験: ・実施 * 試験位置 : ※図面 * 試験の方法 : (公社)	jによる) 地盤工学会	基準による	載荷荷重	[:			
	ンクリート杭地業> 一般事項	* 報告書の記載事項等: * 工法: ・打込み工法				丁法			
4. 3. 3	材料	* 既製コンクリート杭の * 性能及び曲げ強度等に * 杭の寸法、継手の箇所	種類 : よる区分等:	・PHC杭 ・A種	・ S C 杭 ・ B 種	・PRC杭 ・C種	• ()	
4. 3. 4	セメントミルク工法	* 支持地盤の位置及び種 * 本杭の掘削深さ、杭の * 木平方向の位置ずれの * 根固め液及び杭周固定 試験の回数 1回の試験の供試体の 供試体の採取 供試体の作製	類 转度 核の管理試験 : ※3個 : ※4.3.4 : ※4.3.4 : ※4.3.4 : ※4.3.4	. 1による . 1による . (6) (コ) (c) に . (6) (コ) (d) に . (1) (7) による . 1108による	※図面による ※図面による ※図面による ・ (・ (よる ・ (よる ・ (・ (・ (・ (・ (・ (・ ())		
4. 3. 5	特定埋込杭工法	* 支持層の位置及び土質	: *	図面による	• ()			
4. 3. 6	継手	* 杭の継手工法 ・ア	ーク溶接	機械式接線					
4. 3. 8	杭頭の処理等	* 杭頭処理の方法(切断)	する場合):	 外圧方式 	・ダイヤモ	ンドカッター	方式		
<鋼杭地美 4.4.3		* 鋼杭の材料: ※図面に			, , , ,				
4. 4. 4	工法	* 支持層の位置及び土質			• ()			
4. 4. 5	継 手	* 継手の工法: ・アーク			`	,			
					ガノレー	A like to			
4.4.6 <場所打 4.5.1	・杭頭の処理等 ちコンクリート杭地業> ─般事項	* 杭頭処理の方法(切断 * ・アースドリル工法 ・リバ・						车枯丁注	
						· 3四 目 327リート化	.1.1Z • 11/2	込の上仕	
4. 5. 4	材料その他	種別	り厚さ: ※1 : ※4 ・重ね継手 トの種類:) 準強度 : :	00mm . 5.4(1)(イ)(イ)((継手長さ ※高炉セメン ・ N/mm・ ・ A種 ・ 18cm	・ (c)による ・ ・表5.3.2に。 トB種 ・ [・ 図面によ ・ B種 ・ 図面によ	よる ・図面(図面による :る ・ (• ()	表4. 5. 1]
4. 5. 5		* 支持層の位置及び土質 * 掘削の工法: ・アーラ ・性能診 * 使用材料及びコンクリ	ドリル工法 『価機関の評価	リバース五、認定を受	工法 ・オー けた工法 (種	-ルケーシング ፤別:	`工法		
				設計事務所名			工事名称		网产季日
			:	建築士登録番号				縮尺	図面番号
				建築士氏名					
			検	製	設 計	, and	知風建築目以上	共建築部公営住宅	3II.
			X	Ø	○年○月	发	ルボルン米川ムナ	、AE米PPA 西 II 七	H/K

```
項
              目
                                                        記
                                                                           項

      杭の根入れ深さ
      : ※図面による ・ ( )

      ・水平方向への位置ずれの精度
      : ※図面による ・ ( )

      ・ 孔壁の超音波測定器による確認
      : ※行う(全数の10%以上)
      ・行わない

4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭*支持層の位置及び土質: ※図面による
      工法及び拡底杭工法
                       * 砂利地業に使用する砂利 : ・再生クラッシャラン ・切込砂利 ・切込砕石 ・ (
* 砂地業に使用する砂 : ・山砂 ・川砂 ・砕砂 ・ ( )
* 床下防湿層に使用する材料: ※ポリエチレンフィルム (厚さ0.15mm以上) ・図面による ・ (
4.6.2 材料
4.6.3 砂利及び砂地業
                       : 厚さ: ・60mm ・ ( ) mm ・図面による
                      * 捨コンクリート厚さ : ・50mm ・ ( ) mm ・図面による * 強度 : ・18N/mm<sup>2</sup> ・ ( ) N/mm<sup>2</sup> スランプ : ・15cm ・18cm
4.6.4 捨てコンクリート地業
4.6.5 床下防湿層
                       * 防湿層: ※適用する(範囲:図面による) ・適用しない
                       ■建築編 5章 鉄筋工事■
 <材 料>
 . 2.1 鉄筋
                        鉄筋 ※JIS 6 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋
                        ・図示による
種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図面による
5.2.2 溶接金網
                        鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※図面による・(
 <加工及び組立>
                        加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.2 加工
                       * 90°未満の折曲げ内径直径:
5.3.4 継手及び定着
                        鉄筋継手: ※ 重ね継手(D16以下) ※ガス圧接継手(D19以上) ・機械式継手又は溶接継手
                        鉄筋の定着方法: ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・ (
                        加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔*鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : ・表5.3.6による ・図面による ・(
5.3.7 各部配筋
                        各部の配筋: ・図面による ・(
 〈ガス圧接>
5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験 * 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が
発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。
 〈機械式継手>
                        適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による・(
 .5.3 工法
5.5.5 施工完了後の継手部の試験* 施工完了後の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法:
                                       ※超音波測定試験(試験項目及び試験方法:
                        試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による・(
 〈溶接継手>
5.6.3 工法
                        適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による ・(
5.6.5 施工完了後の継手部の試験* 施工完了後の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法:
                                       ※超音波測定試験(試験項目及び試験方法:
                       : 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による ・ (
                       ■建築編 6章 コンクリートエ事■
 〈共通事項〉
                      受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。
(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場 (工業標準化法の一部を改正する法律 (平成16年6月9日公布) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施
5.1.2 基本要求品質
                       切に実施できる工場から選定しなければならない。
 <コンクリートの種類及び品質>
 . 2.1 コンクリートの種類
                       * コンクリートの種別: ※I類 ・Ⅱ類
                       適用筒所及び施工時期・
                        寒中コンクリート 適用箇所: ※図面による・(
                                                              ) 施工時期: ※監督職員と協議・(
                        零十コンクリート 適用箇所: ※図面による・(マスコンクリート 適用箇所: ※図面による・(無筋コンクリート 適用箇所: ※図面による・(
                                                                ) 施工時期: ※監督職員と協議・(
                                                                ) 施丁時期・
                                                                   施工時期: ※監督職員と協議・(
                       ※前州・フィッ ・ 西川回川・ ※回回による・ ( ) 施工時期:
流動化コンクリート 適用箇所: ※図面による・ ( ) 施工時期:
※ 気乾単位容積質量による種類: ※普通コンクリート ・軽量コンクリート
※ 国土交通大臣認定コンクリート (建築基準法第37条第2号):
                                                                   施工時期: ※監督職員と協議・(
                      * 設計基準強度(Fc): ・普通コンクリート ( ) N/mm<sup>2</sup> ・軽量コンクリート ( ) N/mm<sup>2</sup> ・図面による
6.2.2 コンクリートの強度
                         (設計基準強度の基準値:普通コンクリート48N/mm2以下、軽量コンクリート27N/mm2以下)
6.2.4 ワーカビリティー及びスランプ
                       * コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・ (
6.2.5 構造体コンクリートの仕上り * 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別: ・A種 ※B種 ・C種 * コンクリートの仕上がりの平たんさの種別: ・A種 ・b種 ・c種
                                                                                            「表6.2.4]
                                                                                            「表6.2.5]
```

	項	目		į	特	記	事	項		
< コンカリー 6.3.1	トの材料及び コンクリー	調合> ートの材料		島炉セメント	A種 ・シリ	カセメントA		重) イアッシュセメン	/トA種 ・エコセ	2メント
			* 適用箇所 高炉セメン フライアッ * 骨材の使用 フェロニ	シュセメントッケルスラク	、B種:	• 使	用する	※ 使用しない ※ 使用しない		
			* 砕石、砕砂、細骨材、	電気炉酸 再生骨材	&化スラグ骨 †H:	材: ・ 使 ・ 使	用する 用する	※ 使用しない※ 使用しない		
			* 混和剤 種類: • AE系 * 混和材 種類: • 754	※AE減水	剤 ※高性能	EAE減水剤	• () • 使	使用しない 末 ・シリカフューム・	膨張剤
6.3.2 <コンク	コンクリ· リートの品!		* 構造体強度補正値 (S) * 6.3.2(4)(f)①~③以夕			表6.3.2によ		()		
			* アルカリ総量: 3.0kg 打込み及び締固め>	/m³以下とす	-る。					
6. 6. 4	打継ぎ		* 打継ぎの位置 梁及びスラブ: ・図記	前による :	※そのスパン	/の中央又は	端から1/4	の付近 ・ ()	
<養 生	=>		柱及び壁 :・図面 * 目地寸法: ※図面に。	面による :	※スラブ、星	産梁又は基礎		• (Ć	
6.7.2	湿潤養生		* 普通エコセメント使用	時の湿潤養生	Eの期間:	() 目	以上			
6. 8. 1	型枠一般		* 外部に面するコンクリ ※配筋基準図によ * ひび割れ誘発目地: 何	る・(等の仕上げ)	を行う場合を含む 寸法 (」。) の打増し厚さ) mm	F:
6. 8. 2	材 料		* せき板の材料 コンクリート							
			コンクリート * せき板 合板の場合	種別	: • 6.8.2	(2)(7)による	3もの ※	雀保できるもの 6.8.2(2)(イ)によ		
			合板の厚さ * 断熱材を兼用した型枠	材	: • 使用で	・ (ける (使用箇	所: ()) •	使用しない	
			* MC R工法用シート * 配管用等スリーブの材							
6. 8. 4	型枠の存置		* 普通エコセメント使用	時の型枠の最	 小存置期間	:				
	一般事項		* 軽量コンクリートの適	用箇所: ※	図面による					
6. 10. 2	種類及び		* 軽量コンクリートの種 * スランプ: ※21cm)	気乾単位名	浮積質量:	[表	₹6. 10. 1]
	1ンクリート 一般事項	>	* 適用期間: ※JAS	85による「	打込日を含む	すの平均気	温が 4 ℃以	以下の期間」 ・	()	
	材料及び記		* 構造体強度補正値(S)	: ※ 6.11.	. 2(3)(7)によ	よる ・ 積	算温度を基	基に定める ()	
6. 12. 2	ュンクリート 材料及び ュンクリート	調合	* 構造体強度補正値(S)	: 🔆 6N/mm	m ² • ()				
	一般事項		* 適用箇所:							
6. 13. 2	材料及び記	調合	* セメントの種類: ・ ロ					/ドセメント ・ /ドセメント ・		種
			* 混和剤の種類 : ※A * 混和材の種類 : ・ご	A E減水剤	※高性能AI ュⅡ種(JIS	E減水剤 ・ A 6201)	(
			* スランプ : ※1 * 構造体強度補正値 (S)				る・	()	
	コンクリート 一般事項	>	* コンクリートの種類:	※ 普通コン	/クリート	図面に。	よる ・	()	
			* 設計基準強度: ※18N * スランプ: ※15cm	% 18cm)				
0.000	ニコンクリー	ト>	* 適用箇所: ※図面に。	,)					
<高強度	一般事項 モコンクリー	>	* 流動化コンクリート:	適用する			による			
6. 16. 2	品質		* 水セメント比: * スランプ又はスランプ 48N/mm ² < 設計基準強度 60N/mm ² < 設計基準強度	$\xi \leq 60 \text{N/mm}^2 \mathcal{O}$		ランプフロー)	
6. 16. 3	材 料		* 高性能AE減水剤以外	の混和材料:						
. !! >==			■建築編 7章 鉄骨工事	-						
<共通事 7.1.3	¥項> 鉄骨製作□	工場	* 建築基準法第77条の56 ンター又は(株)全国鉄 大臣から認定を受けた	骨評価機構の) 「鉄骨製作	工場の性能語	平価基準」			
					設計事務所名			工事名称		図面番号
					建築士登録番	号			縮尺	凶風御万
					建築士氏名	1				
				検 図	製図	設計 ○年○月		愛知県建築局公	共建築部公営住宅設	果

1	項 目	特 記 事 項
		グレード: ・S ・H ・M ・R
7. 1. 4	鉄骨製作工場における 施工管理技術者	* 施工管理技術者: ※必要 ・不要
<材料 7.2.1	<i>></i> 鋼材	* 鋼材の材質、形状及び寸法: ※図面による ・ () [表7.2.1]
7. 2. 2	高力ボルト	* 種類: ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・図面による * ねじの呼び : ※図面による ・ ()
7. 2. 3	普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等: ※表7.2.3 ・図面による ・ () * ねじの呼び : ※図面による ・ ()
7. 2. 4	アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ () * 建方用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ () * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度: ※表7.2.3による ・ ()
7. 2. 5	溶接材料	* 溶接棒等 (表7.2.4) 、シールドガス以外の材料: ・図面による ・ ()
7. 2. 6	ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴 : ※割枠式 ・図面による ・ () 建築用ターンバックルボルト: ※羽子板ボルト ・図面による ・ ()) * ねじの呼び: ※図面による ・ ()
7. 2. 7	床構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状及び寸法 : ※図面による ・ () * (1)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法: ※図面による ・ ()
7. 2. 8	スタッド	* 種類等: ※図面による ・ ()
7. 2. 9	柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル: ※使用する ・使用しない ・図面による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等: ※7.2.9(2)(7)~(エ)による ・ ()
7.2.10	材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験: ※実施する ・実施しない
7. 3. 2	工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等:※図面による ・ ()
7. 3. 8	ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径: ※ねじの呼び径+1.0mm ・図面による ・ ()
7.3.10 <高力ボ	仮 組ルト接合>	* 仮組: ・実施する ※実施しない
7. 4. 2	摩擦面の性能及び処理	* すべり試験: ・実施する ※実施しない * 試験の方法: 試験片の摩擦面の状態:
7. 4. 7	締付け	* JIS形高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量:
<溶接接 7.6.3	母 > 技能資格者	* 溶接技能者に対する技量付加試験: ・実施する ※実施しない
7. 6. 4	溶接の準備	* 開先の形状: ※図面による ・ ()
7. 6. 7	溶接施工	* 鋼製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲: ※図面による ・ () 切断面の仕上げ: ※グラインダ-仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、/ッチ深さ1mm程度以下] ・図面による ・ () * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位: ※図面による ・ () スカラップの形状: ※図面による ・ ()
7. 6. 12	溶接部の試験	* 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等: ・図面による ・() 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 : ・図面による ・() * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験: ※実施する ・実施しない 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL):・2.5% ※4% 検査水準:・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※第6水準
		₹/ * デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法: ※図面による ・ ()
7.8.2	産業ク 塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 : ※図面による ・ () * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲: ※7.8.2(1)(ア)~(オ)以外の範囲 ・図面による ・ ()
7. 8. 4	塗料種別	* SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料: ※表18.3.1のA種 ・ () * 耐火被覆材の接する面: ・塗装する (塗料の種別:) ・塗装しない
<耐火被 7.9.2		* 種類、材料及び工法等: ※図面による ・ ()
7.9.3 <工事現		*耐火被覆の耐火性能: ※図面による ・ ()
7. 10. 3	アンカーボルトの設置等	* 構造用アンカーボルトの形状・寸法: ※図面による・・() * アンカーフレームの形状・寸法: ※図面による・・() * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法: ※A種 ・B種 ・C種 [表7.10.1] * 柱底均しモルタル 厚さ: () mm
	施 工	* ボルトの接合方法: ※図面による ・ ()
		* 摩擦面の処理方法等: ※ブラスト処理 ・りん酸塩処理 ・() ・図面による * ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量:

					2025年	10月1日改定
ń	頁 目			記	事 項	
<補強コン	ンクリートブロッ	ク造>	リートブロック・ALCパオ			
8. 2. 2	材料	* ブロックの種類、モラ	デュール呼び寸法、正味厚さ	:・図面に	よる	
8. 2. 3	モルタルの調合	* 調合: ※ 8.2.3(ア)~(イ)による・	()		
8. 2. 5	鉄筋の加工及び	組立 * 各部の配筋: ※図面	による ・ ()			
8. 2. 7	ブロック積み等	* 目地仕上げ ・8.2	.7(6)(7)による・8.2.	7(6)(イ)によ	3	
8. 2. 8	モルタル及びコン ート6	充填	色囲: ※図面による ・	()	
< コングリートフ 8. 3. 2	プロック帳壁及び塀2 材料	* ブロックの種類、モラ	デュール呼び寸法、正味厚さ O場合): ・使用する			
8. 3. 4	鉄筋の加工及び約	l立て * 壁鉄筋の継手、定着が * 各部の配筋: ※図面	及び末端部の折り曲げ形状: による ・ ()	※図面に	はる ・ ()	
< A L C / 8. 4. 2	パネル> 材 料		苛重、厚さ、幅、長さ、耐り ご挿入する耐火目地材: ※			
8. 4. 3	外壁パネル構法	* 出・入隅のパネル接合	挂能 ※図示による ※300mm ・() 五の接合部の目地幅: ※	10mm~20mm 合い部の伸縮	・ () mm ・図面によ 目地幅: ※図面による ・() n	
8. 4. 4	間仕切壁パネル		○種別: ・C種 ・D種 図示による ・ ([表8.4.3]
	形tメント板(ECP)> 材料		等: ※図面による ・ (
8. 5. 3	外壁パネル工法	* 出隅及び入隅のパネル	±能 ※図示による 長辺(10mm以上): ・(レ接合目地の目地幅: ※15 とび隙間の処理: ※パ)mm mm程度(シーリン	短辺(15mm以上): ・(グ材充填) ・() mm	[表8.5.1])mm
8. 5. 4	間仕切壁パネル		種 図示による ・ ()		[表8.5.2]
8. 5. 5	溝掘り及び開口部	3の措置*パネルの開口寸法等の	○限度: ・図面による	• ()	
		■建築編 9章 防水工	= =			
<共通事項		* 防水の保証期間は、	[事目的物引き渡しの日から	モルタル防	k5年、その他防水10年とする。	
<アスファ 9. 2. 2	アルト防水> 材 料	* 押え金物の材質及び外 * 断熱材(屋根保護防力 * 断熱材(屋根の	7ルルーフャクゲシート 種類及び馬 ジ状寸法: ※アルミニウム と断熱工法) 厚さ と断熱工法) 種類、厚さ : 保護防水密着工法・屋根保 5mm以上 ・ボリブ・ロピック、 は 適度が水密着断熱工法・屋根 っピーン、ボリエチレン等を平織り が保護): 使用する(仕 後): ※図示による	『さ:※表9.2 L-30×15×2 ・(・(・(・(・(・(・(・) リェチレン等を終 ア 保護防水絶縁 ア (としたフラットヤーン 様 (2.5~表9.2.8による ・ ()・[2.0(nm) ・ ()	図面による 図面による
9. 2. 3	防水層の種別及び	*屋根保護防水密着断熱立上り部への断熱材及 立上り部への断熱材及 *屋根露出防水絶縁工治 *屋根露出防水絶縁断熱 *屋根防水密着工法 伊	法 仕上塗料 種類、使用量 脱気装置 種類、設置養 外工法 仕上塗料 種類、修 脱気装置 種類、記 品談層: 有(工法	経縁断熱工法※図示に。は:数量: ※ルーフィを用量:と置数量: ※)	よる ・ () 'ング類製造所の指定 ・ () 'ハーフィング類製造所の指定 ・ ([表9.2.7]
9. 2. 4	施工	* 立上り ※コンクリー	ド立上り部周辺の断熱材の引)B種] ·	る ()・図面による 置(屋根露出防水絶縁断熱工法):	
			設計事務所名		工事名称	図面番号
			建築士登録番号	÷	箱	5
			検 製図 図	設計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住	宅課
<u> </u>				OFOR		

項目	特 記 事 項
9.2.5 保護層等の施工	* 平場の保護コンクリート厚さ: ・80mm以上[こて仕上げ] ・60mm以上[床タイル張り等仕上げ] ・ 図面による
	・ () ・ 図面による ・
< 改質アススァルトシート防水> 9.3.2 材料	* 改質アスファルトシート 種類及び厚さ: ※表9.3.1~表9.3.3による ・ () ・図面による * 粘着層付改質アスファルトシート 種類及び厚さ: ※表9.3.2及び表9.3.3による ・ () ・図面による
	#相反び呼ぶる
9.3.3 防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の種別: ※図面による ・ () * 屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.3.1] ・ 原料・愛は 種類 ・ に関する ・ () ・ 原料・愛は 世界・ に関する ・ () ・ 原料・愛は 世界・ に関する ・ ()
	* 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.3.2] * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.3.3] 脱気装置 種類、設置数量: ※改質アススアァストシート製造所の指定 ・ () ・ 図面による
<合成高分子系ルーフィングシート防水> 9.4.2 材料	- * ルーフィングシート・ 種類及び厚さ ※表9 4 1~表9 4 3によろ ・ () ・図面によろ
	* ルーフィングシート: 種類及び厚さ ※表9.4.1~表9.4.3による ・ () ・図面による * 可塑剤移行防止用シート 材質: ※発泡ポリエチレンシート・ () ・図面による * 固定金具 材質、形状及び寸法: ※ 9.4.2(3)(4)による ・ () ・図面による * 断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ: ※ 図面による ・ () 接着工法の場合の種類及び厚さ : ※ 図面による ・ ()
9.4.3 防水層の種別及び工程	* 防水層の工法による種別及び工程: ※図面による ・ () [表9.4.1]~[表9.4.3] 種別 S-F2及びS-M2の場合 ・軽歩行仕様 種別 SI-M1、SI-M2 防湿用フィルムの設置 : ・図面による ・ ()
	仕上塗料の種類及び使用料: ・ルーフィングシートの製造所の仕様による ・図面による ・() *接着工法の場合 脱気装置 種類及び設置数量: ・図面による ・() ・ルーフィングシートの製造所の仕様による ・ルーフィングシートの製造所の仕様による ・ 合成高分子系ルーフィングシート防水 (屋内保護密着工法) 保護モルタル塗り厚さ: [表9.4.3]
9.4.4 施工	* 目地処理(接着工法) プレキャストコンクリート部材下地の場合:・図面による ・() * プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り 種別 S-F1、SI-F1の場合 ・図示による ・ () * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法:
< ウレタンコ、ム系塗膜防水及びコ、ムアスファ	* 保護層(屋内保護密着工法) 立上り部保護モルタル塗厚: ※7mm以下 ・()
	* ウレタンゴム系塗膜防水の種別: ・絶縁工法 ・密着工法 ・図面による * ウレタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量: MOCA非含有材 [表9.5.1] ・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ ()
	* 絶終工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量:・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ () * ゴムアスファルト系塗膜防水の種別 :・Y-1 ・Y-2 ・図面による [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層の仕様 :・図面による
9.5.4 施工	* 防水層の下地におけるモルタル塗 適用箇所: * 防水層下地の立上り: ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ・ ()
<ケイ酸質系塗布防水> 9.6.4 施工	* 9.6.4(2)(f)(f)以外の下地処理: ・図面による ・(* 防水層の下地 壁、天井部:※コンクリート打放し仕上げ(表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種)・() * コンクリートの打継ぎ箇所の処理: ※ 9.6.4(2)(7)による ・ ()
< FRP系塗膜防水 > 9.7.2 材 料	* ルーフドレン: ・FRP系塗膜防水用ルーフドレン ・鋳鉄製 ※図面による
9.7.4 施工	* 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防腐・防蟻処理: ・図面による・() 根太の樹種、寸法及び防腐・防蟻及び防虫処理: ・9.7.4(2)(ウ)による・図面による ・ 構造用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による・厚さ12mm・() 下地用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による・厚さ12mm・() 質 留付け間隔: ・150mm程度・図面による・() 下れたじ 留付け間隔: ・150mm程度・図面による・() 防水板の設置: ・適用する(種類) ・適用しない ・ 適用しない ・ 下 防水層の下地 平場の勾配: ・1/100以上・図面による・() 下 防水端部の処理 水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層の取合い: ・図面による・()
<透湿防水シート、防水テープ及び改り 9.8.2 材料	* 水張試験: ・行う ・行わない
9.8.3 施工	* バルコニー手すりの工法: ・9.8.3(2)(ケ)による (笠木の固定方法、形状及び仕上げ ・図面による ・ ()
<シーリング> 9.9.2 材料	* シーリンク [*] 材の種類及び施工箇所: ※種類は被着体に応じたものとし [表9.9.1] を標準とする ・図面による * シーリング材表面仕上 ・仕上げなし
9.9.3 目地寸法	* シーリンク [*] 材の目地寸法: ※ 9.9.3(1)(7)、(4)、(が)による ・ ()
9.9.5 シーリング材の試験	*接着性試験: ※簡易接着性試験 · 引張接着性試験
. !! >= de-ex-	■建築編 11章 タイル工事■
<共通事項> 11.1.3 伸縮調整目地及び ひび割れ誘発目地	* 目地の位置: ※表11.1.1による ・ () ・図面による
11.1.4 見本焼、試験施工	* 見本焼 ・有 ※無 試験張り ・有 ※無

項	目	特 記 事 項
<セメントモルタルにこよる 11.2.2 材 料		り> * 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等:※図面による ・ () * 役物: ・有 ・無 * 産地等: ※愛知県産 ・ ()
11.2.3 張り付	けけ用材料等	* 既調合モルタル: ・ ()
11.2.6 施 コ		《下地及びタイルごしらえ》 * 下地モルタル塗りのコンクリート素地面処理: ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ () ・図面による * 壁タイル張りの種類及び工法 外装タイル: ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り [表11.2.3] 内装タイル以外のユニットタイル: ・マスク張り ・モザイクタイル張り
<接着剤による隙 11.3.2 材 ギ		* 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等: * 役物: ・有 * 産地等: ※愛知県産 ・ ()
11. 3. 4 シーリ	ング材	* 種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地: ※ポリウレタン系 ・ ()
11.3.5 施 工	-	* 下地調整塗りを行うコンクリート素地面処理: ・MCR工法 ・目荒し工法 ・() * 壁タイル張りの種類及び工法: ※表11.3.2による ・図面による ・ () * 外装タイル接着剤張りの目地目詰め ・行わない
- lok - dak >		■建築編 12章 木工事■
<材料> 12.2.1 木 杉	t	* 施工一般 含水率 下地材: ※A種 ・B種 造作材: ※A種 ・B種 * 材料のホルムアルデヒド放散量等: ・12.2.1(1)(ウ)による ・図面による ・() * 製材 「JAS1083(製材)」による製材 下地用製材 寸法、含水率、保存処理: ※図面による ・() 等級 : ※2級 ・図面による
		造作用製材 寸法、等級、含水率、保存処理: ※図面による ・ () 板類における等級: ※枠、額縁、敷居、かもい、かまちの類の見え掛り面は上小節以上 それ以外は小節以上 ・ 図面による ・ ()
		広葉樹製材 寸法、保存処理: ※図面による ・() 等級: ※1等 ・図面による ・() 含水率: ※10%以下 ・図面による ・()
		「JAS1083(製材)」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率: ※図面による 造作材の材面の品質の基準: ※A種 ・B種 [表12.2.2] * 造作用集成材等 「集成材のJAS」による造作用集成材
		造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面、寸法: ※図面による ・ () 見付け材面の品質 : ※1等 ・図面による ・ () 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法: ※図面による ・ () 見付け材面の品質 : ※1等 ・ 図面による ・ ()
		「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 : ※図面による ・() 含水率 : ※15%以下 ・図面による ・() 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 : ※図面による ・()
		会水率 : ※15%以下 ・図面による ・() * 造作用単板積層材 「JAS0701(単板積層材)」に基づく造作用単板積層材
		品名、寸法、表面の品質及び防虫処理: ※図面による・・() 「JAS0701(単板積層材)」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理: ※図面による・・() 含水率: ※14%以下・・図面による
		* 直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能(使用環境)、樹種名及び寸法: ※図面による
		* 合板等 下地用普通合板
		板面の品質: ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹)・() 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度: ※1類 ・図面による 下地用構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級: ※図面による 厚さ: ※12mm・() mm・図面による 接着の程度: ※1類(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所)・図面による 等級: ※2級以上・()
		・
		天然木化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理: ※図面による特殊加工化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理: ※図面によるパーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ: ※図面による曲げ強さによる区分、厚さ: ※ 13タイプ、15mm ・ ()
		耐水性による区分、厚さ : ・ MR1 (M) タイプ、15mm ・ MR2 (P) タイプ、15mm ・ () 構造用パネルの品名及び寸法: ※図面による ・ () 。
		設計事務所名 工事名称
		建築土登録番号縮尺
		建築士氏名
		検 製 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特 記 事 項
12.2.2 接合具等	* 造作材の化粧面の釘打ち : ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し * 諸金物の形状、寸法、材質: ※12.2.2(2)(7)による ・ ()・図面による [表12.2.3]~[表12.2.5]
<防腐・防蟻・防虫処理> 12.3.1 防腐・防蟻処理	* 木材への防腐・防蟻処理 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 : 適用部材 () 保存処理性能区分 () 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理: ・行う ・行わない
	薬剤の種類、適用部材 : 図面による・() 処理の方法 : ※ 12.3.1(/)(b)による・() 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理: ・図面による・行う合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理:・図面による・行う・行わないまあの近半さんである。・行うない。 ・行うない・行うない。 *表面処理用木材保存(防腐・防蟻)剤は監督職員が承諾するものとする。 ・行わない。
<鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸 12.4.1 木 材	* 防虫処理: ※行う ・行わない 触組及び床組> * 間仕切軸組に用いる木材: ・杉 ・松 ・() * 床組に用いる木材(土間スラプ類の土台,転ばし大引,転ばし根太):・ひのき ・保存処理木材 ・ () 床組に用いる木材(上記以外): ・杉 ・松 ・ ()
<窓、出入口その他> 12.5.1 木 材	* 窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居: ・ひのき ・ () その他: ・松または杉 ・ ()
<床板張り> 12.6.1 木 材 <壁及び天井下地>	* 縁甲板、上がりがまちに用いる木材: ・ひのき ・ ()
12.7.1 木 材	* 木材: ・杉 ・松 ・ ()
<長尺金属板葺> 13.2.2 材 料	■建築編 13章 屋根及びとい工事■ * 長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類:※JIS G 3322の屋根用コイル (塗膜の種類: 厚さ:) ・ 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等:・図面による・・() * 下葺材料 (釘又はステーブルが打てる下地の場合):
13.2.3 工法	・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ) * 屋根葺形式:※図面による ・ ()
15. 2. 5 ± 4z	* 建株事形式: ※図面による * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等: ※図面による ・ () * 横葺の場合 ・ つかみ込み納め ・ けらば包み納め ※図面による * 雪止め: ・設ける ※設けない
<折板葺> 13.3.2 材料	* 折板 形式: ※重ね形 ※はぜ締め形 ・ () ・図面による 山高、山ビッチ、耐力、厚さ: ・図面による ・ () ・図面による ・ () ・図面による ・ () ・図面による ・ () ・図面による ・ 折板に使用する材料 : 材質の種類 () ・図面による * 軒先面戸板: ・有 ・無 * 断熱材張りを行う場合の断熱材の種別、厚さ、防火性能等: ・図面による ・ ()
13.3.3 工 法	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 耐雪性能に対応した工法の適用: ・有 ・無 ・図示による * 折板葺の工法 折板のけらば納め: ※けらば包み ・ () ・図面による
<粘土瓦葺> 13.4.2 材料	* 粘土瓦の種類: 大きさ: 産地等: ※愛知県産 ・() 役物瓦の種類: 雪止め瓦の使用等: JIS A 5208に基づく凍害試験等:・行う ・行わない * 瓦桟木 材質: ※杉 ・() 寸法等(幅21×高さ15(mm)以上) ※図面による・() ・
13.4.3 工 法	* 建築基準法に基づく耐風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法: * 瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値 ・ 先端が野地板厚さの2分の1以上に達する長さ ・ 野地板の裏面 (下地)まで貫通する長さ
	* 瓦桟木の留付け工法: * 棟の工法: ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 ・ () ・図面による * 面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しっくい ・図面による
<とい> 13.5.2 材料	* 材種等 ・配管用鋼管 ・排水管継手 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ルーフドレン ・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用鋼線 ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板)
	・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類:) * とい受金物及び足金物 材種: ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの・・() 形状、取付け間隔: ※図面による・・()
13.5.3 工 法	* 防露巻き(鋼管製とい): ※表13.5.4による ・ ()
/ まま知 神 >	■建築編 14章 金属工事■
<表面処理> 14.2.1 アルミウム及びアルミウム 合金の表面処理	* 表面処理の種別: ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-2種 ・ C種 (常温乾燥形の塗装 ()) * 陽極酸化皮膜の着色方法: ※二次電解着色 ・ ()
14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき <軽量鉄骨天井下地>	* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ・図面による [表14.2.2]
14.4.2 材料	* 野縁等の種類 屋内: ※19形 ・25形 屋外: ・19形 ※25形 [表14.4.1]
14.4.3 形式及び寸法	* 屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔: ・ () mm ・図面による * 屋外の野縁間隔: ・ () mm ・図面による

			2025年10月1日改
	更 壮	目	特 記 事 項 * ダクト等によってボルトのつりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法: ※図面による ・ ()
14. 4. 4			* ダクト寺によってボルトのつりボルトの间隔か900mmを超える場合の相独方法: ※図面による ・ () * 天井のふところが3mを超える場合の補強方法: ※図面による ・ () * 天井下地材の耐震性を考慮した補強: ※図面による ・ () * 耐風圧性を考慮した補強(屋外の軒、ピロティ等の天井): ※図面による ・ ()
<軽量鉄† 14.5.3	骨壁下地 形状及		* スタッド、ランナの種類: ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.5.1による ・ () * スタッド高さが5.0mを超える場合: ・図面による ・ () * 出入口及びこれに準ずる開口部の補強: ※14.5.4(5)による ・ () ・図面による
<金属成刑 14.6.2			* 金属成形板 種別、表面処理: ・ ()・図面による
14. 6. 3	工 法		* 取付け用下地: ※4節 軽量鉄骨天井下地による ・ () ・ 図面による * 長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手: ・ 設ける () ・ 設けない
<アルミコ 14. 7. 2			* 主な構成部材による種類: ・250形 ・300形 ・350形 ・図面による [表14.7.1] * 笠木本体の材料の表面処理の種別: ・図面による ・ () [表14.2.1]
14. 7. 3	工 法		* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: ・図面による ・ ()
2 T 116 \			■建築編 15章 左官工事■
<下地> 15. 2. 5	せっこ		他の* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ: ・図面による ・() 木質系セメント板の種類、厚さ : ・図面による ・()
15. 2. 6	こまい	下地	* 耐力壁の指定がある場合: ・図面による
15. 2. 7 <モルタ <i>)</i>			* 木ずり用小幅板の樹種: ・杉[心去り材] ・ () ・図面による
15. 3. 2			* モルタル: ・現場調合材料 ・既調合材料 ・図面による * 既製目地材: ・使用する(形状) ※使用しない
15. 3. 5	工 法		* 床の目地割り: ・目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度 ・() ・図面による * 種類: ※押し目地 ・() ・図面による
<仕上塗札 15. 6. 2		>	* 外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験: ・行う ※行わない * 仕上塗材の種類(呼び名): ※図面による ・ () [表15.6.1] 仕上げの形状: ・ゆず肌状 ※凹凸状 ・凸部処理 ・ ()
	軽量骨	材仕上塗材	* 検暦に工室材の工室材 例届:・1/19/mボ ・7/1/ボ ・ 1/19/02/コボ ・ 7/3系ポ [表15.6.2]
	工法		* 軽量骨材仕上塗材: ※製造所の仕様による (事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける) ・ ()
<マスチ _: 15. 7. 2	材料		* 品質及び性能: ・製造所の仕様による ・図面による ・() * 種別: ・A種 ・B種 [表15.7.1]
<ロックワ 15. 12. 3			* 仕上げ吹付け厚さ: () mm ・図面による
<共通事項	百~		■建築編 16章 建具工事■
16. 1. 3	防火戸		* 防火戸の適用: ※図面による * 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの: ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器 ・図面による
16. 1. 4	見本の	制作等	* 建具見本の制作: ・有 ※無 特殊な建具の仮組: ・実施する ・実施しない
16. 1. 6	その他		* 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所: ※玄関錠前 ・面格子 ※接地階バルコニー側
<アルミコ 16. 2. 2		建具>	* 建具の品質及び性能:※製造所の仕様による ・ () (
16. 2. 3	材 料		* 網戸 防虫網: 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製 ・図面による線径、網目 ※0.25mm以上(合成樹脂)、16~18メッシュ ・ ()
			設計事務所名 工事名称
			建築士登録番号 縮尺
			建築士氏名
			検 製

項目	特 記 事 項
16.2.4 形状及び仕上げ	* 構造: 網戸用レールは、一般網戸対応型とする。
3,000	* アルミニウムの表面処理: 種別 ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-1種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種 (常温乾燥形の塗装()) 色 ・ 標準色 ・ 特注色 * 結露水の処理方法: ・図面による ・製作所の仕様による ・ ()
16.2.5 工 法	* 水切り板、ぜん板等: ※図面による ・ () * 内付け建具: ・適用する ・ 適用しない
<樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造	* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地]
16.3.3 材料	* ガラス: ※復層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ・ ()
16.3.4 形状及び仕上げ	* 表面色: ・標準色 ・特注色
<銅製建具> 16.4.2 性能及び構造	* 玄関ドアの品質及び性能: ※製造所の仕様による・() () (* 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級: ※気密性A-3、水密性W-1・() () () () () () () () () ()
16.4.3 材料	* 点検口の類のくつずりの材料 ・図面による ・ ()
16.4.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ: ・表16.4.2による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下) ※図面による *くつずりの仕上げ ・HL (ステンレス鋼板を用いる場合) ・図面による ・ ()
16.4.6 標準型鋼製建具 <鋼製軽量建具>	* 形式及び寸法 ・図面による ・ ()
16. 5. 2 性能等	* 簡易気密型ドアセット (気密性: A-3): ・適用する ・適用しない ・図面による ・ () * 防音ドアセット、防音サッシ: ・適用する (遮音性等級:) ・適用しない ・図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ: ・適用する (断熱性等級:) ・適用しない ・図面による * 耐震ドアセット: ・適用する (面内変形追随性の等級:) ・適用しない ・図面による
16.5.3 材料	* 鋼板類の種類: ・図面による ・ () * 召合せ、縦小口包み板等: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金
16.5.4 形状及び仕上げ <ステンレス製建具>	* 鋼板類の厚さ: ・表16.5.1による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下) ※図面による
16.6.3 材料	* ステンレス鋼板: ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・図面による ・ ()
16.6.4 形状及び仕上げ	* 表面仕上げ: ※HL · ()
16.6.5 工 法 <木製建具>	* 曲げ加工: ※普通曲げ ・角出し曲げ
<建具用金物> 16.8.2 材質、形状及び寸法	* 内装建具については「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。 * 金物の種類及び見え掛り部の材質: ※表16.8.1による・() * 表16.8.1中の*印の適用並びに備考中の特記について: ※図面による・() * 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前: ※図面による・() * 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能: ※図面による・() ※ドアクローザーは、BL部品のII型の性能を有するものとする。 * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ:・表16.8.2による・図面による・() * 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ:・表16.8.3による・図面による・() 下車及びレール :・表16.8.5による・図面による・()
16.8.3 取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置: ・図面による ・ ()
16. 8. 4 鍵	* 各住戸玄関扉用錠前の種別: ※図面による ・サムターンイトウリンダ-面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠(・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)) ・() * その他錠前の種別:・サムターンイトウリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠(・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)) ・() * タンブラー類の本数: ※6本以上 ・ () * 鍵: ※図面による ・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱:・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * コンストラクションキー装置: ※取付ける ・取付けない * マスターキー:・製作する () ・製作しない * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * 引違い戸、引違い窓 鍵違いの種類:・ () 種類 ・6種類以上 ・図面による
<ガラス> 16.14.2 材料	* ガラスの種別及び厚さ: 図面による * ガラス留め村: ・シーリング村 ・ガスケット ・図面による * アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットの用途による区分 ※グレイチングチャンネル (アルミニウム製建具に用いる引違い及び片引き障子の場合)・ ()
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	第* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ:※建具の製造所の仕様による・図面による・()

		1					2	025年10月1日改定
ij	į B		4	寺 [R	事	項	
<素地ごし	ふえ>	■建築編 18章 塗装工	事■					
18. 2. 2	木部の素地ごしらえ	* 透明塗料塗りの木部の * 不透明塗料塗りの木部				B種 · (B種 · ())	[表18.2.1] [表18.2.1]
18. 2. 3	鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえ * 鉄鋼面の素地ごしらえ				B種 ※C和 B種 ・C和	_	[表18.2.2] [表18.2.2]
18. 2. 4	亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地	ごしらえの種	别: • A種	★ B種			[表18.2.3]
18. 2. 5	モルタル面及びプラスター面 の素地ごしらえ	* 種別: ・ A種 ※ B和	重					[表18.2.4]
18. 2. 6		* 種別: ・ A種 ※ B科					場合は表18.2.6	による】 [表18.2.5]
18. 2. 7	及び押出成形がかち板面 せっこうボート、面 及びその他ボート、面 の素地ごしらえ	* 種別: ・A種 ・B科 * 目地工法が継目処理工 * その他のボード類の素	法のせっこう	ボードの素地	立しらえの		重 ·B種	[表18.2.7] [表18.2.7]
<錆止め塗 18.3.2		* 鉄鋼面錆止め塗料の種 * 亜鉛めっき鋼面錆止め						[表18.3.1] [表18.3.2]
18. 3. 3	錆止め塗料塗り	* 見え掛り部分の鉄鋼面 * 見え隠れ部分の鉄鋼面 * 鋼製建具等の亜鉛めっ	錆止め塗料塗 き鋼面錆止め	りの種別: 塗料塗りの種	≦別: ※A≉	重 ※B種 重 ・B種		[表18.3.3] [表18.3.3] [表18.3.5]
<合成樹脂 18.4.2	訂調合ペイント塗り(SOP)>	* その他の亜鉛めっき鋼 * 種別 屋外: ※A種			· A相	重 ※B種 ※B種		[表18.3.5] [表18.4.1]
18. 4. 3	鉄鋼面SOP塗り	* 種別: • A種 ※B科	重					[表18.4.2]
<クリヤラ 18. 5. 2	・ッカー塗り(CL)> クリヤラッカー塗り	* 種別: • A種 ※B科	重	- 善色(A種の場←	合):・溶	剤系着色剤	· 油性染料着色	剤 [表18.5.1]
<アクリル樹脂 18.6.2	f系非水分散形塗料塗り NAD塗り	(NAD) > * 種別: · A種 ※B和	重					[表18.6.1]
<耐候性並 18.7.2	≧料塗り(DP)> 鉄鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級:	· 1級 · 2 [*]	及 · 3級				[表18.7.1]
18. 7. 3	亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級:		及 · 3級				[表18.7.2]
18. 7. 4		* 種別: ・ A 種 ・ B 和						[表18.7.3]
<つや有合 18.8.2	成樹脂エマルションペイント塗り	り(EP-G)> * 種別: ・A種 ※B和	重					[表18.8.1]
18.8.4	鉄鋼面EP-G塗り テェマルションペイント塗り(EP)ご	* 種別: ・A種 ※B科	重					[表18.8.3]
18. 9. 2	E P塗り F7=x塗り(UC)>	* 種別: ・A種 ※B和	重					[表18.9.1]
18. 10. 2	UC塗り	* 種別: • A種 ※B科	重					[表18.11.1]
<ステイン塗り 18.11.2	ステイン塗り	* 塗料: · () ・図[面による				[表18.12.1]
< 本材保護 18.12.2	複塗料塗り(WP)> WP塗り	* 種別: ・A種 ※B和	重					[表18.12.1]
	_	■建築編 19章 内装工	事■					
<共通事項 19.1.3	頁> 水掛りの範囲	* 水掛り範囲: ※図面に	こよる ・ ()				[図19.1.1]
< ビニル床シ- 19. 2. 2	-ト、ビニル床タイル及びゴム床 材 料	* ビニル床シート 種類		• () ・図[面による 1	鱼柄: ・ () ・図面による
			: ※2.0mm	• () ・図[面による	色柄: ・ () ・図面による
		厚さ * 特殊機能床材 帯電	: ※2.0mm 防止床シート 防止床タイル) ・図i 性能、厚さ	面による ‐	寸法: ・ (・ ()	・図面による・図面による・図面による
		視覚 耐動	障害者用床タ 荷重性床シー 性床シート	イル 種類、 ト 種類、		:	· ()	・図面による ・図面による ・図面による
		防滑 * ビニル幅木 材質の種	性床タイル	種類、 こよる ・ (寸法、厚さ	等 :	• () 5mm • (・図面による) ・図面による
		* ゴム床タイル 色柄、 * ビニル床シート、ビニル床タイル * ゴム床タイル用の接着剤種	用の接着剤種	寸法等: ・ 別[下地がセメン	図面による 小系及び木質	・ (質系以外の場合) 合]: ・図面に』	· ()
19. 2. 3	施工	* 19.2.3(1)(ア)~(ウ)以タ * ビニル床シートの接合部のタ			(• M포1 > 1	· X	
<フローリ 19.5.2	ング張り> 材 料	* 種類: ・単層フローリング	(・フローリンク`	ボード 1 等	・フローリンク、フ	ブロック1等)	・フローリンク゛)	図面による
				設計事務所名	10724		工事名称	
				建築士登録番号				図面番号 縮尺
				建築士 登 郷 番 万 建築士 氏 名				nii / C
			検	製	設計	á	爱知県建築局公共建	室 部公堂住字課
			図	図	○年○月			

項目	特 記 事 項
19.5.3 工法一般	* 工法: ・釘留め・根太張り工法 ・釘留め・直張り工法 ・接着工法
19.5.4 釘留め工法	* 根太張り工法 7ローリング*ボード*の樹種 ・なら ・() ・図面による [表19.5.1] 複合7ローリング*が「天然木化粧複合7ローリング*)の種別、樹種 [表19.5.2] 種別:・A種 ・B種 ※C種 樹種:・なら・() ・図面による 複合7ローリング*(特殊加工化粧複合7ローリング*)の種別、厚さ、幅及び長さ 種別:・A種 ・B種 ※C種 厚さ、幅及び長さ・()・図面による 7ローリング*ボードの樹種 ・なら・()・図面による [表19.5.3] 複合7ローリング*が「天然木化粧複合7ローリング*)の種別、樹種 [表19.5.4] 種別:・A種 ・B種 ※C種 樹種:・なら・()・図面による (表19.5.4]
19.5.5 接着工法	* フローリングの樹種: ※なら ・ () * フローリングブロックの樹種、厚さ及び長さ: ・図面による ・ () * フローリング裏面の緩衝材: ※合成樹脂発泡シート ・ () ・図面による
<畳敷き> 19.6.2 材料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914 (建材畳床) に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形 (厚み50) を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905 (繊維板) に規定するタタミボードとする。 2) 畳床に使用するよりスチレンフォーム板は、JIS A9511 (発泡プラスチック保温材) の4.6の方法で試験して、密度が27kg/m³以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものとする。 3) 畳床に使用する裏面材 (防湿シート) は、JIS P3401 (クラフト紙) に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不総布とする。 5) 縦糸間隔(企業を計算をは、大統一をする。 縦糸間隔(cm):8.5以下 6) 畳床の構造は下図を標準とする。
	表側 保護材 □□ ← ← ← ← ← ボリスチレンフォーム保温板 □□ 事側 ← ← ← ← ← ・ ← ・ ← ・ ← ・ ← ・ ← ・ ← ・ ←
	C. 畳へりはJIS L3108 (畳へり地) によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914 (建材畳床) 附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畳)附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902(畳)の規定による。 * 畳の種別: D種(畳床の記号 KT-Ⅲ) * 衝撃緩和型畳の品質及び性能:・()・図面による
19.6.3 工 法	A. 製作及び敷き込み 1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4) 畳の返しボードは、不総布糸又はボリエステル系糸の畳用返しボードとする。 5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。
<せっこうボード、その他ボード及i 19.7.2 材料	び合板張り> * ボード類の種類、厚さ等: ・図面による ・() * ボード表面への化粧張り仕上げ等: ※図面による ・() * 普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、防虫処理 : ※図面による ・() * 天然木化粧合板 化粧板の樹種名、厚さ、防虫処理 : ※図面による ・() * 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、厚さ、防虫処理: ※図面による ・()
19.7.3 工 法	* 天井ボードの重ね張り: ・図面による ・ () * 合板類の張付け種別: ・A種 ・B種 [表19.7.3] * せっこうボードの目地工法の種類: ・維目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5] * せっこうボードのエッジの種類(突付け工法及び目透し工法の場合):・ペペルエッジ ・スクェアエッジ ・図面による * 化粧せっこうボードの留め付け:同色のカラーネイル、カラーねじ等
<壁紙張り> 19.8.2 材料	* 壁紙の種類: ・図面による ・ () 防火性能: ・図面による ・ ()
19.8.3 施工	* 素地ごしらえ モルタル及びせっこうプラスター面: ・A種 ※B種 [表18.2.4] コンクリート面: ・A種 ※B種 [表18.2.5] せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面:・A種 ※B種 [表18.2.7]
<断熱・防露> 19.9.3 断熱材打込み工法	* 断熱材 (JIS A 9521 建築用断熱材) 種類、厚さ: ・図面による ・ ()
19.9.4 断熱材現場発泡工法	* 種類(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(難燃性)): ・A種1 ・A種1H ・() ・図面による * 吹付け厚さ: ・() mm ・図面による
19.9.5 (SI工法等)	* 材料 種類及び厚さ: ・図面による ・ ()
<発泡プラスチック系床下地張り工法: 19.10.1 材 料	> * 発泡プラスチック系下地材の遮音性能及び厚さ: ・19.10.1(4)(7)(4)による ・図面による ・() * 下張り用合板の厚さ: ・図面による ・ ()
<乾式遮音二重床下地張り工法> 19.11.1 材 料	* パーティクルボードの厚さ: ・図面による ・ () * 下張り用合板の厚さ: ・図面による ・ ()

I	頁 目	
	レハブ工法>	
	適用範囲	* 内装プレハブ工法:「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による (内装下地材は県産材を使用すること。)
/	して重体へ	■建築編 20章 ユニット及びその他の工事■
	ト工事等 > 可動間仕切	* 材料等: 構造形式による種類 () 構成基材の種類 () 遮音性 () パネル表面仕上げ () 形状 ()・図面による
20. 2. 4	移動間仕切	* 材料等 パネルの操作方法による種類: パネル表面材: (材質 仕上げ) 進音性: パネル圧接装置の操作方法: 遮音性: パネル圧接装置の操作方法: ※20.2.4(3)(が)による ・ ()・図面による パ かをランナーに取り付ける部品: ※20.2.4(3)(エによる ・ ()・図面による ハンガーレール : ※20.2.4(3)(オ)による ・ ()・図面による ランナー : ※20.2.4(3)(カ)による ・ ()・図面による テンナー : ※20.2.4(3)(カ)による ・ ()・図面による テンナー : ※20.2.4(3)(カ)による ・ ()・図面による テンナー : ※20.2.4(3)(カ)による ・ ()・図面による ・ ()
20. 2. 5	トイレブース	* 材料 パネル表面材 : ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・図面による 脚部の種類 : ※幅木タイプ ・ () ・図面による ドアエッジの材質: ・トイレブースの製造所の仕様による ・ () ・ 図面による
20. 2. 6	手すり	* 手すりユニットの品質及び性能 : ・図面による ・製造所の仕様による * 廊下用手すりユニットの材質 : ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 * バルコニー用手すりユニットの材質: ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 * 手すりユニットの形状、寸法 : ※図面による ・ () * 手すりユニットの躯体への支持方法の種別: ※図面による ・ () * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。 * 補助手すりの品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による * 補助手すりの形状、寸法、材質: 図面による
20. 2. 7	階段滑り止め	* 材種、形状、寸法等: ・ () ・図面による * 取付け工法: ※接着工法 ・埋込み工法 ・図面による
20. 2. 9	黒板及びホワイトボート	* 黒板 区分: ※焼付け ・ () ・図面による 種類: ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板 ・ () ・図面による * ホワイトボード: ・ () ・図面による
20. 2. 10	鏡	* 厚さ: ※5mm ・ ()
20. 2. 11	表 示	* 衝突防止表示 ガラススクリーンの対人衝突防止表示 形状、寸法、材質等: ・図面による ・ () * 非常用進入口等: ・図面による * 室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等: ※図面による ・ ()
20. 2. 12	タラップ	* 材料の種別: ※ステンレス製 ・図面による ・ () * 仕上げ: ※研磨等の仕上げを行わない ・ () ・図面による
20. 2. 16	カーテン及でがカーデンレール	* 形式、付属金物等 種類: ・シングル ・ダブル 形式: ・片引き ・両引き ・() 開閉操作方法: ・図面による ・() * きれ地の種別、品質、特殊加工等: ・図面による ・() * レール、ブラケット 強さによる区分: ※10-90 ・() カーテンレール 材料による区分: ・アルシニウム ・ アルシニウム合金の押出し成型材 仕上げ: ※アルマイト・() 形状: ※角形・() * フック(ひるかん): ※鋼製 ・樹脂製 * 工法 ひだの種類: ・フランスひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・プレーンひだ ・片ひだ ・図面による 暗幕用カーテンの両端、上部、召し合わせの重なり: ※300mm以上・() ・図面による
20. 2. 17	浴室ユニット	* 品質、性能 : ・図面による ・製造所の仕様による * 種類 : ・図面による ・ () 形状: ・図面による ・ () 寸法 (内法) : ・図面による ・ () 材質: ・図面による ・ ()
20. 2. 18	キッチンユニット	* キッチンキャビネットの品質、性能: ・図面による ・製造所の仕様による * キッチンキャビネットの種類: ※セクショナルキッチン ・システムキッチン * キッチンキャビネットの寸法、材質、付属部品: 図面による
20. 2. 19	郵便受箱	* 品質、性能: ※図面による ・ () * 形状、寸法: ※図面による ・ () * 材質: ※ステンレス製 ・ () ・図面による
20. 2. 20	機械式宅配ボックス装置	* 品質及び性能: ・図面による ・ ()
20. 2. 21	隔板	* 品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による ・ ()
	及びコンクリート間知ブロック積。	* 形状、寸法、材質: ・図面による ・ ()
20. 1. 2	40 41	* コンクリート間知ブロック 種類、質量区分: ・()・図面による
		設計事務所名 工事名称 図面番号
		建築士登録番号縮尺
		建築士氏名 設計
		製

I	項	目	特 記 事 項	
20. 4. 3	I.	法	* 間知石積み 積み方: ※谷積み ・布積み 目塗り() 伸縮調整目地 材種、厚さ等: ・図面による ・()	
			* コンクリート間知プロック積み 積み方: ※谷積み ・布積み 目塗り() 伸縮調整目地 材種、厚さ等: ・図面による ・ ()	
			■建築編 2 1章 排水工事■	
<屋外雨: 21.2.1				[表21.2.1]
			* 材種、種類・記号、呼び径等: ・図面による ・ () * 側塊の形状、寸法 : ・図面による ・ ()) * 排水桝、ふたの種類等 : ・図面による ・ ()	
			鋳鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重: ・図面による ・ () * グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ、ボルト固定の有無等: ・図面による ・ ()
			* 現場打ちコンクリート 種類 : ・普通コンクリート ・ () ・図面による 設計基準強度: ※18N/mm2 ・ () ・図面による	
			スランプ : ・15cm ・18cm ・ () ・図面による 鉄筋の種類等: ・SD295 ・ () ・図面による	
			* 凍上抑制層の材料: * 砂の粒度試験: ・行う ・行わない	
	.,			[表3.2.1]
21. 2. 2	施	I	* 現場打ち排水桝の足掛け金物の材料: ・ ステンレス製 (幅400mm、径22mm) ・ 鋼製 (径22mm、防錆炒 ・ 合成樹脂被覆加工を行ったもの (径19mm) ・ 図配	
			* 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・() * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・()	
- 14m av	4 3 -	r I venitt	* 継手: ※接着剤 ・ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による	
<街さよ、 21.3.1		5及び側溝> 料	* 縁石の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ () * 側溝の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ ()	[表21.3.1]
21. 3. 2	旃	Т	* 側溝の種類、形状、寸法寺 : ・図面による ・ () * 砂利地業の厚さ: ・100mm ・図面による ・ ()	
21. 0. 2	ИΕ	<u></u>	■建築編 2 2 章 舗装工事■	
<路床		その構成及び仕上り	* 路床	
		11779000 12121	(1) 凍上抑制層 : ・適用する(厚さ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層: ※適用する(厚さ: 図面による) ・適用しない	
			(3)路床安定処理 :・適用する(厚さ 方法) ※適用し	ない
22. 2. 3	材	料	* 盛土種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 * 凍上抑制層に用いる材料:	[表3.2.1]
			* 透水性舗装のフィルター層に用いる材料: 図面による * 砂の粒度試験: ・実施する ・実施しない	
			* 路床安定処理用添加材料 種類: ※普通ボルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号	[表22.2.1]
22. 2. 4	施	エ	* 添加材料による路床安定処理:・()・図面による	
22. 2. 5	弒	験	* 路床土の支持力比 (CBR) 試験: ・実施する ・実施しない * 路床締固め度試験: ・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ・実施しない	
<路盤			* 現場CBR試験: ・実施する ・実施しない	
		壁の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ: ・ 図面による ・ ()	
22.3.3			* 路盤材料: ※RC-40 (透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・ ()	[表22.3.1]
			* アスファルト舗装の構成及び厚さ: ・図面による ・ () * 平坦性: ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ ()	
22. 4. 3	材	料	* 再生アスファルトの種類 : ・60~80 ・80~100 ・図面による	[表22.4.1]
22. 4. 4	配台	らその他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類: ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F)	[表22.4.4]
22. 4. 6			* アスファルト混合物等の抽出試験: ・実施する ・実施しない	
<コンク 22.5.2		ト舗装> もの構成及び仕上り	* コンクリート舗装等の構成及び厚さ、: ※図面による ・ () * 歩行用コンクリート版の厚さ: ※70mm ・ () ・図面による	
22. 5. 3	材	料	* コングリートの種類 : ※普通コンクリート ・ () ・図面による	,
			* コンクリートの設計基準強度、ステンプ、粗骨材の最大寸法: ・図面による ・表22.5.1による ・ (* 早強ポルラント・サント: ・使用する ・ 使用しない ・ 図面による)
22. 5. 4	施	т	* 注入目地材 : ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図面による * コンクリート版の目地の種類及び間隔: ※図面による ・表22.5.3による目地を設ける ・([表22.5.2]
22. 5. 4 <カラー			* 目地の構造: ※図面による ・図22.5.1による ・ ()	,
22. 6. 2		長の構成及び仕上り	* 種類: ・加熱系 ・常温系 ・図面による * 加熱系カラー舗装 構成及び厚さ : ※図面による ・()	
			表層に用いる結合材の種類: ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・ * 常温系カラー舗装 工法 : ・図面による ・ ()	図面による
			着色部の下部: ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図面による	
	材		* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石: ・図面による ・ ()	
22. 6. 4	配台	うその他 ニュー	* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量: ・図面による ・(* ニート工法、塗布工法の配合、その他: ・図面による ・()

ij	頁 目		4	寺	記	事	項	2025年10	7月1日以上
	アスファルト舗装> 舗装の構成及び仕上り	* 舗装構成: ※図面によ	- x . ()	亚田林:	☆蒸しいる	に陸がないこと	. ()
くブロック	無義の構成及び仕上り ク系舗装> 舗装の構成及び仕上り				,		1座がないこと	- (,
22. 0. 2	舗表の特成及び江上り	* コンクリート平板舗装 * 舗石舗装の基層: ・ア					()	※図面による	3
		* コンクリート平板舗装 * 平坦性: ※平板等間の	及び舖石舗装	のクッション	厚さ: /材:・砂)	・70mm ・空練りモ	() ルタル ・図面	※図面による fiによる	5
22. 8. 3	材 料	* コンクリート平板 種源	類、寸法:;	※図面による	• ()	h 7		
		* インターロッキンク・ブ・ロックの種類 車道部: ・曲げ強度5. 歩道部: ・曲げ強度3. * 舗石に用いる石材の種!	§、形状、寸液 .0N/mm ² の普 .0N/mm ² の普	去、厚さ、曲 通ブロック、厚こ 通ブロック、厚こ	げ強度、表面 さ80mm ・ (さ60mm ・ (i加工等) ※図面に) ※図面に	よる	
<砂利敷き 22.9.2		* 種別 通路: ※A種						ſā	長22. 9. 1]
22.0.2	73 11	■建築編 23章 植栽、					(2)		200.011
	レ・擁壁>								
23. 6. 2	一般事項	* 支持力試験: ・実施す * 石材: ・図面による							
		* 裏込めに使用する透水 * 水抜きパイプの口径: * 水抜きパイプの設置条	※ 75mm ⋅ 1	00mm • ()	
23. 6. 5	ブロック(張)擁壁	* コンクリートブロック	積み: ・谷和	漬み ・ ()	図面によ	る		
23. 6. 6	石積(張)擁壁	* 材料	1 /10 1/-	,	A-1. U / In 1	ute	`		
		割 石: ・花こう岩 雑割石: ・花こう岩	:(規格 :(規格) .	安山岩 (規格	答 各)		
		* 工法一般 目地仕上げ方法(雑	割石積み、野	面石積みの網	東積みの場合)	: • 図面	こよる ・ ()	
<遊戯施言	没及びサービス施設>	* 水抜きパイプの口径:							
	一般事項	* 木材の防腐処理方法: * 木材の防腐処理に使用: * 遊具の構造、強度、材:	する防腐剤:	• 23. 8. 2(4)) (₁) (a) ~ (c)	による・	図面による	其準の担定に	トス
23 8 3	游具組立設置	* 材 料	111 7111 2		E-101-04-04	227	X = (-1,0) 0	22-1-1-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10	~ •
		コンクリート工作物の 木製遊戯器具などの木 木材その他の工作物の 切石などの仕上げ	材の規格、樹		‼など : ※ Ŀ理など: ※		· ()))	
<管理施記 23.9.2		* 材 料 ネットフェンスの構成: ひし形金網の種類、寸)		
<建築施設 23.10.2		* 材 料 品質、性能 : ※図 材質、収納台数: ※図)		
23. 10. 3	物置ユニット	* 品質及び性能: ・図面 * 強度区分の種別: ・15	iによる ・ 20型 ・300型	製造所の仕様 型 ・450型	による ・ (※図面による	() る 材	」 質、寸法、形状	大等: ※図面に	こよる
	ノド舗装> グラウンド舗装	* 材 料							
		荒木田土 グラウンドのライン		よる ・ (よる ・ ()				
		* 工法 (クレー舗装) 荒木田土の高さ、厚さ			,				
		元不田工の高さ、厚さ 表層安定剤の量)				
_ An -4:	æ.\	■建築編 24章 PC工	法による工事	•					
<一般事項 24.1.3	負> 関連設備工事	* 関連設備工事の施工区 PC部材に先付けされる 衛生、電気及びガス設	スリーブ、電)	
	製造に用いる材料及び部	3品>						,	
24. 2. 1	ピンヘレ	* 種別: ・普通ポルトランド ・ (/ 「・ ・	マト(同がアピメン	r、 / / 1/ 1/ 1/ 1/ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	F / A /単	
24. 2. 4	混和材料	* 混和剤: ・AE剤 ・減 * 混和材:・フライアッシュ(I; * 上記以外の混和材料及:	種) ・フライアッ	シュ(Ⅱ種) ・					彭張剤
24. 2. 5	鋼材及び鉄筋等	* 鉄筋種別 : * 鋼材の形状及び寸法:	※図面による ※図面による)				
		<u> </u>		設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号				縮尺	1
				建築士氏名					
			検図	製図	設計	6	愛知県建築局公共	建築部公営住宅	課
L			421	1628 1	○年○月				

Ą	頁 目	特 記 事 項
24. 2. 6	接合用金物類	*接合用金物類の仕上がり形状及び寸法: ※図面による ・()
< P C 部本 24. 3. 2	7の製造> コンクリートの種類	* 気乾単位容積質量による種類: ・普通コンクリート ・軽量コンクリート1種 ・軽量コンクリート2種 * 使用材料による種類: ・普通エコセメントを用いたコンクリート ・ 再生骨材を用いたコンクリート ・ ()
24. 3. 3	コンクリートの設計基準強度	* 設計基準強度:
24. 3. 4	コンクリートの調合	* 水セメント比: * スランプ及びスランプフロー: ・ () ・図面による
24. 3. 9	PC部材のかぶり厚さ	* PC部材及びPC部材接合部のかぶり厚さ 非耐力壁・床・屋根: 耐力壁・柱・梁:
24. 3. 12	表面仕上げ	* コンクリート打込み面の仕上げ及び表面処理の種類: ・ () ・図面による * タイル張り仕上げの製造方法: ※PC部材にタイルを打ち込む工法(先付け工法) ・ ()
24.3.16 <基礎及で	PC部材の補修 『基礎梁>	* 補修基準及び補修方法: ※図面による ・ ()
24.4.1 <溶接接台	一般事項	* 設計基準強度: ※図面による ・ ()
24. 6. 6	添えプレート	* 壁板の接合部に用いる水平ドライ接合部に用いる添えプレートの材質: ※図面による ・ ()
24. 6. 7	溶接施工	* フレアグループ溶接の余盛り: ※図面による ・ ()
24.6.8 <機械式約	溶接後の検査 迷手>	* 超音波探傷試験: ・実施する () ・実施しない ・図面による
24.7.1 <その他お		* スリーブ継手及びねじ式継手の材料及び施工方法: ※図面による ・ () * 検査方法及び判定基準 : ※図面による ・ ()
24. 8. 1	一般事項	* その他の接合の種類・箇所及び施工方法: ※図面による ・ () * 検査方法及び判定基準 : ※図面による ・ ()
<狭小部チ 24.9.1	で填コンクリート> 狭小部充填コンクリート の設計基準強度	* 狭小部充填コンクリートの設計基準強度: ※図面による ・ ()
24. 9. 3	調合	* 調合: ※図面による ・ ()
<敷きモル		* 保温養生の方法 (凍害のおそれがある場合): ※図面による ・ ()
24. 10. 1	敷さセルタルの圧縮強度	* 敷きモルタルの圧縮強度: ※図面による ・ ()
		■建築編 その他事項■
	建築札	※設置する(材種: ※黒御影石、厚25mm ・その他[]) ・設置しない
		県 営 ○ ○ 住 宅 施工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 設 備 完成 年 月 愛 知 県 建 築 局 ○ 取付位置及び文面は監督職員の指示による。
	材料等の使用制限	【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。
		1) スチレンを発散する建築材料等の使用制限の原則 対策をとる建築材料等 使用制限の原則
		① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、 発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格 集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボー ド、その他木質建材
		② 家具、書架、実験台、その他の什器等 ①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、 発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
		③ ユリア樹脂板 発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
		④ 壁紙 発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格 ⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び 品とする。
		幅木等の施工時に使用する接着剤 ⑥ 保温材、緩衝材、断熱材
		① 塗料 ⑧ 仕上塗材
		2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則
		対策 を と る 建 築 材 料 等 使 用 制 限 の 原 則 ① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び 含有量が少ない J A S 又は J I S の規格品とする。
		幅木等の施工時に使用する接着剤 ② 塗料
		3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限
		対策をとる建築材料等 使用制限の原則 木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤 含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。

						2025年10	月1日改定
項目		特	記	事	項		
	4) 可塑剤を使用 対策を ① 壁紙用接着剤	とる建築材を	4 等	フタル酸ジ- ヘキシル等?		'タル酸ジー2-エチノ 性の可塑剤を使用し	
	② 木工用接着角	1]	~		を含有しない難揮発	「タル酸ジー2-エチル 性の可塑剤を使用し [、]	
建築工事指定資材	本工事に使用する回転報 位様書、公共下書に使用する回覧的 を	指に立た出外い、優大の大学を表示を対して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	性備と、 住宅 に は ない は ににと を ります 品し (日本 に に と に と に と に と に と を りまかん の ま か は か れ か か か か か か か か か か か か か か か か	のの評価 部 品 かま で きょう で まま で	以下のものとす。 業」によりのとす。 とのでありのとがです。 ただし、現場でです。 ただし、現場でなります。 がいけれ、といいでは、 はいでは、 はいでは	る。受けた建築材料・設ターサービス地区」 いてBLマーク表示でき、監督職員の承ンス(アフターサー 品質性能評価事業」制があることについ 同会議」が公表表しる。 まを用いた侵入行為、許容する攻撃方法に	機当 確 をいていた対していた。対していた対して
東洋ゴム化工品㈱及 びニッタ加工品㈱で 製造された製品・材 料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化 用いる場合には、同社 化工品(株)と資本面・ 確認を得るものとする なお必要な品質証明 する。	が製造するゴム製 人事面で関係がな 。	品等に対して記い者) によって	負者が指定 作成された。	定した第三者(東 た品質を証明する	洋ゴム化工品(株)、 書類を提出し、監督	ニッタ 腎職員の
	試験 通常状態での試験		計硬さ、比重、	測 項引張強度、			
	熱老化試験		熱老化前後で		(硬さ、比重、		
	圧縮永久ひずみ試駅	β	引張強度、伸 圧縮による残				
	製品検査 ただし、第三者によ した場合に受注者の契			の確認を	得た場合であって	も、後に製品不良等	幹が判明
特定建設資材の 再資源化等	項に基づく報告として 建設企画課のホームペ [建築工事事務の手引 (注) 別表4について なお受注者の提	材の分別解体等及 る特契を が表す。 が表する が表する が表する が表する が表する が表する がまする がまする がまする がまする がまする がまする がまする がまする がまする がまする がまする はなる はなる はなる はなる はなる はなる はなる はな	び再資源化等の再資源化等の再資源化等の再資源化等の再る 分別工事研算。 作者が 有の を を を を を を を を を を を を を を を を を を)実施につい ・資用した等 ・費用、したり ・可能にが発している。 ・ではないでは、 ・ではいる。 ・では、	いて適正な措置を についてはす。 についる事項と別表 の表のではななは、 のまではななは、 のまではときは、 ではときは、 ではときは、 にが、 は、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが	講ずることとする。 注又は2、及び3の積 約締結時に発注者と 方法であった場合で についてはこの限り 設リサイクル法第18 源化等報告書」は、 u/kenchiku-kijyun.	算条件を :受注者 ごも変更 !でない。 8条第1
	別表1 建築物に係る			-			
	工程 建筑	工 程 終設備、内装材等	作業内・有	· 無		・解体等の方法・ 手作業と機械作業	4の併田
	及毎	R設備、四級付等 限ふき材	• 有 • 有	· 無		・ 手作業と機械作業 ・ 手作業と機械作業	
	14 未	支材、上部構造部材	オ ・ 有	• 無		・ 手作業と機械作業	
	方内 ・ 基礎 法容 ・ その	を、基礎ぐい 04m(· 有) · 有	無無		手作業と機械作業手作業と機械作業	
	12.11	УПЕ ()	* 7111	* 于11-来	ナド来と検恢ド末	が肝用
	別表 2 建築物に係る	新築工事等(外構	・増築・修繕・	模様替)			
		設計	事務所名		工事	名称	図面番号
		建築:	上登録番号			縮尺	四川田ウ
		建金	集 士氏名				
		検 製図	設 ○年(愛知県建築	局公共建築部公営住宅訓	果

項目		特	記事	項	
	エ	工程	作業内容		・解体等の方法
	程	 造成等 	• 有 • 無		手作業と機械作業の併用
	及毎びの	 基礎、基礎ぐい 	• 有 • 無		手作業と機械作業の併用
	解作	· 上部構造部分、外装	· 有 · 無		手作業と機械作業の併用
	体業 方内	・ 屋根・ 建築設備、内装等	・有・無・有・無		手作業と機械作業の併用 手作業と機械作業の併用
	法容	建築取佣、内装等その他()	· 有 · 無		手作業と機械作業の併用
	別表3 建築	物以外のものに係る解体工事と			ナド来で 域域ド来の 川市
	エ	工 程	作業内容	分別	・解体等の方法
	程	 仮設 	・有・無		手作業と機械作業の併用
	及毎びの	· 土工	• 有 • 無		手作業と機械作業の併用
	解作	· 基礎	· 有 · 無		手作業と機械作業の併用
	体業 方内	・ 本体工事・ 本体付属品	・ 有 ・ 無		手作業と機械作業の併用 手作業と機械作業の併用
	法容	・その他()	• 有 • 無		手作業と機械作業の併用
	別表4 再資	源化等をする施設の名称及び原		TIFK	丁[[来と 秋 八 来ッ 八
	27142 1 1154	10/10 4 C / 0/10 0 V	71122		
		廃棄物の種類	施設の名称	月	近 在 地
	・コンク				
		コンクリートから成る建設資料	ł .		
	・	アルト・コンクリート		_	
	- 7(7/2)				
	展計、、そなれが、をなり、 に施い者し必な本者内津の、に事に注条時け工者との たたつ注絡にめ、注工はもて員工保注、年時け工者もる をしたが、をにし注絡にめ、に事に注条時け工者もる をして受連等努は件中る事者る のを建受報な とので、 をして、 のを建つる。 をして、 のを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののを建つる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをはる。 ののでをな。 ののでをなる。 ののでをなる。 ののでをなる。 ののでをなる。 ののでをなる。 ののでをなる。 ののでをなる。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでをな。 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 ののでを、 のので	施工場所に住民事前避難対象地 (海トラフ地震臨時情報【巨大力 まえ、あらかじめ定能にさいる。 まえ、あらかじめ定能について、 きる影響を受ける作業にいついて、、 な、なの後の対応について監督が、 、その後の対応について監督が、 要な安全対策の措置を速やかい。 専海トラフ地震臨時情報【巨大力 継続を判断する等を継続である。 とする。工事を継続さる場合に施工技術指針等に基づき適切い 南海トラフ地震臨時情報を受け ・ に施工技術指針等に基づき適切い 南海トラフ地震臨時情報を受け	所についても無わいます。 地震によるとは、 地震によるとは、 地震によるとは、 神性のでは、 神性のでは、 神性のでは、 神性のでは、 神性のでは、 神性のでは、 神性のでは、 は、 が、ない象には、 が、のでは、 は、 が、のでは、 は、 が、のでは、 は、 が、のでは、 は、 が、のでは、 は、 が、のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の施工を対しています。 の施工を対しています。 の施工を対しています。 を表する事には、 を表する事には、 のもる等には、 のものを基づいます。 を表しています。 を表しています。 のものには、 のをは、 のをは、 のを対し、 のを対し、 のが大きし、要なけ、、 のないは、 のが、 のが、 のが、 のが、 のもの。 のもの。 のもの。 のが、 のが、 のが、 のもの。 のもの。 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	内容を踏まえ響を踏まえき響を除るの性性によるを発生では、 を受けいてしまる。 を受けいて関土 を発き、その他の根の性性によるには、 を表した。そのを主義をは、本本のを主義を、者のを主義を要性を、 は、本本のを主義をは、本本のを主義を、者のない。とのもの。といるのの作業を、者のない。 をを終まる。とのもに、といるといる。といて、といるといて、 をといて、といて、といて、 を対応について、といて、 を対応に、ないて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 とがは、 をがいる。といて、 といて、 をがいる。といて、 をがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。といて、 とがいる。とがいる。とがいる。 とがいる。とがいる。とがいる。 とがいる。とがいる。 とがいる。とがいる。 と

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築士氏名 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

I	頁 目		特	記	事	項
	【畳工事】	■1章 一般共通事項■				
<共通事項 1.1.1	真〉 一般事項	2. 特記事項は、○印のついたも ○印と、○で囲まれた※印の 3. 設計図書の優先順位は、次の 1) 質問回答書(2)から5) 2)現場説明書 3)特記仕	2) 工事請 会編集 公共住 5) 愛知県 のを適用する。 ある場合は、共 1) から5) ま に対するもの) 様書	計算契約書 注建建工事共 注集工事品質 ②印のない場 に適用する。 での順番のと	通仕様書(令 管理要領 合は、※印の おりとする。	和4年度版)
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1 「書面」とは、発行年月日が記 又は名を記すだけでもよいもの	載され、記名さ			えるものとする。 名においては、氏名を併記せず、氏
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当た	り、関係官公署	子の他の関係	組織への必要	な届出手続等を遅滞なく行う。
1. 1. 4	工事実績情報の登録	に、工事実績情報の登録を、そ	の内容について	監督職員の確	認を (JACICの	IC)の工事実績情報サービス(CORINS) 様式「登録のための確認のお願い」 JACICが発行する「登録内容確認書」
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則 * 設計図書について監督職員と協 によるほか「愛知県建設局・都 「愛知県建築局設計変更ガイド (https://www.pref.aichi.jp/	議を行った結果 市・交通局・建 ライン」に定め	と、設計図書の 集集局設計変更 いるところによ	訂正又は変更 事務取扱要領 る。	を行う場合の措置は、契約書の規定 」(令和7年2月1日改正)及び
1. 1. 9	工事の一時中止 に係る事項	管理等に関する基本計画書	り工事の一時中 」(以下「基本 止時点における 及び工事現場の	『止の通知を受 『計画書』とい 『工事の出来高 〕維持・管理に	けた場合は、 う。)を提出 、職員の体制 関する基本的	「工事一時中止に伴う工事現場の維持 し、発注者の承諾を得るものとする。 、労働者数、搬入材料及び建設機械 事項を明らかにする。
<工事関係 1.2.4	系図書> 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事		- Mi /C (₩ C W L / V	
		B. 対象となる成果品の作成につ、管理情報基準に乗り」(https://電子納相基準に乗り」(またで、一個を開始を表現。 では、	い/www.tpref。 ・ 「ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、な	ni. jp/site/ca / jp/site/ca / 類に jp/site/ca / 類に jp/site/si様 対示に / 対示は jp R 関で / 方面	ls/densinohi 容を記 物 る を は 場 り し た 知 り し り し り り し り し り し り し り し り し り し	n. htmlを参照)に基づく。ただし、場合、省略できるものとする。 場合、省略できるものとする。 県建築局発注工事における情報共有 の指示による。 部とする。 象物として「愛知県電子納品運用 については、1部とする。 た、受注者は、検査時(中間検査、 議の上、決定する。 、記録すると共に、特に施工後隠べい する。 備考、撮影年月日
	情報共有システム	なお、「利用しない」となってと 費用負担により、利用すること 1. 「情報共有システムのことを を実現するシステムのことを を利用すること。(https://a 3. 情報共有システムは「愛知県 テム運用の手引き(案)」に (https://www.pref.aichi.p) 4. 本システムを用いて作成及び 別途紙に出力して提出しない	いる工事におい ができる。 監督職員及び受いう。 、(公財) kjs-ps. aichi-t 情報共有運用力る があいは、/kense /gushiki/kense /sushepe-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-to-	注者の間の情 愛知県都市整 toshi.or.jp/) ゴイドライン」 こと。 tsu-kikaku/k 二工事関係図書	報を電子的に 備協会が運営 及び「愛知県 enchiku-kijy については、	る場合、監督員と協議のうえ、受注者の 交換・共有することにより業務効率化 する「あいち建設情報共有システム」 建築局発注工事における情報共有シス un. html) システムにより電子納品することとし、 内品をする。また監督員の指示がある
	遠隔臨場の実施	* 遠隔臨場を実施する場合、「建	設現場の遠隔臨		行要領(愛知県	月しない 具建設局)」(https://www.pref. きあらかじめ実施計画書を作成し、
<工事現ま 1.3.1	易管理> 施工管理	という。)の設置及びその他制 とする。 *請負代金が500万円未満の工事の	度の運用につい D場合は、約款に	いては、最新版 に定める現場(の「監理技術	佐する者(以下、「監理技術者補佐」 者制度運用マニュアル」によるもの)、現場責任者を定めることとする。
		また、現場責任者が現場に不在 緊急時の体制及び対応を施工計			作業主任者及	び現場責任者が不在の場合も含めた
1. 3. 5	施工条件	* 施工日・施工時間 制限 * 施工に必要な実日数以外に見込	: ・無 ※有 んでいる事項:)	

2025年10月1日改定 項 Ħ 記 事 項 休日(年末年始休暇及び夏期休暇)・9日 ※(その他作業不能日 ・ (※図示によ ※発注者指定 週休2日制工事 週休2日制工事実施対象工事 · 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html)大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) 1.3.11 発生材の処理等 特別管理産業廃棄物:・有(処理方法:) ※ 無 現場において再利用を図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コブリス・プラス」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、 コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 引渡し等 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこ 乗物化が味悦されるので適点に取り扱うこと。

工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。

※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他(
・以下の資料は次のWebページから入手することができます。
・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要網 https://www.pref.aichi.jp/ 再資源化 家の結構とMonactanと対象の (1974) スタース (1985 // www. perf. alchi. jp/site/aicle/、コプリス・ブラス https://kww.pref. aichi.jp/site/aicle/、コプリス・ブラス https://kplus.jacic.or.jp
再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] 受知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 非飛散アスベスト建材の処分方法:・指定しない ※指定する(処分方法:) 非飛散アスベスト処分 〈材 料> 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 . 4. 1 環境への配慮 .4.2 材料の品質等 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤 及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 再生資源の利用 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) るが、このでは、これでは、できるというでは、受知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWeb^へージ から入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 〈完成図等> .7.1 完成時の提出図書 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ (1.7.2 完成図等 完成図のCADデータ ・提出する (・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない .7.3 保全に関する資料 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用()部 ・()部 <その他> 次の書類を監督職員に提出する。
1)使用資材 (機材) 一覧
2) 建築工事事務の手引等によるもの
保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」によ 提出書類 火災保険等 り、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 法定外の労災保険の付係*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 建設業退職金共済制度 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する 発表時の対応 安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災 対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を 参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 ルニン物所 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 住民事前避難対象地域 ・含まれる(豊橋市・田原市・南知多町) ・含まれない ・含まれない ・含まれない ・含まれない ・含まれない ・さまれない ・さまれない ・さまれない ・さまれない 各種調査への協力 本工事が、仏大学末が放良制度、現金員大窓崎直付シバメエデとなった場合は、シダな師がよりること。 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事売了時に見が行なう工事コスト調査に協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

項	B	特 記 事 項
		本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
	ZEE E WASTERNAM	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ・要する ※要しない ・要する ※更しない
1.	桂表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。) は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。
貨		* 資物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の
特	定特殊自動車の燃料	使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定
		特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
施	江体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 衆が見やすい場所 (仮囲いなど) に掲示する。
I	事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく
		1 7 日 第2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日
施		* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
現		* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、 監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。
		* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 ***********************************
事	故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
契		* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webゲージ (下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲
		※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。 [工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が
C <仮設物>	CUSの活用	主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。
	設現場標識の設置	* 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
		《建設現場標識 共同設置の例》
		エ 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・・・・・
		エ 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
		発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 ○○○○ 工事施工者 ○○連設株式会社 ○○設備株式会社
/ 里動きへ		■建築編 19章 内装工事■
<畳敷き> 19.6.2 材	* 料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914 (建材畳床) に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形 (厚み50) を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A6905 (繊維板) に規定するタタミボードとする。 2) 畳床に使用するボリス弁レフォー板は、JIS A9511 (発泡プラスチッ/保温材) の4.6の方法で試験して、密度が27kg/m³以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して機試験に合格したものとする。

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 3) 畳床に使用する裏面材 (防湿シート) は、JIS P3401 (クラフト紙) に規定するクラフト紙3種にポリエ チレンクロスなどを圧着したものとする 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm)・8 5以下 縫い目又は横糸間隔(cm): 5以下 6) 畳床の構造は下図を標準とする。 **////** ←──インシュレーションボード (15以上) ←———ポリスチレンフォーム保温板 . 畳へりはJIS L3108 (畳へり地) によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地 は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914 (建材畳床) 附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ 条とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畳) 附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902(畳)の規定による。 畳の種別: D種(畳床の記号 KT-Ⅲ) 衝撃緩和型畳の品質及び性能:・(「表19.6.1] ,) ・図面による 19.6.3 工法 A. 製作及び敷き込み 1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 1)製作に元立ち、監督職員と打ち合わせ、合別の方法、曲かりの子等を計り割り合わせする。
2)畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。
3)畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。
4)畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル系糸の畳用返しボードとする。
5)敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月, 種類及び等級 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまと めた上、監督職員に提出する。 ■建築編 その他事項■ 南海トラフ地震防災対第1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】 の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定
に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要が完全対象の状況を減れて業員等の存金確保に 等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に 努めなければならない 2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラブ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、 施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業 ルニリ谷を踏まえ、あらかしめためた旭上計画書の宿直り谷に基づき、後発地展による伝化の影響が入さい作業 又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があっ たものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業につ いて、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督 職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、 本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全 確保に努めなければならない。 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の 施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示 を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、 建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に 報告するものとする。 報よりないのよう。 なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、 受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

I	頁 目	特 記 事 項	
. !! >= -	【植栽工事】	■ 1 章 一般共通事項■	
<共通事7 1.1.1	負> 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2) から5) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)	
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書 1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏 又は名を記すだけでもよいものとする。	ē
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。	
1. 1. 4	工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。]
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定 によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び 「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)	2
1. 1. 9	工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維 管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械 器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。	5。
<工事関係 1.2.4	深図書> 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。	
		B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有テム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1)着工前:工事に先立ち、現況を撮影する。 2)工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ペ又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度が最近に対しませばないよりに対しませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばない	°\\\
	情報共有システム	* 情報共有システムの適用 ※利用する・利用しないなお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注費用負担により、利用することができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システムを利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システムに「の手引き(案)」に基づき利用すること。(https://www.pef.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することと別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。	を化いる。
<工事現均 1.3.1	遠隔臨場の実施 場管理> 施工管理	* 遠隔臨場の適用: ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・ 適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建設局)」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること。 * 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐という。) の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。 * 請負代金が500万円未満の工事の場合は、約款に定める現場代理人に代わり、現場責任者を定めることとする。 また、現場責任者が現場に不在の際の現場の安全管理を司る作業主任者及び現場責任者が不在の場合も含めた	
1. 3. 3	電気保安技術者	緊急時の体制及び対応を施工計画書に記載するものとする。 * 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない	

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 施工条件 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間 ・30日 ※(その他作業不能日 ・ (: ※無 ・有(部位別の施工順序 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有(資機材置場所 置場制限 : ※有(その他・ (週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 • 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) 1.3.11 発生材の処理等 現場において再利用を図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡し等 引渡しを要しないものは、すべて場外に締出し、関係法規に従い適正に処理する。 引渡しを要しないものは、すべて場外に解出し、関係法規に従い適正に処理する。 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 ※位子が日本に親したこれを1万分とに任事 には「かかかわるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド (チオコール) 系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。

1.解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知果建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。

2. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、
コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)

T事字写時に「リサイクルガイドライン」に定める事施書(①、②)の内容をプロ゚ルを表すまなる。 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録記明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リッイクル伝来92米別1項の別家建政工事に該当りる工事は、持貨原化等か売」したとき、同法第18年第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 ・産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト 集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、 廃棄物の内訳(t又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、 マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、 受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。
 エ事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。
 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他()
 以下の資料は次のWebページがら入手することができます。
 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、コブリス・ブラス https://fkplus.jacic.or.jp
 再咨询に発生生まります。 再資源化 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 撤去時等のフロン等の取扱*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行う 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 分別収集 非飛散アスベスト処分 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: 〈材 料〉 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1.4.1 環境への配慮 .4.2 材料の品質等 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 めるものとする。 リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/ 再生資源の利用 uploaded/attachment/242345、pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 T事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ を監督職員に提出する 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページ から入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 〈完成図等> .7.1 完成時の提出図書 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ (1.7.2 完成図等 A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 () B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエステル サンド和紙 同等品) A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図 (変更設計図を含む) 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

項		目				特	記		事	IJ	Į			_
			С	. 完成図のCAD: ※提出する(・愛		運用ガイド	ラインに	基づく	※監督『	職員との	協議による) .	提出しない	_
7.3 その他>	保全に関す	-る資料	*	保全に関する資料	提出部数:	※発注者用	12部+	人居者用	() 部	• () ;	溶	
—	提出書類		*	次の書類を監督職様 東洋ゴ名は、東江本は、東洋ゴ名は名場合に資本に、東江、東洋ゴ名は名は、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、東江、	対)一覧 及びニッタ加 ム化工品(株)、 司社が製造する 面・人事面で する。 こよる品質証 こよる品質証	2) 建 工品(株)で製 、ニッタ化 るゴム製品 関係がない。 明書類を提	造された 工品(株) 等に対し 者) によ 出し監督	で製造さて請負者って作成職員の確	料を用いれた製 が指定 された。 認を得	いる場合 品や材料 した第三 品質を証	者(東洋ゴ 明する書類	ム化工 を提出	二品(株)、ニッタ 出し、監督職員の	
	火災保険等	<u> </u>	*	した場合に受注者の保険の期間は、工事する。)保険の種類り、保険金受取人	事の目的物の 質は、建築工	引渡し日ま 事事務の手	でとする 引き 参	。 (特に	定めの					
	法定外の労 常備図書	災保険の付保		本工事において、 工事現場には次の 公共住宅建設工	図書を常備す	る。					」を含む。)		
	建設業退職南海トラフ	地震臨時情報	8*	本工事に関わる自律を提出しなければ、 工事活成後、いいた。 精報」、発表に対している。 情報は、 を発表に対している。 になる。 を発表に対している。 を発表に対している。 を発表に対している。 を発表に対している。 を発表に対している。 を表表を、 を表表に対している。 を表表に対している。 を表表に対している。 を表示に対している。 を表表に対している。 を表表に対している。 を表示になる。 を表示になる。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	ならない。制かに掛金充当 大規模な地震 炎対応につい 必要な安全対 うなど、有事	度を使用した 実績総括表 発生の可能 で、受注者に で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	な 作 と 作 び 、 終 に 、 と た が 、 終 れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ	証紙を購 、時と比地で いるとと したととも	入しないに提示に相対は関連情報に、本	い場合は しなけれ 的に高ま 報の収集 及び作業 工事の施	、理由書等いに 理なたいでは はないでのでで でいるがでいる。 でいるができる。 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 とっと。 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 とっと。 でいるでは、 とっと。 でいるで、 とっと。 でいるでは、 とっと。 と。 でしる。 と。 でしる。 と。 と。 でし。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	を提出 。南事応南 事応 南 事 応 海 ト	当する。 、ラフ地震臨時 D建築物及び 第三者に対する 、ラフ地震防災	
	各種調査へ	の協力	*	参照し、必要事項を施工場所 南海トラフ地震 南海トラフ地震 住民事前避難対が 本工事が、公共事業	を施工計画書	に記載の上、 地域 特別強化地域 、共通費実施	が 適切に ※含 域・含 き き き き	対応する まれる まれる の対象エ	こと。 (愛知県I (豊橋市 (事とな	内全市町 ・田原市 ・含ま	村) ・南知多町 れない	•	含まれない 含まれない	
	工事コスト 光熱水費		*	本工事における木材 本工事が低入札価材 しなければならない 本工事の一部を下記 施設管理開始までの	各調査制度の い。なお、コ 情けする場合 の電気、水道、	調査対象工スト調査に スト調査に は、下請負 、ガス等の	事となっ おける作 者につい 料金 (基	た場合は 業内容等 ても工事 本料金を	、工事 につい コスト 含む)	ては別途、 調査等の は、協議。	、監督職員 協力を得る の上、各工	の指示 こと。 事受注	による。また、 E者が負担する。	
	特定住宅瑕			「特定住宅瑕疵担任・要する	※要しない	(v)		_						
	工性衣・前り 騒音・振動		*	愛知駅公共工事請託。 対象に、 対象に、 は、 は、 で、 で、 が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	まで作成し、 金保険及び雇 負契約約款第 騒音振動対策 見制法、振動	工事請負契約 用保険の法約 3条第1項 技術指針(3 規制法の規約	約締結後 定規記 は し は し し し し し し し し し し し し し し し し	14日以内 を明示す る工程表 官房技術 となる作	に監督 ること。 は、 経 で 経 に 後 に 後 に 後 に き に き に き に き に き に き に き	職員に提 注者から 通達)」 定建設作	出すること 請求があっ 及び関連法 業)及び下	。 なま た場合 規の排 記に指	3、内訳書には、 合に提出すること。 記定を厳守し施工 旨定した建設機械	
				作業名: 作業名:					械名: 械名:					
	排出ガス対	策型建設機械	* *	排出ガス対策型建設 (対象機種:バッタ ト、ローラー類、 (対象規制値	クホウ、車輪: ホイルクレ	式トラクタ [、] ーン(いず)	ーショベ れもディ	ーゼルエ	ンジン	出力7.5~	-260KW))		諸機、油圧ユニッ 次基準値))	
	貨物自動車	等の車種規制	*	貨物自動車等の車和 (https://www.pre 工事場所が「自動」 使用抑制等に関する 抑制に努めるもの。	重規制制非適f. aichi. jp/s 車NOx・PI る要綱」(愛ź	合車の使用打 soshiki/ono M法」の規制	抑制等に danka/00 制対象地	関する要 00003441 域内にお	[綱 L.html) Sいては、	、「貨物	自動車等の	車種規	見制非適合車の	
	特定特殊自			受注者は、軽油を 特殊自動車の製作等 いう)を選択しない た場合、提示しない に関係法令等を遵守	等に関する事 ければならない ければならない 守させるもの。	業者または[い。また、] い。なお、! とする。	団体が推 監督職員 軽油を燃	奨する軽 から特定 料とする	油(ガ 特殊自動 特定特殊	ソリンス 動車に使 殊自動車	タンド等で 用した燃料 の使用にあ	販売さ の購入 たって	れている軽油を 伝票を求められ は、下請負者等	
	施工体系区			下請契約を締結する 衆が見やすい場所 受注者は、下請負	(仮囲いなど)) に掲示す	る。							
	工事の下請	T A		1) 受注者が、工 2) 下請負者は、 3) 下請負者は、 4) 下請負者が愛別 指名停止期は、 要件に該当した。	事の施工につき 当該下請負工 書設業法に基 即県の競争入 中で変知にと。 「愛知県が石 ない者である	き総合的に 事の施工能 づく営業停」 札参加資格 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 う 、 う 、 う 、	企画を期と 上を期まる からのでいるの からの暴	導及び課 ること。 中でない 場合には 力団排除	整する こと。 こと愛知! に関す	ものであ	ること。 事等指名停 扱要領」に	止取扱掲げる	数要領に基づく	
	施工体制		*	施工体制について/ 建設業法第24条の 項に変更が生じた。 (公共工事の入札)	8第1項の規2 ことに伴い新2	定により作りたに作成され	或した施 れたもの	工体制台 を含む。	帳(同 ³)の写	項の規定	により記載	すべき		
	現場代理人	等	*	現場代理人(現場う 監理技術者補佐、 契約約款第11条に 書)により、監督 技術者を定めたと	責任者)におい 専門技術者には 見定する現場付 員を通じて発え きも同様とする	いては、受 おいては、st 代理人、主 注者に提出 る。	注者との 受注者と 任技術者 しなけれ	直接的なの直接的(監理技)	:雇用関f]かつ恒 (術者) (:い。ま)	常的な雇用の通知は、た建設業	用関係があ 、所定の様 法に基づく	ること 式 (明 監理技	:。 見場代理人等通知 技術者補佐、専門	
				受注者は、主任技術 技術者又は監理技術 並びに監理技術者に することにより他の	析者について こついて建設	建設業法第2	26条第3 ¹ 第3項た7	質ただし どし書き	書き第1 第2号の	号による? 規定に基	技術者配置 づき監理技	の特例 術者補	引を活用する場合、 f佐を専任で配置	

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること。 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 事故報告 やかに提出すること 阪存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業 契約後VE 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事 (契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・対象外工事)とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Web^゚→ジ(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 保うものとする。
[工事全体をVE提案の対象とする場合]
・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する
変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
[工事 目的物をVE提案の対象としない場合]
・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]
VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 CCUSの活用 ■2章 仮設工事■ <縄張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ・1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 ・工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の 12.2.4 足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。
を提根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。
高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: < 仮設物 > 2.3.1 監督職員事務所等 . 監督職員事務所 監督職員事務所: ・設ける ※設けない 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度標準仕上げ 保理比上い 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り | 放傭、佣品等
| 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。
| 1 | 標準備品:机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
| 2 | 選択備品:・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備
| 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 建設現場標識の設置 ・建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

```
《建設現場標識 共同設置の例》
                        工 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区)
                                〇〇住宅電気工事(第〇工区)
                               〇年〇月〇日から
                        工 期
                               〇年〇月〇日まで
                        発注者
                               愛知県建築局公共建築部公営住宅課
                        工事監理者 〇〇〇〇〇
                        工事施工者 〇〇建設株式会社
                               〇〇設備株式会社
                               . . . . .
                    ■建築編 3章 十丁事■
 (根切り及び埋め戻し等>
                     埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・( )
                                                                             「表3.2.1]
 .2.3 埋戻し及び盛土
                    3.2.5 建設発生土の処理
                     処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。
                     建設発生十の有無
                                     ※有
                     建設発生土の処理
                                      ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理)
                                      (搬出先名称(所在地):
                                                           ) (片道運搬時間(時間)
                                       (片道運搬距離(km):
                                       (搬出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報)
                      建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が
                     わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
                    ■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■

      土壌の水素イオン濃度 (pH) 試験: ・行う
      ・行わない

      電気伝導度 (EC)試験
      ・行う

      その他の試験
      ・行う (試験方法:

23.1.3 植栽地の確認等
                                                             ・行わない
 (植栽基盤>
23.2.2 植栽基盤一般
                     植栽基盤の整備(芝及び地被類を除く): ・適用する ※適用しない
                     有効土層 整備面積: ※図面による・( ) 厚さ: ※表23.2.1による・( 基盤に浸透した雨水排水のための暗渠、開渠、排水層、縦穴排水等の設置: ※図面による・(
                     植栽基盤整備工法の種別 樹木: ※A種 ・B種 ・C種 ・D種  
芝、地被類:・A種 ※B種 ・C種 ・D種  
土壌改良材:・使用する  
※使用しない
                                                                               [表23.2.2]
23.2.3 材料
                     植込み用土: ※客土 ・現場発生土(良質土)
                    * 客土の材料 (1m<sup>3</sup>当たり)
さば土: 0.84m<sup>3</sup> … 雑物を含まない山さば土の良品
                       西形肥料: 1 kg ・・・ 窒素・りん酸
・ 土壌改良材の種類: ・図面による ・ (
23.2.4 工 法
                     土壌改良材の指定量: ・図面による ・(
 〈植 樹>
                    : 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量: ※図面による ・ ( ) 

: 支柱材の種類: ※丸太 ・ ( ) 丸太の防腐処理方法: ※加圧式防腐処理 ( 

: 幹巻き用材料: ※幹巻き用テープ ・わら、こも
23.3.2 材料
23.3.3 新植の工法
                     支柱: ※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・八ツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地価埋設形
23.3.4 新植樹木の枯補償
                    * 新植樹木の枯補償期間: ※ 引渡日から1年間 ・ ( )
23.3.5 樹木の移植
                    * 支柱: ※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地価埋設形
23.3.6 移植樹木の枯損処置 * 移植樹木の枯損処置期間: ※ 引渡日から1年間 ・ (
芝の種類: ・コウライシバの類 ・ノシバの類 ※図面による
                    ・吹付けは種用種子等 種類: ・洋芝類 (23.4.2(3)(7)による) ・ ( ) ※図面によ
量 : ※図面による ・ ( ) ・
・地被類 種類、芽立数、コンテナ径、単位面積当たりの株数: ※図面による ・ ( )
                                                                 ) ※図面による
                    * コウライシバ等の客土及び目土: 次による
23 4 3 芝張りの工法
                     1) 厚さ: ・20mm ・50mm ※100mm
2) 目地張りの目地幅: ・0 ・20mm ※30mm ・50mm
                                                          法面:・目地張り ※べた張り
                    : 芝張り工法 平地: ※目地張り ・べた張り
23.4.7 芝張り、吹付けは種
                    * 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間: ※引渡日から1年間 ・(
     及び地被類の枯補償
 〈屋上緑化〉
                    : 土壌層の厚さ: ※図面による ・ (
23.5.2 植栽基盤
                    ・排水層: ・適用しない ・適用する(軽量骨材の層の厚さ )
・土壌層 植込み用土: ・人工軽量士 ※改良土
・樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量: ※図面による ・ (
23.5.3 材料
                     見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等: ※図面による・(
```

記

事

項

項

Ħ

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 風圧力(平成12年5月31日付建設省告示第1458号)に対応した固定工法: 支柱の設置、形式:・図面による ・有(形式 かん水装置の設置、種類:・図面による ・有(種類 新植樹木の枯補償期間 : ※引渡日から1年間 ・ (芝張及び地被類の枯補償期間: ※引渡日から1年間 ・ (23.5.5 新植樹木 芝及び 地被類の枯補償 <修景施設> 23.7.3 四つ目垣 柱の防腐処理:・図面による・(■建築編 その他事項■ 南海トラフ地震防災対策1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】 の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 -1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定 に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定 めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業 について、警戒する指置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に 努めなければならない。 2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、 施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業 及は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督 職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、 本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全 確保に劣のなりればならない。) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の 施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業 の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示 を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、 建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、 受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号

項目	特	記	事	項
【取壊し工事】	■ 1 章 各章共通事項■	·		
<共通事項> 1.1.1 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する 1) 愛知県財務規則 2 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監 4) 関係法令及び諸工事基準 5 2. 特記事項は、○印のついたものを適 ○印と、○で囲まれた※印のある場 3. 設計図書に関する疑義は、原則とし)工事請負契約書 修 建築物解体工事)愛知県建築工事品 用する。⊙印のない。 合は、共に適用する。	共通仕様書(令 質管理要領 場合は、※印の	和4年版) ついたものを適用する。
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2 「書面」とは、発行年月日が記載され 又は名を記すだけでもよいものとする	、記名された文書を		
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関	係官公署その他の関係	系組織への必要	な届出手続等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	*請負代金額が500万円以上の工事は、(に、工事実績情報の登録を、その内容 に従って)受けた上、行う。(受注時 を、監督職員へ提出する。	について監督職員の	確認を(JACICの	様式「登録のための確認のお願い」
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行 によるほか「愛知県建設局・都市・交 「愛知県建築局設計変更ガイドライン (https://www.pref.aichi.jp/soshik	通局・建築局設計変] に定めるところに	更事務取扱要領 よる。	」(令和7年2月1日改正)及び
1.1.9 工事の一時中止 に係る事項	管理等に関する基本計画書」(以	の一時中止の通知を 下「基本計画書」とい における工事の出来 事現場の維持・管理	受けた場合は、 ハう。)を提出 高、職員の体制 こ関する基本的	「工事一時中止に伴う工事現場の維持 し、発注者の承諾を得るものとする。 、労働者数、搬入材料及び建設機械 事項を明らかにする。
<工事関係図書> 1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事にお 方法等の記入及び愛知労働局労働基準 書を作成し、監督職員に提出する。(部安全課長事務連絡	(平成22年7月6	日) の注意事項をふまえた施工計画
1.2.3 工事の記録	又は埋設される部分は 記載事項: 件名 (工事 ②監督職員の指示により ※ デジタルカメラの撮影素子の有効 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電 工事写真の小黒板情報電子化につい ki jyun. html を参照) により行うこ	、「愛知は記述」では、記述は、「愛知は」が、「愛知は」が、は、一個の表別では、一個のでは、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個の表別では、一個のでは、一個では、一個のでは、一個のでは、一個では、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個では、一個	als/densinohin 内容的は 内容的は あるい。 かい。 かい。 かい。 かい。 かい。 かい。 かい。 か	n. Intmlを参照)に基づく。ただし、場合、省略できるものとする。 場合、省略できるものとする。 県建築局発注工事における情報共有 の指示による。 部とする。 象物として「愛知県電子納品運用 については、1部とする。 た、受注者は、検査時(中間検査、 議の上、決定する。 の現況を撮影する。 、記録すると共に、特に施工後隠べい する。 備考、撮影年月日 長程度を標準とする。 腎職員の承諾を得た上で「デジタル /soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku
情報共有システム	3) 完成時: 工事着工前に撮影した地 *情報共有システムの適用 ※利用す なお、「利用しない」となっている工 費用負担により、利用することができ を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは を利用すること。(https://akjs-ps 3. 情報共有システムは「愛知県情報共 テム運用の手引き(案)」に基づき (https://www.pref.aichi.jp/soshi 4. 本システムを用いて作成及び提出等 別途紙に出力して提出しないものと 場合は、その指示による。	る ・利用しない事において、受注者: る。 員及び受注者の間の 、 (公財)愛知県都市! . aichi-toshi.or.jp, 有運用ガイドライン. 利用すること。 ki/kensetsu-kikaku, を行った工事関係図: する。	が利用を希望す 青報を電子的に 整備協会が運営 () 及び「愛知県 (kenchiku-kijy 書については、	る場合、監督員と協議のうえ、受注者の 交換・共有することにより業務効率化 する「あいち建設情報共有システム」 建築局発注工事における情報共有シス un. html) システムにより電子納品することとし、
遠隔臨場の実施 <工事現場管理>	* 遠隔臨場の適用: ・ 発注者指定 * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場 aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/k 監督職員の確認を受けること。	の遠隔臨場に関する enchiku-enkakurinjo	試行要領(愛知県 o.html) に基づ	きあらかじめ実施計画書を作成し、
1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技 という。) の設置及びその他制度の運 とする。			
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者: ・配置する ※配	記置しない		
1.3.5 施工条件	* 施工日・施工時間 制限 : ・ 新 * 施工に必要な実日数以外に見込んでい	無 ※有(る事項:)	

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 休日 (年末年始休暇及び夏期休暇) その他作業不能日 ・ (H) ※図示による 工事車両の駐車場所 場所制限: ※有(駐車場所: ※敷地内 ・(資機材置場所 置場制限 : ※有(置き場所: ※敷地内・(週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時 情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に 1.3.6 施工中の安全確保 対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確 記を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。 工事施工にあたっては、騒音、埃、運搬等により付近住民に迷惑を及ぼさないよう、対策を十分講ずること。 工事用車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑をかけないよう配慮すること。 1.3.9 施工中の環境保全等 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関す る条例による措置 ・無 ・有詳細は図面による) 解体作業は、原則として破砕工法とし、騒音、振動等に十分に配慮すること。 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 騒音·振動対策 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 械を使用する。 建設機械名: 作業名: 作業名: 建設機械名: 作来名:

排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし
(対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))
(対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1 (1次基準値))
* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 排出ガス対策型建設機械* 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 特定特殊自動車の燃料 に関係法令等を遵守させるものとする。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料、(現場において再利用を図るもの: 1.3.10 発生材の処理 引渡し等 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 <石綿含有建材の調査> 1.4.1 事前調査 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること ・ 図面による ・ (・ 有 () ・無 調査範囲調査報告書の貸与 石綿含有分析調査 ※ 行わない ・ 行う(調査範囲: 分析方法: 〈施工調査> 1.5.2 施工数量調査 <施工> .6.2 技能士 調査: ※行わない ・行う(・調査範囲() 調査方法() ・図面による) 適用する技能検定の職種及び作業の種別 (<工事検査及び技術検査> .7.1 工事検査 工事完了前に、整地後地盤高 (5 m間隔で測定) 及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、 A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1.7.2 技術検査 中間技術検査: ・行わない ・行う(実施回数: 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない 本工事による動力用水等の手続き及び費用はすべて受注者負担とする。 ・本工事により道路を破損した場合は原型復旧し、維持管理等の一切の費用は受注者負担とする。 電気、給水及びガス等設備の切断復旧は、本工事とする。 管類の閉塞位置を杭等で表示すること。 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照) に努

	別記2(25)に掲行られた一般貸材、建設機械等の選定に当たっては、事業ことの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。									
	* 工事現場には次の図書	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 工事現場には次の図書を常備する。 建築物解体工事共通仕様書〔令和4年版〕(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)								
	設計事務所名 工事名称 図面番					図面番号				
			建築士登録番号		縮尺					
			建築士氏名							
		検	製	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		図	支 加州建荣问公共建荣即公召任七日	R.建杂部公吕吐七昧						

項目		特	記	事	項	
	* 本工事に関わる自社及び下請負金を提出しなければならない。制度 工事完成後、速やかに掛金充当実 情報」発表時の防災対応について 仮設物等に対し、必要な安全対策 安全の再確認を行うなど、有事に 対策推進地域に含まれる場合は、 参照し、必要事項を施工計画書に * 施工場所	を使用しない 経績総括表を作 性の可能性が 、受注者は、 き措置が実施さ に際しての備え 「その他事項	又は証紙を購 成し、検査員し 平常時と比べ 継続的に地震しれているかのを を行うとともし 」の「南海ト	入しない場合に提示しなけばで相対的に高関連情報の収録でででいる。 関連情報の収録では、及び作品では、本工事のでは、本工事のででは、本工事のできます。	は、理由書等を提出ればならない。 まった旨の「南海」 集に努め、工事中の 業員や必要に応じ第 施工場所が、南海」	出する。 トラフ地震臨時 の建築物及び 第三者に対する トラフ地震防災
	* 旭 工物別 南海トラフ地震防災対策推進地 南海トラフ地震津波避難対策特 住民事前避難対象地域	 別強化地域	※含まれる(動き) ・含まれる(動き) ・含まれる	豊橋市・田原		・含まれない ・含まれない
	* 本工事が、公共事業労務費調査、 * 本工事における木材利用状況に関 * 本工事が低入札価格調査制度の調 しなければならない。なお、コス 本工事の一部を下請けする場合は	関する調査に協 関査対象工事と スト調査におけ	力をすること。 なった場合は、 る作業内容等/	。 、工事完了時 については別	に県が行なう工事= 途、監督職員の指示	コスト調査に協力 示による。また、
特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の・要する ※要しない	確保に関する				
工程表·請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3 内訳、科目別内訳まで作成し、工 健康保険、厚生年金保険及び雇用 * 愛知県公共工事請負契約約款第3	工事請負契約締 月保険の法定福	結後14日以内に 利費を明示する	に監督職員に ること。	提出すること。なお	お、内訳書には、
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合において 衆が見やすい場所(仮囲いなど)		に関わらず施口	工体系図を作	成し、工事現場のこ	E事関係者及び公
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合に 1)受注者が、工事の施工につき 2)下請負者は、当該下請負工事 3)下請負者は、建設業法に基づ 4)下請負者が愛知県の競争入机 指名停止期間中でないこと。 5)下請負者は、「愛知県が行う	には、次の各号 総合的に企画 ■の施工能力を づく営業停止の し参加資格者で ・調達契約から	、指導及び調整 有すること。 期間中でない、 ある場合には、	整するもので こと。 、愛知県建設	あること。 :工事等指名停止取扱	及要領に基づく
施工体制	要件に該当しない者であるこ * 施工体制については「施工体制の * 建設業法第24条の8第1項の規定 項に変更が4生じたことに伴い新た)適正化に向け ごにより作成し こに作成された	た施工体制台帳 ものを含む。)	帳 (同項の規)) の写しを監?	定により記載すべき	
現場代理人等	(公共工事の入札及び契約の適正 * 現場代理人(現場責任名)におい 態理技術者補佐、専門技術者に表 * 契約約款第11条に規定する現場代 書)により、監督員を通じて発達 技術者を定めたときも同様とする 技術者を収は監理技術者について建 技術者で以は監理技術者について建 並びに監理技術者について建設 することにより他の工事と兼務さ 工事に職員を通じて発注者について建設業 * 配置技術者の専任要件等について (https://www.pref.aichi.jp/so	いては、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	との直接的な所 者との直接的な所 術者と「監理技術 ければならない 第27条第2項の 第3項ただ書き 直っては、勝行中の 、現に施行中の 、設企画課のWeb	雇用関係的通知 開展係的通知 開展の通知 開展の通知 開展により のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	雇用関係があることは、所定の様法(明 東法に基づく監理も き他の工事と兼務さる技術者配置の特督 基づき監理技術者未 兼務届を作成の上、 では原則兼務期間の すること。	と。 見場代理人等通知 支術者補佐、専門 せる場合や、主任 別を活用する場合、 庸佐を専任で配置 新たに契約した り始期より前に、
事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合 やかに提出すること。	たは、直ちに	監督職員に通	報するととも	に、事故発生報告書	事を監督職員に速
石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗 作業)をする場合は、既存壁等の2 工法、作業方法等について関係法	石綿含有仕上塗	全材使用の有無	葉を確認し、 石	石綿が含有されてい	る場合は、徐去
契約後VE		*400万円未満の の の の は、 健設分 かiki/kensetsu は、 設計図書に と と と と と と と と と と と と と	D場合を除く。 後VE実施要能 全画課Webページ I-kikaku/keiya 定められている 象とする場でしてこ まであられてしてこ を求める範囲) ・ う で規定に、 で記URL参! akugove. html る内容に関す る内容のうち、 工事目的物の。 間によって適宜	対象外工事)とす より行うものとす? 照)に掲載している る変更により請負作 、工事材料及び施コ 変更を伴わないもの 宣記載する]	る。 5。 3。 七金額の低減を L方法等に関する りとする。[工事
	* V E提案の実施にあたり、関係機 主体となり実施にあたり、の事前部る * リサイクル資材の利用に努める。 * 愛知県あいくる材率先利用方針 あいくる材の指定があるものに口ま 様式9「あいくる材使用実績集終 以下の資料は次のWebv*・ジから入 愛知県建設を物リサイクルガイ 静ttps://www.pref.aic コブリス・ブラス https://fkplus.jx 愛知県あいくる材率先利用方針、 再資源化等報告書 https://www.	欄整等を行い、知 高3のAAグル以 いたが、「愛知のAAグル以 にした。」 によります。 によいででは、 にいていない。 にいている。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいていな。 にいて、 にい	実施の見込みだ。 県あいくる材 一プ 及びAグ 外のものを使り クルデーター。 子できます。 要綱、様式 i./kensetsu-ki 定資材一覧 h	がある提案で 率先利用方針 パループの認定 用する場合は、 イン様式8 「 督職員に提出 ikaku/recycle https://www.p nsetsu-kikaku	あること。 」を遵守し、あいく 定資材を優先的に使 、監督職員の承諾を あいくる材使用状が する。 e-guideline.html、 pref.aichi.jp/sit	くる材として認定 用する。 を要する。 兄報告書」及び e/aicle/、

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 CCUSの活用 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■2章 仮設工事■ 〈騒音、粉じん、足場等> 騒音・粉じん等の対策方法:図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 騒音・粉じん等の対策 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等: ※図面による・(解体養生は、監督職員が飛散防止に必要と認めた箇所ができたときは受注者の責任で速やかに対処処置する。 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.6 ・0.9 ・1.2 m) 手すり先行工法 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドラインについて」(令和5年12月26日厚生労働省 2.2.2 足場等 に場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドラインについて」(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。
(屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。
高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 によるものとする。

・工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。
なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。
仮囲いの構造:・成型鋼板(高さ:3.0m) ※解体養生シート(高さ:※3.6m ・5.4 m)
仮囲いの位置: 図面による・
仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: <仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等 監督職員事務所:・設ける ※設けない : 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 標準仕上げ 監督職員事務所の標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、 墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、 消火器、湯沸器、掃除具 個八面、傷の面、抑除具 監督職員事務所の選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 工事に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、 仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 建設現場標識の設置 建設現場標識: ※設ける ・設けない 《建設現場標識 (例)》 エ 事 名 〇〇住宅取壊し工事 期 〇〇年〇〇月〇〇日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇建築設計事務所 工事施工者 〇〇建設株式会社 <山留め> 2.4.3 山留めの撤去 鋼矢板等の抜き跡の処理 ※直ちに砂で充填する • (■3章 解体施工■ (事前措置> 5.2.1 事前措置 <基礎及び杭> 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等: ※事前回収し、洗浄、消毒等を行う ・ (* 杭の撤去: ・撤去(解体) する(工法: ※引抜き工法 ・破砕する) ※残置する(位置は図面による) → 引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生したときは、監督職員と協議する。 3.9.2 杭 引き抜いた杭の処理: ※分別解体する <工作物(建築物以外のもの) さく、照明設備等の付属物* さく、照明設備等の付属物の解体 ※ 図示のものを撤去 ・ 残置(位置、種別等は図面による) (構内舗装、樹木等> . 11. 1 構内舗装、樹木等 樹木等の伐採抜根、移植 ※図面による 地下埋設物及び埋設配管> 3.12.1 地下埋設物及び埋設配電* 地下埋設物等: ※図示のものを撤去する ・残置する(位置、種別等は図面による)
→ 図面以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。 <解体後の整地> 埋戻し、盛土種類:・山砂の類・根切り土の中の良質土・他現場の建設発生土の中の良質土・再生コンクリート砂 3.13.1 埋戻し、盛土及び整地 工法: ※機器による締め固め及び良質土以外は水締めも行う 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認: ・ 行う [確認方法等:図面又は監督職員の指示による] ・ 行わない <共通事項> 4.1.4 建設廃棄物の処理計画 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項	目		特	記	事項						
4. 3. 1	物の運搬、処分の委託 運搬、処分の委託	* 引き渡しを要 * 産業廃棄物管 表は任意様式 の内訳(tま	ことし、交付した全てのマニフ	いう。) 集計表を作 ェストについて、交 又は運搬・処分・	E成し、監督職員は を付年月日、交付を 最終処分終了日が	に提出する。マニフェスト集計 番号、車両ナンバー、廃棄物 記載され、受注者の記名があるも					
	等及び最終処分> 再資源化等	※コンクリまた、鉄骨*(1)水銀使用(2)硬質ポリ(3)ガラス	塩化ビニル管及び継手: ※再 : ※再	ンクリート塊 ※ 等の金属類について F資源化する F資源化する F資源化する	《建設発生木材 「は、積極的に再 ・再資源化しない ・再資源化しない ・再資源化しない	N N					
4	寺定建設資材の再資源化等	* 建建に、本い窓とと ・ 本い窓とと ・ 本い窓とと ・ 本い窓とと ・ でで対い第条。 ・ ででは多。 ・ では多。 ・ ではる。 ・ ではる。	本材を指定建設資材廃棄物として縮減: ※しない(再資源化施設へ搬出) ・する 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用: ・する ()) ・しない 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。} に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1または3の積算条件を 設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者 の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも、 変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限 りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示す る施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。								
		別衣 1 建築物	のに係る解体工事								
		工程	工程	作業内容		分別・解体等の方法					
		及毎びの	建築設備、内装材等屋根ふき材	• 有 • 無 • 有 • 無	手作業手作業	・ 手作業と機械作業の併用・ 手作業と機械作業の併用					
		解作体業	 外装材、上部構造部材 	· 有 · 無	· 手作業	・ 手作業と機械作業の併用					
		方内 法容	基礎、基礎ぐい	· 有 · 無	 手作業 	・ 手作業と機械作業の併用					
		1241	その他()	・有・無	・手作業	手作業と機械作業の併用					
		別表3 建築物	7以外のものに係る解体工事又(は新築工事等(外様	・工作物等)						
		エ	工程	作業内容		分別・解体等の方法					
		程 及毎	・ 仮設 ・ 土工	・有 ・無 ・有 ・無	手作業手作業	手作業と機械作業の併用手作業と機械作業の併用					
		がの解作	・ 基礎	· 有 · 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用					
		体業方内	· 本体工事	・ 有・ 無	· 手作業	手作業と機械作業の併用					
		法容	 本体付属品 	· 有 · 無	 手作業 	・ 手作業と機械作業の併用					
		別表 4 再資源	・ その他 ()原化等をする施設の名称及び所	・ 有 ・ 無	・手作業	手作業と機械作業の併用					
			廃棄物の種類	施設の名	56c	所 在 地					
		・コンク		旭成の石	7/1	7月 1五 起					
			コンクリートから成る建設資料	オ							
		・アスフ・木材	アルト・コンクリート								
3	建設副産物	及び「建設」 産物リサイクルが 1. 事前に対 より出力 ① 再生 2. 工事完了	では、「廃棄物の処理及び清 工事に係る資材の再資源化等に 付いうイン実施要綱」(以下「リサイ 設副産物情報交換システム(りされる、「リサイクルガイト、ライン」に 資源利用計画書(実施書)(検 で時に「リサイクルガイト、ライン」に定め まを作成し、監督職員に提出す	関する法律」その他 クルガイドライン」という 以下「COBRIS」と言 1定める計画書(① 記式1) ② 再生 いる実施書(①、②	型関係法令の規定	を遵守し、「愛知県建設副 適正に処理する。 び必要事項を入力し、COBRIS はに提出する。 はに提出する。 計善(実施書)(様式2)					
4. 4. 2	産業廃棄物広域認定制度	* 産業廃棄物の)広域的処理に係る特例による	建設廃棄物の処理:	・行う ※行	i わない					
4. 4. 3	最終処分										
4. 5. 1	意を要する建設廃棄物 処理に注意を要する 建設廃棄物	> * 処理に注意を * ひ素・カドミ * 4.5.1(イ)(a)	、 監貨職員と協議すること。 :要する建設廃棄物の処理: ※ : ウム含有せっこうボードの処: (b)以外のせっこうボードの処理 理産業廃棄物の処理■	(4.5.1 (ア) 、(イ)に 理: ・製造業者に	よる ・図面に 処分を委託 ・管	よる ・ () ・ 理型最終処分場で埋立処分					
<共通事項 5.1.2	> 施工計画調査		度廃棄物の搬出時には、監督職 度廃棄物の分析調査: ・行う	員の立会いを受ける ・行わない	· · ·						
	産業廃棄物の処理等> 特別管理産業廃棄物 の処理等	* 5.4.1(1)~((* 撤去した機器 * 微量PCBの * 次の物品はF 昭和47年	3)以外の特別管理産業廃棄物の はのメーカー名・型番・製造年月 のメーカー名・でう。 ※行 PCBの混入が疑われるため、 に以前の建築物:ポリサルファ に以前の製造機器:蛍光灯安定	●種類及び処理等 日を記載したリス わない 専門の分析機関には イド (チオコール)	トを作成して発注 変頼し、その有無な 系コーキング)アクトル、コンラ	を確認する。 デンサ用放電コイル、					

								2025年10	月1日改定
	項目			特	記	事	項		
		上記以外においても、	РСВ	見入の恐れがある	5場合は、監	哲職員と	協議の上、確認っ	すること。	
		* 廃油の処分: ※焼却処)	,	`
		* 廃酸・廃アルカリの処分 * ダイオキシン類のサン				甲間処埋! わない	施設で再生処埋	• ()
				は: ※図面によ		42,44)		
				★: ※図面によ	る・()		
<共通事	盾〉	■6章 石綿含有建材の除	法及び	処埋■					
6.1.1	一般事項	* 大気汚染防止法に基づ	き、適コ	Eに対応すること					
		* 除去等を行う石綿含有				綿含有成	え がんかい は 様等	※図面による	
6. 1. 3	石綿粉じん濃度測定	* 石綿除去工事の有無に7	かかわさ	っぱ 粉じん濃度	宇測定を行う	濃度 泪	完の方法け下記し	テトス	
0. 1. 0	THIND CIVING X INIAC	吹付け石綿除去工事						C 24.20	
		石綿含有建材の処理			旨定(図示)		※表1による		
		石綿含有成形板の処理	埋のみり)場台、または4 ※ 表1のう			・(・・()	
		* 測定結果は速やかに監	督職員に					:/Lを超えた場合は(作業
		を中止して、その発生活							を
		再開することができる。 * 【表 1】	. 上尹?	て丹州 した場合に	4、 円及側足	± & 1] V '	速でから監督戦!	貝に報古りる。	
							T		_
		測定時期			場所		測定箇所数	備考	
		処理作業前	1	施工区画周辺	乂は敷地境!	界	4方向各1点	注1)	⇒n
			2	セキュリティ	ーゾーン入口	П	1 点	空気の流れを確認 注1)	10°
								集じん・排気装	置
		処理作業中	3	集じん・排気(処理作業室		П	1点	の性能確認	_
				(定理11来3	27107-66日)			注1)	
			4	施工区画周辺	又は敷地境	界	4方向各1点	注1)	
		処理作業後	(5)	処理作業室(降	離された区	(域)内	2点	注3)	
		隔離シート撤去前				-	注2)		
		(注)1 速報値で10 f /I (注)2 各施工箇所ごと							200-2
				槓が10m以下は dごとに1測定点			12点、500m以下8	までは3点とする。こ	000111
		(注)3 粉じん測定は、	粉じん	飛散抑制剤を散			報値で10f/L以下で	であることを確認し	た後、
		シートの撤去を * 石綿則第6条による隔離			里を右する	世帯」に	トN陉土竿作業な	行う担合 上事の	うた
		①及び④を実施する。	17日巨 C	一国寺丛工の別	水で円りつ	1日臣」 (〜	よりがムサド末で	11 万物百、工权の) O\
	-t- 11 >= -t= .	* 粉じん濃度測定結果報告	告書の携	提出部数 : ※ 2	部 • (部)			
<除去上 6.2.8	事共通事項> 保護具等	* 監督職員及び検査員等の	の保護』	1. 保護衣 作業	と 衣等は受注	おが無償	で提供すること。		
0.2.0	N/KZ 54 47	. 血自物質及0次直質等	· / // I/X /	* NEW 24 II /	KKTTISKL	C D 10 //// [5	(CDEN) DCCs		
6.2.9	保護衣、作業衣								
~ 和 稀 百 6.3.2	有吹付け材の除去> エ 法	* 除去工法: ※粉じん飛	養抑制	割等により湿潤	化した後に	除去	• ()	
0.0.2		* 除去した石綿含有吹付						,	
6. 3. 3	除去した石綿等の	* 石綿含有吹付け材の処金	Δ	6 2 2(1)(2)17	- z . 6 9	2(T)(b)	17 F Z		
0. 5. 5	保管、運搬、処分等	* 和种百有外的的构 切及	л	0. 3. 3 (≠) (a) (⊂ a	· 0. 3.	. 3 (エ) (ロ)	にその		
	有保温材等の除去>								
6. 4. 1	石綿含有保温材等の除去	* 除去方法: ・6.4.1()	ア)による	6.4.1	(イ)による				
6. 4. 2	工法	* 除去した石綿含有保温	材等の飛	後散防止措置:	※湿潤化	 固定 	化		
6. 4. 3	除去した石綿等の	* 石綿含有保温材等の処金	↔ .	· 6 3 9(±)(-)	lァトス - 4	6 3 3 (+)	(b) 17 + X		
0. 4. 3	保管、運搬、処分	* 石柿百年休価材寺のた	刀:	• 6. 5. 5 (±) (a)	1-40 ·	0. 3. 3 (1)	(D) によの		
	有成形板等の除去>								
6. 5. 1	石綿含有成形板等の除去	# 養生シート: ・ 作	使用する	・使用し	ない				
6. 5. 3	除去した石綿等の	* 石綿含有成形板の処分	:	• 6. 5. 3(x) (b) (Dによる	· 6. 5. 3	(エ) (b) ②による		
	保管、運搬、処分				-	_			
<右綿含 6.6.1	有仕上塗材の除去>	 * 除去方法: ・6.6.3()	7) 1 = F 2		(れ) に トス				
0. 0. 1	14m11111111111111111111111111111111111	W W W W W W W W W W W W W W W W W W W	111111111111111111111111111111111111111		(1) (- 4 3				
6. 6. 4	除去した石綿等の	* 汚泥としての処理の必要	要有無	• 無	• ()		
	保管、運搬、処分	■ 7章 特殊な建設副産物	の処理	_					
<共通事	項>	■ / 平 17/7/7/8/建成删注1/2) 07 /C-/ <u>-</u>	-					
7. 1. 3	施工計画調査	* 分析調査: ・行う	行	わない・	()			
<特殊な 7.3.1	建設副産物の処理等> 特殊な建設副産物の	* 特定物質の処理等: ・・	% 図 福 :	- F. Z	()		
1. 3. 1	将殊な建設副産物の 処理等	** 17 Æ 10 貝 V 7 歴 辛 :	◇ △ 山田 ○	-4°0	`		,		
		■その他■							
		1) 杭引き抜きや構造物	物其スホホナ	こどの解休 埼二	に後の55.神に	ついて・	図面にトス		
		解体、撤去の完了時							
		2) 災害及び公害の防				-			
				設計事務所	名		工事名	称	
				BAH1 ₹ 20171					図面番号
				建築士登録者	备 号		·	縮尺	
				建築士氏名	3				
			検	製	設計			l	1
ł			便図	製			愛知県建築局	3公共建築部公営住宅部	果

項目	特 記 事 項
	特定施設の設置の届出(騒音規制法第6条、振動規制法第6条)、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出(愛知県公害防止条令第20条第2項)、 特定建設作業の実施の届出(騒音規制法第14条、振動規制法第14条) 3)解体後の整地工事完了時の掘削等による確認: ※適用する(確認方法等: 図面又は監督職員の指示による)・適用しない 4)・石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等については、平成29年 5月31日 基安化発6531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の 取扱い等について」によること。 ・石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策については、平成29年5月30日環水大大発 第1765301号「石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策について」によること。 ・既存仕上塗材層の処理方法に関する事項は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築物仕上塗 材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人 建築研究所)」によること。 5)建設発生土の処理 *処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・有 *建設発生土の処理 ・構外処理 ・構外搬出(関係法令等に従い適切に処理) (擦出先名称(所在地):) (片道運搬時間(時間):) ((用道運搬距離(㎞):) (片道運搬時間(時間):) ((開出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報) : 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。
= 左) =	■建築編 その他事項■
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	1)受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海・ラフ地震臨時情報(巨大地震警察)、巨大地震社会の容易時に対しる、後半地震にある能力の影響がきたい作業又は清晰による影響を受ける作業は中から開発していて、一般で表現していた。これ、有能トラフル環境は遊離を含む作業員等の空全機保の方法について、施工計画集に記載するものとする。とつ)な工事の施工場所に生民事前連維対象地域がありませた。とない。有能トラフと受法者は、病権トラフ地震総対策が同性が地域における工事にあっては、法被選継に関して施工計画書に記載するものとする。とつ。本工事の施工場所に生民事前連維対象地域が含まれる場合と見に基づく発注者からの一時中止で通知があったものとして、住民事前連維対象地域以外の施工場所について、住民事前連維対象地域以外の施工場所について、在民事前連維対象地域以外の施工場所について、も、本工事の加工等のでは、地域では、大き、大き、からかじめ定また。人徒、後生物産工場のでは、大き、大き、大き、からかじめた。また、住民事前連維対象地域以外の施工場所についても、本工事の加工等を推進される場合にある。また、このために対して、全人性、代表、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築士氏名

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

:	項 目		特	記 :	F	ij	į			
	【電気設備工事】	■ 1 編 一般共通事項■								
- 6/A DII		■1章 一般事項■								
<総 則 1.1.1		2. 特記事項は、⊙印のついたも ⊙印と、○で囲まれた※印の 3. 本工事に使用する資材は、「 4. 設計図書の優先順位は、次の 1) 質問回答書(2) から5) 2) 現場説明書 3) 特記仕	2) 工事請 会編集 公共県 5) 愛知早な。 のを適用する。 りて、 りて、 りて、 りて、 りて、 りで、 りで、 りで、 りで、 りで、 りで、 りで、 りで、 りで、 りで	負契約書 卓契約書 事理設工事品 事理設工事品 の記 の記 の記 の記 の記 のに での順 が のに での のに の の の の の の の の の の の の の	仕様書 理要領は、※「 。 。	(令和 印のつ) る。	4 年度版	i))を適) o
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1 「書面」とは、発行年月日が記 又は名を記すだけでもよいもの	記載され、記名さ							併記せず、氏
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当た	り、関係官公署	その他の関係組	織への	必要な	届出手続	等を	遅滞な	く行う。
1. 1. 4	工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事								
		に、工事実績情報の登録を、そ に従って)受けた上、行う。(を、監督職員へ提出する。								
1. 1. 7	関連工事等の調整				建	電	給 ガ	外	汚	
		項目		工事区分		i	非		水処理	
		機械が	用 基	礎	築 ※	気 :	水 ス	構	場 ※	
		排 短 桶 (横 引	k き 管 ‡	枡 ()	* *	3	*	*	* *	
		フロアードレイン			*				*	
		照明器具穴化粧キャ		<u></u> ト	*	- ;	*			
		クーラー 月	用 ス リ ー	ブ	*					
		居 室 ・ 浴 室 ・ st 杭 頭 処 理	奥気レジラ及び補	、 タ ー 強	* *					
		設備スリ	ー ブ 箱	入 7/2		* :	* *		*	
		設備スリーコ		補 強 理	* *		*		*	
		水槽(高架、			*		* *	*	~	
		設備関係取合 機械室床の穴開≀			* *	* ;	* *		* *	
		液面電極棒フェ同上用リリ		ッチ び 盤		*	*			
		水道用集中机					*			
		同 上 結 線 エレベーター関	及 び 調	整 * 1	*		*			
		エレベーター関	連 工 事(建築	¥) *2		*				
		この項に該当しないもの及び 1):昇降路築造工事、各階					七人口脳	床什	上丁重	£
		ピット内防水工事及び	排水設備工事の	ことをいう。						
		 3):動力用照明用の電源引 昇降路の煙感知器設置 								
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則 * 設計図書について監督職員と協 によるほか「愛知県建設局・都 「愛知県建築局設計変更ガイド (https://www.pref.aichi.jp/	3議を行った結果 3市・交通局・建 ブライン」に定め	、設計図書の訂 築局設計変更事 るところによる	正又は 務取扱 。	変更を 要領」	行う場合 (令和74	の措		
1. 1. 9	工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は 1)契約約款第21条の規定によ 管理等に関する基本計画書 なお、基本計画書には、中 器具等の確認に関すること 2)工事を一時中止する場合は	り工事の一時中 リー・リンド 「基本 リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・	止の通知を受け 計画書」という 工事の出来高、 維持・管理に関	た場合 。) を 職員の する基	は、「 提出し 体制、 本的事	工事一時 発注者 労働者数 項を明ら	中止 の承 、搬	に伴う 諾を得 入材料	工事現場の維持 引るものとする。
<工事関 1.2.1	係図書> 実施工程表	* 概成工期: · 有(年		m.た、エチ.5.‰ < 無		,	- 0			
1. 2. 4	工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事 B. 対象となる成果品の作成につ 管理情報基準(案)」(https:/ 電子納品チェックリストにつ 情報共有システム利用時の成 テム運用の手引き(案)してし ただし、情報共有システムを ガイドラ監督員の指示がある場 なお、監督員の指示がある場 D. 受注者は、電子納品に必要な	いては、「愛知 //www.pref.aich power to the to	i. jp/site/cals 類に同様の内容 電子納品対象物 督員のR又はDV エ事関係図里した よる。	/densii を記載 は、「 る場合 D-R) 電子納 工事書	nohin. l した場 は知果の と と の は と の は と の は と の は り の の の の り の り の り の り の り の り の り	ntml chitmle を を を 省局に るして は して は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に るして は に は に は に は に に に は に に に に に に に に に に に に に	照)に 活さ工 る。 「 1	工基づの 事によ 知県で	く。ただし、)とする。)はする情報共有 電子納品運用 -る。

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 てつ他、电丁附加に関うの計画は取りについては、元は日、又は日前成の工、八足する。
 工事写真の撮影時期、内容、枚数等に下記のとおりとする。
 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。
 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項: 件名 (工事名) 、 名称 (工種) 、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 Allyuii. Hitel を参照 へいまっていまっています。 る。 3)竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない 情報共有システム 情報共有システムの適用 ※利用りる ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 費用負担により、利用することができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 2.本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(https://akjs-ps. aichi-toshi.or. jp/) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 場合は、てい何かによる。 速隔臨場の適用: ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・適用しない 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建設局)」 (https://www.pref. 遠隔臨場の実施 aichi. jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、 監督職員の確認を受けること。 <工事現場管理> 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。 .3.1 施工管理 1.3.2 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.3 施工条件 : 施工日・施工時間 制限 : ・無 ※有(施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 資機材置場所 置場制限 : ※有() ・無 その他: 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの:PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: 有(処理方法:) 現場において再利用を図るもの: 1.3.9 発生材の処理等 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のトーカー名・型番・ 引渡し等 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 表 日午日 は これ で 日 に し こ こ で 日 に し こ こ で 日 に し こ で 日 に し こ で の 物品 は P C B の 混入 が 疑われる た め 、 専門の 分析 機関 に 依頼 し 、 そ の 有無 を 確認 す る 。 昭 和 4 7 年 以 前 の 建築 物 : ポリ サルファイド (チオコール) 系 コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進 に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https:// 建設副産物 | 愛知県建設副産物リサイクルガイトライン美施要綱| (以下「リザイクルガイドライン] という。 https://www.pref、aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。
- 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、コプリメ・プラス」と引う。) に登録及び必要事項を入力し、コプリメ・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②) を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1)② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)
工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録。
明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当りの工事は、丹貢修江東が正」したこと、四位第10本第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 企業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t 又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

ц	頁 目	特 記 事 項
	再資源化	等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html
<機器及で 1.4.1	分別収集 非飛散アスベスト処分	[建築工事事務の手引・関連様式] 版*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する (処分方法:) *「愛知県環境物品等調達方針」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤
	再生資源の利用	及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) * あいくる材を用状況報告書(様式8) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
<施工) 1.5.3	> 施工の検査等	* 見本施工: ※実施しない ・実施する ()
1. 5. 7	化学物質の濃度測定	* 濃度測定: ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成15年6月6日付事務連絡)、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」(平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発0117第1号)により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。測定時期:) 測定対象の化学物質 : ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン測定方法 : アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定
<完成図等 1.7.1	等> 完成時の提出図書	測定対象室及び測定箇所数: 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。 *提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・()
1. 7. 2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2)平面図・求積図 3)その他() B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1)設計図(変更設計図を含む) 2)完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による)・提出しない
1.7.3 <その他>	保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用() 部 ・() 部
	提出書類 火災保険等 法定外の労災保険の付付 常備図書	* 次の書類を監督職員に提出する。 1)使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は、建築工事事務の手引き参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。
	建設業退職金共済制度	公共住宅建設工事共通仕様書〔令和4年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)〔令和4年版〕(以下「標準図」という) 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書 を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。
	南海トラフ地震臨時情: 発表時の対応	工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 第*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 *施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 **含まれる(愛知県内全市町村) **含まれない
	各種調査への協力	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる(豊橋市・田原市・南知多町) ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない ・含まれない ・ 含まれない ・ 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 *本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。
	工事コスト調査の協力 光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託:
		・要する ※要しない

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 工程表·請負代金内訳書 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 騒音 • 振動対策 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 こついては、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」 (建設大臣告示) により指定された建設機 械を使用する。 作業名: 作業名: 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし 排出ガス対策型建設機械 | (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特定特殊自動車の燃料 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう) を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でない 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であること。 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること 施工体制 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、 監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 現場代理人等 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 12M間4を足のにこるも間隔とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任 技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、 並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置 ることにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること。 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 阪存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業 契約後VE 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事 (契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事) とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後 V E 実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。 [工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで CCUSの活用 こ工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■2章 共通工事■ (仮設工事> ※ この節は、公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)2章「仮設工事」による。 一般事項 《縄張り、遣方、足場等> 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特 記 事 項
監督職員事務所等	* 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行正法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * 仮囲い ・・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: A. 監督職員事務所・・設ける ※設けない * 監督職員事務所・・設ける ※設けない * 規模:・10 ※20・35・65・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。
建設現場標識の設置	1)標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具2)選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
	(建設現場標識 共同設置の例》 工事名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	■電気編 1編 一般共通工事■
<土工事> 2.2.1 一般事項	■電気編 2章 共通工事■ * 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・() [表3.2.1] 工法 ・水締め ・機器による締固め * 建設発生土の利用指定: ※無 ・有 () からの建設発生土を利用する
建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理 * 構外処理 ・ 構外般出(関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): (片道運搬距離(km): (機出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報)
	: 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
<塗装工事> 2.7.1 一般事項	* 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分 (機械室、EPS等は除く) の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 色合等: ・() ・図面による * 塗料の種別、塗り回数: ※表2.7.1による ・ () ・図面による
<スリーブ工事> 2.9.1 一般事項	* 溶融亜鉛めっきの種別: ※HDZ35 ・ () * スリーブの材料及び仕様: ・表2.9.1による ・ 図面による ・ () * 雄物外壁貫通部築水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鋳鉄管: ・ 図面による ・ ()
<インサート> 2.10.1 一般事項	* 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鋳鉄管: ・図面による ・ () * インサートの許容引抜荷重: ※表2.10.1による ・図面による ・ ()
	■電気編 2編 電力設備工事■
≠ 44 / 12 	■電気編 1章 機 材■
<電線保護物類> 1.2.6 プルボックス	* 形式等: ・標準図(電力44)による ・ () ・図面による * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・ ()

	2025年10月1日改定
項目	特 記 事 項
1.2.7 金属ダクト	* 形式等: ・標準図 (電力46) による ・ () ・図面による * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・ ()
1.2.9 ケーブルラック	* 形式等: ・標準図 (電力47~49) による ・ () ・ 図面による * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・ 図面による ・ ()
<照明器具> 1.4.1 一般事項	* 記号及び形式: ・標準図 (電力1~18) による ・ () ・図面による
1.4.2 構造一般	*3.0kgを超えるダウンライト形器具の構造: ・標準図(電力23)による ・() ・図面による *照明用ポール: ・配線用遮断器(引外し装置なし)設置 ・カットアウトスイッチ(素通しヒューズ)設置
1.4.4 光源	* 光源色: ※相閑色温度4,600~5,500K(昼白色) ・図面による ・ () * LED照明器具の平均演色評価数(Ra): ※ペースライト形器具は80以上、ダウンライト形及び高天井形器具は70以上 ・ () ・図面による
<防災用照明器具> 1.5.1 一般事項	* 形式等: ・標準図 (電力1、2、9~12) による ・ () ・図面による
< 照明制御装置 > 1.6.2.1 照明制御器	* 形式等: ・標準図 (電力2、8) による ・ () ・ 図面による
1.6.3.1 共通事項	* 機器構成: ・図面による ・ ()
1.6.3.2 照明監視制御装	* 表1.6.1において基本機能に追加するもの ・図面による ・照明器具個別通信制御 ・調色制御 ・連動制御 ・強制制御 ・管理機能
1.6.3.4 監視操作装置	* 外部出力端子の種別: ※図面による ・ ()
1.6.3.7 照明制御器	* 微動検知人感センサ: ・標準図(電力8)による ・図面による ・() * 人の通り抜けと滞在を識別した照明器具の光出力又は点滅の制御: ・図面による ・()
<分電盤> 1.7.1 一般事項	* 形式等: ・標準図 (電力35) による ・ () ・ 図面による
1.7.2 構造一般	* ガタースペースの寸法: ・標準図 (電力36) による ・ () ・図面による
1.7.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用: * 接地端子座の形状等: ・標準図(電力56)による ・図面による ・()
1.7.6 器具類	* 積算計器: ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能: ※表1.7.12による ・ () 低圧用SPDクラスⅠの性能: ※図面による ・ ()
	*電力計測装置 計測回路数 : ※図面による・() *集中監視部 信号回線数 : ※図面による・() 信号種別 : ※図面による・() 外部出力端子種別: ※図面による・() *変成器 定格電流 : ※図面による・() *表示器:・設ける・設けない・図面による *住宅用分電盤 過電流警報装置の品質及び性能: ※図面による・()
<耐熱形分電盤> 1.8.1 一般事項	* 形式: ・標準図(電力35)による ・ () ・図面による
<oa盤> 1.9.1 一般事項</oa盤>	* 形式: ・標準図 (電力37) による ・ () ・図面による
1.9.2 構造一般	* 端子盤部の寸法: ・標準図 (通信3、4) による ・ () ・図面による
1.9.3 キャビネット <実験盤>	* 端子盤部: ・通気口設置 ・冷却用ファン設置 ・図面による
1.10.1 一般事項 <開閉器箱>	* 形式: ・標準図(電力38) による ・ () ・図面による
1.11.1 一般事項	* 形式: ・標準図 (電力39) による ・ () ・図面による
<制御盤> 1.12.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(電力40~42)による ・ () ・図面による
1.12.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用: 設置端子座の形状等: ・標準図(電力57)とする ※図面による ・ ()
1.12.6 器具類	* 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能 ※表1.12.19による ・ () ・図面による 低圧用SPDクラスⅠの性能 ・ () ・図面による * 主要器具の表示: ・標準図 (機器の図記号及び文字記号) の文字記号 ・ JEM1090「制御器具番号」による基本器具番号 ・ 図面による
<電熱装置> 1.15.1 一般事項	* 形式: ・標準図(電力43)による ・ () ・図面による * 過昇温防止機能: ・設ける ・設けない ・図面による
1.15.3 発熱線等 <雷保護装置>	* 発熱線: ・第2種発熱線 ・第4種発熱線 ・図面による
	x付け金物* 突針の支持管: ・標準図(電力50)による ・ () ・図面による
1.16.3 試験用接続端子	- 箱 * 形式等: ・標準図 (電力53) による ・ () ・図面による
	設計事務所名 工事名称 図面番号
	建築士登録番号 縮尺
	建築士氏名
	検 製

項目	特 記 事 項
1.16.4 引下げ導線及び避雷	* 引下げ導線の構造体への接続金物: ・標準図 (電力52) による ・ () ・図面による
導線の接続金物 <接 地> 1.17.1 接地端子箱	* 形式等: ・標準図(電力55)による ・ () ・図面による
1.17.2 接地鋼板	* 形式等: ・標準図 (電力57) による ・ () ・図面による
1.17.3 接地棒	* 形式等: ・標準図 (電力58) による ・ () ・図面による
1.17.4 接地極埋設標	* 形式等: ・標準図 (電力59) による ・ () ・図面による
<外線材料> 1.18.6 マンホール、ハンド	* 形式等: ・標準図 (電力60~64) による ・ () ・図面による
ホール及び埋設標	* プロックマンホール及びプロックーンドホールの荷重、土圧等の構造条件: ・標準図 (電力63) による ・ () * 埋設標: ・標準図 (電力69) による ・ () ・ 図面による
<機材の試験> 1.19.1 試験	* 過電流警報装置の試験:
く井澤東南へ	■電気編 2章 施 工■
<共通事項> 2.1.1 電線の接続	* 屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策: ・行う ・行わない ・図面による
2.1.10 電線等の防火区画等の貫通	* 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細: ・標準図(電力23)による ・ ()
2.1.11 管路の外壁貫通等	* 構造体を貫通し、直接屋外に通ずる管路の処置: ・標準図 (電力68) による ・ ()
2.1.13 耐震施工	* 機器の水平震度及び鉛直震度: ・図面による ・ () * 横引き配管等 耐震支持(標準図(30)): ・SA種 ・A 種 ・B種 ・ ()
	施設分類: ・特定の施設 ・一般の施設 [表2.1.2] * 垂直配管等 施設分類: ・特定の施設 ・一般の施設 [表2.1.3] * 建物引込部の配管の耐震処置を行う配管の措置 : ・標準図 (電力31~34) による ・ () * 建物のエキスパンションジョイント部の配線の措置 : ・標準図 (電力31~34) による ・ ()
<金属管配線> 2.2.7 位置ボックス及び	* 位置ボックス及びジョイントボックスの種別
ジョイントボックス	天井スラプ内:・図面による ・大型四角、八角コンクリートポックス75又は54・() 二重天井内:・図面による ・中型四角アウトレットポックス36・() コンクリート壁内:・図面による ・中型四角アウトレットポックス36・() 木造壁内、内装パネル壁内:・図面による ・スイッチポックス30、中型四角アウトレットポックス36・()
<合成樹脂管配線(PF, CD管)> 2.3.7 位置ボックス及び	* 位置ボックス及びジョイントボックスの種別
ジョイントボックス	天井スラプ内:・図面による ・大型四角、八角コンクリートポックス75又は54・() 二重天井内:・図面による ・中型四角アウトレットポックス36・() コンクリート壁内:・図面による ・中型四角アウトレットポックス36・() 木造壁内、内装パネル壁内:・図面による ・スイッチポックス30、中型四角アウトレットポックス36・()
<バスダクト配線> 2.9.2 バスダクトの敷設	* エキスパンションバスダクト: ・設ける ・設けない ・図面による ・ ()
<ケーブル配線> 2.10.4.2 ケーブルの接続	* 屋外のEM-高圧架橋ポリエチレンクープル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策:
2.10.4.5 ちょう架配線	* ちょう架配線: ・標準図(電力25)による ・ () ・図面による
2.10.4.6 二重天井内配線	* ケーブルを二重天井内に敷設する場合: ・標準図(電力26)による ・ () ・図面による
2.10.4.8 垂直ケーブル配線 <地中配線>	* 垂直ケーブル: ・標準図(電力27)による ・ () ・図面による
2.12.3 マンホール及び	* マンホール、ハンドホールの構造及び性能: ・標準図 (電力62~64) による ・図面による ・() 鉄蓋の構造及び性能:中耐重型 (ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする) * ふたの材質: 鋳鉄製
2.12.4 管路等の敷設	* 管と建物との接続部 : ・標準図 (電力68) による ・ () ・図面による * 架空配線からの引込み: ・標準図 (電力70) による ・ () ・図面による * 地中配線の標識シート等: ※設置する ・設置しない ・図面による
2.12.5 ケーブルの敷設	* 埋設標の敷設: ・標準図(電力69)による ・ () ・図面による
<接 地> 2.13.9 接地線	* C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合] 雷保護設備において内部雷保護の等電位ボンディングを行う場合: ・8mm ² 以上 ・ () ・図面による
2.13.12 その他	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設: ・行う ・行わない ・図面による
2.13.14 設置極位置等の表示	* 接地極埋設標: ・標準図(電力59)による ・ () ・図面による
<電灯設備> 2.14.1 配線	* 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線: ・標準図(電力21~23)による ・ () ・図面による
2.14.3 機器の取付け及び接続	* 吊ボルト等による支持点数: ・標準図(電力2)(背面形式)の器具取付穴ボルト用の数 ・製造者の標準の背面形式 * ダウンライト器具の取付け: ・標準図(電力23)による ・ ()・図面による
<動力設備> 2.15.1 配線	* 電動機への配線のうち電動機端子箱に直接接続する部分: ・標準図(電力28)による ・ () ・ 図面による ・ () ・ 図面による
<雷保護設備> 2.17.2 受雷部	* 突針支持管及び取付金具の取付け: ・標準図(電力50)による ・ () ・図面による * 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線との接続: ※標準図(電力51)による ・ ()
2.17.3 引下げ導線	* 鉄骨及び鉄筋との接続等: ※標準図(電力52)による (・溶接 ※ボルト接続 ・ボルト接続 (クランプ))
	・図面による * 溶接による接続: ・行う ・行わない ・図面による

		ı							2 0	25年10	月1日改定
	項 目			寺	記		事	項			
2. 17. 4	接地極	* 板状接地極、垂直接地 * 環状接地極及び網状接 * 大地抵抗率測定用補助	地極		水平接地植	· : •	標準図	(電力54)	による ・ による ・ ・図面に。	()
	立会い及び試験> 施工の試験	*接地抵抗測定(構造体 測定時期(*照度測定(一般照明):)回数()			*接地極	の場合):			
		■電気編 3編 受変電設	備工事■								
. h	ング ねっと → 中国工会会会は へ	■電気編 1章 機 材■									
	ビクル式配電盤> キャビネット	* キャビネット: ※鋼板	反製 ・ステン	ノレス製	図面に	よる					
1. 1. 5	器具類	* 積算計器: ※計量法に * 盤に取付ける器具の表	示: ・標準図	図((機器	の図記号	及び文	字記号)		号 ・図面に 器具番号)
1. 1. 6	高圧機器			・油入 ・ ・油入 ・	乾式 ・ モールド	図面に ・図	よる 面による				
		* 高圧負荷開閉器の操作 * 引込柱: ・避雷器内臓	方法:・電	動式			.の旧で、	E.C. 5300 L	. (, ,	3回により
<高圧ス 1.2.1	イッチギヤ> 一般事項	* 高圧スイッチギヤ:	• JIS C 6227	1-200	• JEM 14	25	図面に	よる			
1. 2. 2	構造一般	* 運転連続性喪失区分及 * 高圧スイッチギヤの形					• F8	SC2B-PI	図面によ	る	
1. 2. 4	導電部	* JIS C 62271-200による	る高圧スイッラ	チギヤの導		定格電	流: 時間耐電	i流 :		面による 面による	
		* JEM 1425による高圧ス	イッチギヤの	導電部		定格電				面による 面による	
	V特別高圧スイッチギヤ> 一般事項	* 22/33kV特別高圧スイッチキ	*†: • JIS	C 62271-2	200 •	JEM 14:	25 •	図面による	5		
1. 3. 2	構造一般	* 運転連続性喪失区分及 * スイッチギヤの形:・						• LSC2B-	PI · LSC2E	8-PM • ⅓	図面による
1. 3. 4	導電部	* JIS C 62271-200による	522/33kV特別	高圧スイッチ	デヤの導電		定格電流	: : :間耐電流 :		図面図面	
		* JEM 1425による22/33k	V特別高圧スイッ	チギヤの導ケ	電部		定格電流			• 図面 • 図面	による
<低圧ス 1.5.2	イッチギヤ> 構造一般	* 低圧スイッチギヤの形	: · C X形	• C S 形	·cw						
1.5.4 <絶縁監	導電部 視装置>	* 定格電流:	図面に	よる	定格短問	寺間耐電	ā流:		• 図面(こよる	
1. 8. 3	キャビネット	* キャビネット: ※鋼材	反製(厚さ1.6	mm以上)	・ステン	ノレス錐	板製(享さ1.2mmじ	人上)		
1.8.5 <試 験	性 能	* 低圧回路の監視性能	絶縁の経時変	化の表示	: • 有	• :	無				
1. 9. 1	試 験	* キュービクル式配電盤	、高圧及び特	別高圧ス	イッチギヤ	ア等の温	1度上昇	生能試験:	・行う	・行わた	¢/\
<据付け	>	■電気編 2章 施 工■									
2. 1. 1	キュービクル式配電盤	* キュービクル式配電盤 水平震度及び鉛直震 基礎(コンクリート製の基礎 * キュービクル式配電盤 基礎(コンクリート製の基礎	度: ・(巻を地上に設り 等の屋外配電	ナる場合) 盤の据付	· 厚準		変電1)(
2.1.2	特別高圧スイッチギャ	水平震度及び鉛直震	度: ・ ()	• 3	図面によ	る				
		■電気編 4編 電力貯蔵設備工事■									
		■電気編 2章 機 材■									
2. 1. 7	器具類	* 盤に取付ける器具の表							号 ・図面に 器具番号)
	停電電源装置(UPS) > 一般事項	* UPSの方式: ・常時イ	_				_				,
2.2.7 性 能 <太陽光発電装置>		* 停電補償時間:		i	温度条件:	• 2	j• ℃	図面による			
	光电器直之 一般事項	* 太陽光発電装置: ※系自立運転: ・行	系統連系形 すう ・ 彳								
				設計事務所	ī名				事名称		図面番号
			建築士登録番号							縮尺	
			検	建築士氏	名 設	計					<u> </u>
			図	X	○年	〇月		愛知県建	築局公共建築部	#公営住宅	果

項目	特 記 事 項
1.7.2 太陽電池アレイ	* 公称出力: ※図面による ・ ()
1.7.3 接続箱	* PV直流用SPD: ・設ける ・設けない ・図面による PV直流用SPDクラスⅡの性能: ※表1.7.2による ・() ・図面による PV直流用SPDクラスⅠの性能: ・() ・図面による
	* 交流出力電圧: ・100 V ・200 V ・図面による * 出力電気方式: ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図面による * P V 直流用 S P D : ・設ける ・設けない ・図面による P V 直流用 S P D クラス II の性能: ※表1.7.2による ・ () ・図面による P V 直流用 S P D クラス I の性能: ・ () ・図面による * 計測表示項目の遠方監視用端子: ・設ける ・設けない ・図面による
	■電気編 6編 通信·情報設備工事■
<配線器具>	■電気編 1章 機 材■
1.3.2 光コネクタ	* 光ファイバ接続コネクタ: ※SCコネクタ ・LCコネクタ ・ ()
1.3.3 BNCコネクタ	* 同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの (テレピ共同受信設備、テレピ電波障害防除設備以外)
1.3.4 電話用コンセント <端子盤・機器収納ラック等>	* 電話用コンセント: ・6極2心用モジュラジャックを用いた自動落下式ふた付きコンセント ・ () * 電線接続: ・差込み式 ・ ()
1.4.2 端子盤等	* 形式等: ・標準図(通信1、3、4)による ・ () ・図面による * 端子盤及び集合保安箱(屋内用キャビネット): ※鋼板 ・ステンレス鋼板
1.4.4 端子類	* 端子板: ・標準図(通信2)による ・ () * U T P パッチパネル モジュラ形 横一連のポート数 : ※24ポート ・ () * 光ファイバパッチパネル 光コネクタ 横一連のポート数: ※12ポート ・ ()
<誘導支援装置> 1.10.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(通信29~35)による ・ ()
1.10.2 音声誘導装置	* 検出部 検出方式:
1.10.4 テレビインターホン	* 撮像範囲を調整する機能 (親機) : ・設ける ・設けない * 撮像範囲を調整する機能 (子機) : ・設ける ・設けない
1.10.6 トイレ等呼出装置	* 呼出表示器 通話機能: ・設ける ・設けない * ブザー付呼出表示灯: ・設ける ・設けない
1.10.10 住宅情報盤装置 <テレビ共同受信装置>	* 住宅情報盤装置の品質及び性能: ・図面による ・ ()
1.11.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(通信33~40)による ・ () ・図面による * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能: ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・図面による
1.11.2 機器	* アンテナ (UHF、BS、110度CS) の品質及び性能 : ・図面による ・ () * 分岐器、分配器、混合 (分岐) 器の品質及び性能 : ・図面による ・ () * 直列ユニット、テレビ端子の品質及び性能 : ・図面による ・ () * 増幅器の品質及び性能 : ・図面による ・ ()
1.11.3 アンテナ及びアンテナマスト	* UHFアンテナ: ・全帯域用 ・ ()
<テレビ電波障害防除装置> 1.12.1 一般事項	* 形式等: ・標準図(通信41、42)による ・ () ・図面による
	* 屋内に設置する機器収容箱: ・鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による * 屋外に設置する機器収容箱: ・合成樹脂製 ・アルミダイキャスト製 ・鋳鉄製 ・鋼板製 ・図面による
<自動火災報知装置> 1.16.3 副受信機・表示装置 <非常警報装置>	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等の種別: ・図面による ・ ()
1.18.1 一般事項 <機材の試験>	* 非常放送装置での緊急地震放送の実施: ・図面による ・ ()
1.21.1 試験	* FMアンテナの試験 : ・図面による ・ () * 住宅情報盤装置及び電気制御式宅配ボックスの試験 : ・図面による ・ () * アンテナ (UHF、BS、110度CS) の試験 : ・図面による ・ () * 分岐器、没合(器の、浸合(分岐)器の試験 : ・図面による ・ () * 直列ユニット、テレビ端子の試験 : ・図面による ・ () * 増幅器の試験 : ・図面による ・ ()
/ tu 中町 領 >	■電気編 2章 施 工■
<地中配線> 2.11.3 管路等の敷設	* 地中配管への標識シート等の設置: ※図面による ・ ()
<構内情報通信網設備> 2.13.2 機器の取付け <誘導支援設備>	* 複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査等: ・行う ・行わない ・図面による
ご	* 電気制御式宅配ボックス装置の据付け:
2.19.2 機器の取付け	* アンテナマストの取付け: ・標準図 (通信40) による ・ () ・ 図面による
2.19.3 受信調査 <テレビ電波障害防除設備>	* 最上階床コンクリート打設直後の受信調査: ※行う (チャンネル ()) ・行わない
2.20.2 事前調査 <監視カメラ設備>	* 事前調査を行う箇所数: 調査を行うチャンネル:
2.21.2 機器の取付	* カメラを設置している旨の表示: ・行う ・行わない

項	受注者は、 用いる場 化工品(株 確認を得	ヒ工品(株及びニッタ加工品)供 東洋ゴム化工品(株)、ニッ 合には、同社が製造するゴム と資本面・人事面で関係が るものとする。	ッタ化工品(株)で製造さ 製品等に対して請負者	** 料を用いる場合 れた製品や材料 *が指定した第3	幹(以下、ゴム製品 E者(東洋ゴム化工	.品(株)、ニッタ
	* 東洋ゴム 受注者は 用いる場 化工品(构 確認を得 なお必	ヒ工品(株及びニッタ加工品)供 東洋ゴム化工品(株)、ニッ 合には、同社が製造するゴム と資本面・人事面で関係が るものとする。	ッタ化工品(株)で製造さ 製品等に対して請負者	れた製品や材料 が指定した第三	幹(以下、ゴム製品 E者(東洋ゴム化工	.品(株)、ニッタ
	受注者は、 用いる場 化工品(株 確認を得 なお必	東洋ゴム化工品(株)、ニッ合には、同社が製造するゴム こと資本面・人事面で関係が るものとする。	ッタ化工品(株)で製造さ 製品等に対して請負者	れた製品や材料 が指定した第三	幹(以下、ゴム製品 E者(東洋ゴム化工	.品(株)、ニッタ
	用いる場 化工品(株 確認を得 なお必	合には、同社が製造するゴム (i)と資本面・人事面で関係が るものとする。	製品等に対して請負者	が指定した第三	三者(東洋ゴム化工	.品(株)、ニッタ
	化工品(株 確認を得 なお必	と資本面・人事面で関係が るものとする。				
	確認を得なお必	るものとする。				
			1 TA T	Med et a class a sa	umer teller	
	/ 9/0	要な品質証明書は、以下の試	(験及び検査において、	製品に応じて必	必要な規格について	取得するものと
	are ato the	試験名	計測			
	連常状	態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張 熱老化前後での変		· 重	
	熱老化	試験	引張強度、伸び)	L- (KC, 20		
		久ひずみ試験	圧縮による残留歪	み		
	製品検	査 第三者による品質証明書類	外観、寸法、性能	認を得た場合で	であっても 後に制	品不良等が判明
		こ受注者の契約不適合責任が			C B J C O C D C C	III.1.1X 4.9.14991
	* 特定建設	資材の再資源化等				
		こ係る資材の再資源化等に関				
		特定建設資材の分別解体等 本工事における特定建設資材				
		いるが、工事請負契約書の「				
		図されたものであるため、発				
		しない。ただし、現場条件の 受注者は、特定建設資材の分				
	項に基づ	く報告として、監督職員に	「再資源化等報告書」を	提出すること。	「再資源化等報告	書」は、
		果のホームページ https:// ∶事務の手引・関連様式]から		shiki/kensets	u-kikaku/kenchiku	⊩kijyun.html
		表4については積算上の条件		を指定するもの	りではない。	
	な	お、受注者の提示する施設と	異なる場合においても	、設計変更の対	対象としない。	
	別表 1	建築物に係る解体工事				
	J/13X 1)	E来物に旅る併件工事				
			作業内容		分別・解体等の)方法
	程	一 年来以州、 门 秋何。	等 ・ 有 ・ 無	手作	業 ・ 手作業と	機械作業の併用
	びの解作	・ 屋根ふき材	• 有 • 無			機械作業の併用
	体業	* 外級材、上部傳道:				機械作業の併用
	方内 法容		・有・無) ・有・無			機械作業の併用機械作業の併用
		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			未 · 于[[未]]	放阪ド糸ツ川市
	JN3X 2)	E来物にボタ州来工すす (/)	「一件 ・ 日来 ・ 10 / 16 ・ 1天 17	(百)		
	I	工 程	作業内容		分別・解体等の)方法
	程	• 造成等	• 有 • 無		業 ・ 手作業と	機械作業の併用
	及毎びの	and and the	• 有 • 無			機械作業の併用
	解作	• 上部構造部分、外	''			機械作業の併用
	体業 方内	建築設備 内状築	・ 有 ・ 無・ 有 ・ 無			機械作業の併用機械作業の併用
	法容	・ その他 () • 有 • 無			機械作業の併用
	別表 3 3	建築物以外のものに係る解体		- 11.	,,,	D& DX 11 3K 13 D1713
	-		T			1.31
	I	工程	作業内容		分別・解体等の	
	程	 仮設 	• 有 • 無			機械作業の併用
	及毎びの		・ 有 ・ 無・ 有 ・ 無			機械作業の併用
	解作		・ 有 ・ 無			機械作業の併用機械作業の併用
	方内	木体付属品	· 有 · 無			機械作業の併用
	法容	その他() • 有 • 無			機械作業の併用
	別表4	再資源化等をする施設の名称				
		the she had no too her	±4, =n 4	7 #h	=c 4:	Life
	. = `	廃棄物の種類 /クリート	施設の名	17个	所 在	地
		ンクリート とびコンクリートから成る建	設資材			
		マファルト・コンクリート				
	・木林	t				
				1		
		1				
	I	2	沙計事務所名		丁事名称	l
		青	投計事務所名		工事名称	図面番号
	 		役計事務所名 築士登録番号		工事名称	縮尺 図面番号
	1	建			工事名称	
	1	建	築士登録番号		工事名称	縮尺

	目		特	記事	項
		《電気設備工事排	与字次材》		
		分 類	指 定 資 材	適用範囲	品質性能基準
)J 794	蛍光灯用の安定器 (高周波点灯		
			蛍光灯器具 LED照明器具(一般屋内用に	- 限ス)	評価名簿登載品 評価名簿登載品(★1)
			LED照明器具(屋外用)	-IX. 0°)	★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価
		照明類	照明制御装置		名簿登載品メーカーの製品 評価名簿登載品
		7111/201/201	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品 (財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が
			非常用照明器具		貼付されたもの または (一社)日本照明工業会の JIL適合マークが貼付されたもの
			誘導灯		(社)日本電気協会 (誘導灯審査委員会) の認定証票が 貼付されたもの
		電線類	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター(JECTEC)の
			分電盤(実験盤を含む)		認定を受けたもの 評価名簿登載品
			制御盤		評価名簿登載品 (財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付
		盤類	消防防災用制御盤 キュービクル式配電盤		されたもの 評価名簿登載品
			高圧スイッチギヤ (CW形)		評価名簿登載品
			高圧スイッチギヤ (PW形) 高圧交流遮断器		評価名簿登載品 評価名簿登載品(★ 2)
		÷1746 00	高圧進相コンデンサ 高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品 評価名簿登載品
		高圧機器	高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)		評価名簿登載品 評価名簿登載品
		香炒問用叩 杯	高圧避雷器		評価名簿登載品 ★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品
		電磁開閉器類 絶縁監視装置	電磁開閉器、接触器 高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品
			低圧回路の絶縁監視装置 ベント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品 評価名簿登載品
		蓄電池	制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアル	レカリ茶雷池	評価名簿登載品 評価名簿登載品
		直流電源装置	シール形ニッケル・カドミウム 消防設備用		評価名簿登載品
		但流電源装直 交流無停電電源装		簡易型を除く	蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの 評価名簿登載品
		自家発電装置	A		(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付 されたもの
		太陽光発電装置/	パワーコンディショナ及び系統i 構内交換装置	車系保護装置 交換機、主装置、電話機	評価名簿登載品 (財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの
			監視カメラ装置	感知器、発信器、	評価名簿登載品 日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
			自動火災報知装置	中継器、受信機	
		通信設備	自動閉鎖装置	連動制御盤、 自動閉鎖装置	(一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの
			非常警報装置非常放送	ベル、表示灯、起動装置 消防設備用	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの 日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの
			ガス漏れ警報装置	受信機、中継器 検知器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の 検定合格証票が貼付されたもの (財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは
		ch sh 86-40 hii/kn4+ 99	a.	1K VH dit	高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの
		中央監視制御装置 サージ保護デバイ		低圧用SPD	評価名簿登載品 評価名簿登載品
	1 2	共通仕様全 (一社) 公子 (一社) 公子 (一社) 公子 (一社) 公子 (一社) 公子 (一年) 公子 (一月) 公子 (一月	工事特記仕様書、図面で指 築協会の「建築材料・設備 海登載品」という)。た 場合に限る。 リビングが認定した優良住 限る。 準仕様書の仕様規定及び診 (定期的なメンテナンスが も監督職員に承諾が得られ 他名簿登載品」は、その評 出することにより、その評	定された品質、性能器材等品質性能評価にし、評価書の「納入 宅部品(BL部品) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事を有するもの及び以下のものとする。 事業」により評価を受けた建築材料・設備機材 地区及びアフターサービス地区」に当該工事場 。ただし、現場においてBLマーク表示が確認 とが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得いては、メンテナンス(アフターサービス)の 築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価 メンテナンスの体制があることについて証明す
南海トラブ 推進地域に:	おける対応 2-	の発表時におけ 容及び津波避難対 1) 本工事の南海 受注基づくそれ 受に基するものとする 避また、住民事前	る、後発地震による揺れの を含む作業員等の安全確保 策特別強化地域におけるエ 正場所に住民事前避難対象! トラフ地震臨時情報【巨大 からの一時中止の通知があ 、警舷する措置が解除され 避難対象地域以外の施工場	影響が大きい作業工 の方法について施工 事にあっては、津波 也域が含まれる気象庁 ・地震警戒】が気象庁 ・かたものとして、週間 ・所についても、本工	7 地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】 は津波による影響を受ける作業に対する措置の内 計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ 避難に関して施工計画書に記載するものとする。 から発表された場合には、契約約款第21条の規定 民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退 りは該箇所での工事を一時中止するものとする。 事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定 響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業

								2025年10	月1日改
項	目		4	寺	記	事	項		
項	II.	受注者は、南海トラフ 施工内容を踏まえ影響を 大きの変とはまる影響である。 では神ととは、名安なにして、いいでは、名安なは、不然では、名安なけれる。 一般では、名安なけれる。 一般では、名安なけれる。 一般では、名安なけれる。 一般では、名安なけれる。 一般では、名安なけれる。 一般では、名安ながは、一般では、一般では、一般では、一般である。 一般では、名安なが、一般では、一般である。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	地ら受けるでは、	【巨矩大地計、まに横った。 大地計、まに横った。 大地計、まに横った。 大地計、まに横った。 大地に、まで横った。 はで変や、大地に、 はでが、大地に、 大地に、 大地に、 大地に、 大地に、 大地に、 大地に、 大地に、	序成】が気象容を が間内 が間内 が間内 が間内 が間内 が間内 が間内 に相 に相 に相 に相 に に に に に に に に に に に に に	庁なの 所にの規は からづ定時継と工 を表きに時継と工 を大路に時継と工 を大路に等が でいるで を大路に努い はまりに を大路に努い はまりに を大路に努い はまりに を大路に努い はまりに を大路に をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	れた場合にはるらくない。 後発発に者からするものという。 上判しているのでは、 に対しているのでは、 に対しているのでは、 に対しているが、 には、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが	揺れの影響止の心に が通い。 活る。 こる。 こる。 こる。 こる。 こる。 こる。 こる。 こ	き知業を注等 本け員講 腎 じいがに、者の 事作指、 員 て業っ 督、全 の業示 に 、
			1						
				設計事務所名 建築士登録番号	÷		工事名称	縮尺	図面番号
			検	建築士氏名	設計		森 fu 74 / 20 ロ ハ ・	+ Z4 65 to 11 N N 12 ~	H.
			図	図	○年○月		发和乐理梁局公夫	共建築部公営住宅 郡	R

		Т								
	項目		特	記	事		項			
	【給排水・ガス設備工事】	■ 1編 一般共通事項■								
<総	BII >	■1章 一般事項■								
	適用	1. この特記事項以外は下記に準				ない事項	は適用	しない。		
		1)愛知県財務規則 3)公共住宅事業者等連絡協議		工事請負契約書		美書 (合	和4年	度版)		
		4) 関係法令及び諸工事基準	5)	愛知県建築工具	事品質管理界	要領			₩ m 1.	-
		 特記事項は、⊙印のついたも ○印と、○で囲まれた※印の 				※印の	ついた	ものを	適用する	5.
		3. 本工事に使用する資材は、「 4. 設計図書の優先順位は、次の				しナス				
		1) 質問回答書 (2) から5)	に対する		針のこわりく	1950.				
		2)現場説明書 3)特記仕 4)図面 5)公共住		事共通仕様書	(「機材の!	品質・性	能其淮	を会:	tp)	
	mar a data	,							-	
1. 1. 2	用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1 「書面」とは、発行年月日が記								を併記せず、氏
		又は名を記すだけでもよいもの			_					
1. 1. 3	官公署等への届出手続等	第* 工事の着手、施工、完成に当た	り、関係	官公署その他の	の関係組織へ	への必要	な届出	手続等	を遅滞	なく行う。
1. 1. 4	工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事	≰は. (一)	Bt) 日本建設情報	始総合セン	々─(TAC	10)のコ	事実績	皆情報サ	ードス(CORINS)
	1 T / / / / / / / / / / / / / / / / / /	に、工事実績情報の登録を、そ	の内容に	こついて監督職員	員の確認を	(JACICO)様式	「登録の	つための	確認のお願い」
		に従って)受けた上、行う。(を、監督職員へ提出する。	受圧時、	変更時、竣工四	庤) また、⅓	塗録後に	JACIUN	発行 9	~る □复	録内容確認書」
1. 1. 7	関連工事等の調整									
1. 1. 1					事区分	建電	給	ガ タ		Ţ
			_		.争位力		排		水処	
		項目			_	築 気	水	ス 棹	理場	
		機械用	FI	基礎		樂 丸	小	^ 1r	場 場	†
		排		枡		*	*	*		1
		型 樋 (横 引 フロアードレイン		管 共)フドレイ		<u>*</u>	+	+	* *	†
		照 明 器 具 穴	明 及	び 補 強		*				‡
		化 粧 キ ャ ク ー ラ ー 月	ビ オ fl ス !			*	*	+	-	+
		居室・浴室・拗	魚 気 🛚	レジスター		*				1
		- 杭頭処理 設備スリ	及 C ー フ	が補強 が箱入		* *	*	*	*	1
				造体補強	ì	*	*	*	*	†
		設備スリー		水処理		*		*	*	1
		水槽(高架、設備関係取合		水) 架 台 勺 装 穴 開		<u>*</u>	* *	* *	*	1
		機械室床の穴開に	ナ及び	穴埋め工具		*			*	1
		液面電極棒フロー	<u> </u>	スイッチ 及 び 盤	£	*	*	+	-	+
		水道用集中核	贠 診 酉	配 管 配 線			*			1
		同上結線 エレベーター関	及て		$\overline{-}$	*	*			Į
		エレベーター関				*				†
		この項に該当しないもの及び					лш т		4.1.7	
		1):昇降路築造工事、各階に ピット内防水工事及び				予以 17 1安	の山人	口壁床	11	护 、
		2):動力用照明用の電源引 昇降路の煙感知器設置								
1. 1. 8	疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則	として、	入札執行前に質	質問書の提出	出によっ	て確か	める。		
		* 設計図書について監督職員と協 によるほか「愛知県建設局・都								
		「愛知県建築局設計変更ガイド	ライン」	に定めるとこれ	ろによる。				ЛІНЫ	.11.) /2.0
		(https://www.pref.aichi.jp/	soshiki/	/kensetsu-kika	ku/kenchik	.u-kijyu	n.html)		
1. 1. 9		* 工事の一時中止の場合の措置は								
	に係る事項	1)契約約款第21条の規定によ 管理等に関する基本計画書								
		なお、基本計画書には、中 器具等の確認に関すること								
		2) 工事を一時中止する場合は						9197	(-) ·J	
<工事 1.2.1	耳関係図書> 実施工程表	* 概成工期: · 有(年	月	日) ※無						
1. 2. 4	工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事 B. 対象となる成果品の作成につ	いては、							
		管理情報基準(案)」(https:/ 電子納品チェックリストにつ								
		情報共有システム利用時の成	果品の作	成及び電子納品	品対象物は、	「愛知	県建築	局発注	工事に	
		テム運用の手引き(案)」に C. 成果品の提出部数については								
		ただし、情報共有システムを	利用する	場合、工事関係	係図書(電-	子納品対	象物と	して「		
		ガイドライン」の指定に加え	. C旧報共	イインヘノムでメ	処理した工制	声音 類/	10-76	C17'	□ □ □	90.

なお、監督員の指示がある場合はその指示による。

受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 2. ての他、電工網面に関する詳細な収板がについては、悪仕有、文仕有いの酸シエ、のたする。 デ. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項: 件名 (工事名) 、 名称 (工種) 、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 Allyuii. Hitel を参照 へいまっていまっています。 る。 3)竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない 情報共有システム 情報共有システムの適用 ※利用りる ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の 費用負担により、利用することができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(https://akjs-ps. aichi-toshi. or. jp/)
3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 場合は、てい何かによる。 速隔臨場の適用: ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・適用しない 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建設局)」 (https://www.pref. 遠隔臨場の実施 aichi. jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、 監督職員の確認を受けること。 <工事現場管理> 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 .3.1 施工管理 1.3.2 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.3 施工条件 施工日・施工時間 制限 : ・無 ※有(施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 資機材置場所 置場制限 : ※有() ・無 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 受注者希望 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの:PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: 有(処理方法:) 現場において再利用を図るもの: 1.3.9 発生材の処理等 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のトーカー名・型番・ 引渡し等 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 級塩サガロを記載したメイトを目的して光圧性が近に、 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進 に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https:// 建設副産物 | 愛知県建設副産物リサイクルガイトライン美施要綱| (以下「リザイクルガイドライン] という。 https://www.pref、aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。
- 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、コプリメ・プラス」と引う。) に登録及び必要事項を入力し、コプリメ・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②) を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1)② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)
工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録。
明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当りの工事は、丹貢修江東が正」したこと、四位第10本第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 企業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t 又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

○年○月

ij	頁 目	特 記 事 項
	再資源化	等に提示する。 5.本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他() * 以下の資料は次のWeb ^{ヘーン} がから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、コブリス・ブラス https://fkplus.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ktjyun.html
<機器及び	分別収集 非飛散アスベスト処分	[建築工事事務の手引・関連様式] *「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 *愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要網 別表3に従い、分別収集を行う。 *非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法:)
1. 4. 1	環境への配慮	*「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1. 4. 2	機材の品質等再生資源の利用	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWeb [*] ・ブ
1. 4. 6	機材の検査に伴う試験	から入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ * 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材 ()
<施 工> 1.5.4		* 見本施工: ※実施しない ・実施する ()
1. 5. 8	化学物質の濃度測定	* 濃度測定: ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成15年6月6日付事務連絡)、 「室内空気中化学物質の室内濃度指針値について」(平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知 薬生発017第1号)により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定時期: () 測定対象の化学物質 : ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
/ 会 4 國 /	* \	測定方法 : アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数: 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。
<完成図等 1.7.1	テン 完成時の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) ・ ()
1.7.2	完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A 1 判で作成し、監督職員に提出する。 1)配置図 2)平面図・求積図 3)その他(B. 次の図面を監督職員の指示によりA 3 版 2 つ折り製本(合本作成)及び第二原図(P P C 用ポリエステルサンド和紙 同等品)A 3 版を作成し、監督職員に提出する。 1)設計図(変更設計図を含む) 2)完成図 C. 完成図のC A D データ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による)・提出しない
1. 7. 3	保全に関する資料	・保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用()部 ・()部 *保守指導書(共用部分): ※提出する ・提出しない
<その他>	>	* 保守指導書 (ガス設備) : ・提出する * ※提出しない
	提出書類 火災保険等	* 次の書類を監督職員に提出する。 1)使用資材(機材)一覧 2)建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間と する。)保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」によ
	法定外の労災保険の付保 常備図書	り、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和4年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。)
	建設業退職金共済制度	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) [令和4年版] (以下「標準図」という) * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書 を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。
	南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。
		* 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ地震潜波避難対策特別強化地域 ・含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない ・含まれない ・含まれない ・含まれない
	各種調査への協力	住民事前避難対象地域 - 含まれるい - 含まれない - 含まれない - 含まれない - 含まれない - まず、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。
	工事コスト調査の協力	* 本工事における不材利所状化に関する両直に励力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、

2025年10月1日改定 項 Ħ 記 事 項 本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 **光**執 水 費 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: 特定住宅瑕疵担保責任 ・要する ※要しない 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 工程表·請負代金内訳書 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示するこ 愛知県公共丁事請負契約約款第3条第1項に規定する丁程表は 発注者から請求があった場合に提出すること。 騒音・振動対策 作業名: 建設機械名: 作業名 建設機械名: 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし 排出ガス対策型建設機械 | 近日の八別末生を収録の返用: ホイリケーショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html) 貨物自動車等の車種規制 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 が制に努めるものとする。
受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められ 特定特殊自動車の燃料 た場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 飛が見やすい場所 (仮囲いなど) に掲示する。 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 工事の下請負 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でなり 1月4日 (日本) 同一ではいこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であること。 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 施工体制 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、 現場代理人等 監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的から作常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 1X附着を足がしてきる回路とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任 技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、 並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること。 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 は ELEL X M H は A T L A T T L A T T L A T T L A X L ELER 事故報告 やかに提出すること 石綿含有仕上塗材の 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 除去•補修 既存壁等への作業 ・本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が400万円未満及びガス工事の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Web、一、(下記URL参照) に掲載している。 型約後VE https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。
[工事全体をVE提案の対象とする場合] 目的物をVE提案の対象としない場合]) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] CCUSの活用 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

〇年〇月

項目	特 記 事 項
<仮設工事>	■ 4 章 関連工事■
<縄張り、造方、足場等>	※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。
	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 ** 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ** 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 ** 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 ** 仮囲い : ・設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0 m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8 m) 仮囲いの位置: 図面による ** 工事用道路、工事用が、排水及び特殊仮設:
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所
	* 監督職員事務所: ・設ける ※設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り
	2 万 壁、人开・ 日 板 X は と 9 こ 7 ボード版り、 日 成 前 旧 エ × 7 シ ラ コ ト
	1)標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具2)選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・様写機 ・インターネット設備* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。
建設現場標識の設置	B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、 仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
	《建設現場標識 共同設置の例》
	工 事 名 OO住宅建築工事(第O工区) OO住宅電気工事(第O工区) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	工 期 ○年○月○日から ○年○月○日まで 発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 ○○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	■機械編 2編 共通工事■
	■機械編 1章 一般事項■
	* インパーター制御を行う場合の制御及び操作盤: ・1.2.2.2を適用する ・適用しない ・ ()
<総合試運転調整等> 1.3.3 総合試運転調整	* 総合試運転調整する項目: ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・飲料水の水質の測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・雑用水の水質の測定
<配管材料>	■機械編 2章 配管工事■
	* 管材 : ※図面による ・ () * 継手の種類: ※図面による ・ () * 2.1.2.4冷媒用 多湿箇所等に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さ: ※図面による ・ ()
<配管付属品> 2.2.1 一般用弁及び栓	* 仕切弁(ポンプに付属するものを含む): ※JIS 10K ・ () * 屋外埋設の弁(呼び径75A以上のもの)の使用区分: ※水道用仕切弁 ・水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・水道用ソフトシール仕切弁 ・水道用合成樹脂製ソフトシール弁 ・図面による ・ () * 衝撃吸収式逆止弁: ・表2.2.10注9による ・図面による
2.2.7.1 鋼管用	* 鋼管用伸縮管継手の種類: ・ベローズ形 (JIS B 2352) ・スリーブ形 (SHASE-S003)
2. 2. 12. 1 異種金属接触防止用	* 設置箇所及び仕様: ※図面による ・ (箇所: 仕様:)
2.2.14 蒸気トラップ	* 蒸気トラップの材質(ペロース゚式、フロート式、パケット式、サーモダイナミック式、サーモスタチック式の場合): ・ステンレス製
2.2.16 量水器	* 計量方式: ・現地表示式 (直読式) ・遠隔表示式 ・図面による
2.2.22 緊急遮断弁装置	* 緊急遮断弁装置: ・適用する ・適用しない * 遮断弁の駆動方式: ・電気式 ・機械式

								2023410	7月1日以及
Ŋ	頁目		4	寺	記	事	項		
2. 2. 23	水栓柱	* 本体: ※合成樹脂製 * 寸法: ※図面による				·ス鋼製)			
2. 2. 24	不凍水栓柱	* 化粧ケーシング寸法:	※図面による	る ・全長約	1,500mm	• ()		
2.2.27 <計器その	スリーブ D44 >	* スリーブ: ・2.2.27(1) (2) による	図面によ	る・()			
2. 3. 6	遠隔油量指示計	* 遠隔油量指示計: ・抵 * 副指示計: ・要 ・ イ			式液面計	・図面による	3		
2. 3. 8	瞬間流量計	* 流量計: ※固定形 ・	着脱可能形	・図面によ	る・()			
	Eの一般事項> 一般事項	* 建築物導入部配管で不・図面による・標 ・選案物エキスパンションジョイン * 給水、給湯、開放系の	準図(施工4) ト部の配管要領	による ・ 頃: ・標準[(図(施工7)	による ・	図面による ・	())
2. 4. 7	給水配管	* 揚水ポンプ廻りの配管 * タンク廻りの配管要領 * 屋外給水管の管材料が * さや管ヘッダー配管シ * さや管ヘッダー配管シ	: ・標 ² 鋼管・鋳鉄管 ステムの品質	準図(施工11 の場合の給っ 及び性能:	、69)によ 水用絶縁継 ³ ・図面によ	る ・ (手の設置箇所 る ・ () •)
2. 4. 8	排水及び通気配管	* 排水及び通気配管要領	: •標準図	(施工68) に	よる・(()	図面によ	る	
2.4.10	消火配管	* 消火ポンプユニット廻	りの配管要領	i: ・標準区	(施工72)	による・	()	図面による	
<管の接合 2.5.3		* 塩ビライニンク ´鋼管の ・標準図 (施工2) に					する場合:		
2. 5. 7	ステンレス鋼管	* 呼び径60Su以下の継手 * フランジの接合方法:)	図面による		
2. 5. 9	ビニル管	* 給水管の接合: ※接着 * 排水管の接合: ※接着							
2. 5. 10	ポリエチレン管	* 管の接合方法: ・電気 * 異種管との接合部に設 ・標準図(機材6)によ	ける点検用枡	•:)			
2. 5. 11	架橋ポリエチレン管	* 管の接合方法: ・電気	〔融着接合 ;	※メカニカル	接合				
2. 5. 12	ポリブテン管	* 管の接合方法: ・熱層	せ着接合 ・電	電気融着接合	・ ※メカニ	カル接合			
2. 5. 14	耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所:	※図面による	3 · ()				
2. 5. 15. 6	開先加工	* 開先形状及び接合部形	状: ・標準図	図(施工24、	25) による	• () ・図	面による	
2. 5. 15. 12	溶接部の検査	* 溶接部の非破壊検査: 抜取率:	・実施しない ※表2.2.160			·種類))		
2. 5. 15. 13	非破壊検査の適用 範囲と判断基準	* 放射線透過検査の判定	基準: ・図詞	面による ・	()			
	鋼管とS鋼管、銅管と鋼管 引り及び支持>	* 鋼管とステンレス鋼管	、銅管と鋼管	の接合要領	: ・標準図	(施工3) に	よる・()	
	ョッ及い又行/ 一般事項	* 機器廻り配管(呼び径) 形鋼振れ止め支持施 * 屋上配管の支持要領:	工要領: ・村	票準図 (施工	.10、11) K			()	
2. 6. 3	吊り及び支持	* 施工要領: ・標準図 * 表2.2.20の形鋼振れ止							
	一般事項	* コンクリート管以外の管を土 * 埋設給水本管の分岐、 * 屋外地中配管の分岐及	曲り部等の衝	擊防護措置	: ※図	面による	上 ・再生砂 (・ (・ (()	
<貫通部の 2.8.1	一般事項	* 不燃材料以外の配管が	防火区画等を	貫通する場合	合の施工要領	頂: ・標準図	図(施工1)に、	よる ・図面によ	る
<試験: 2.9.3	> 給水及び給湯配管	* 水質試験 試験項目:							
	_	■機械編 3章 保温、塗	装及び防錆工	事■					
<保温工導	F >	* 給水管及び排水管(SGP) * ガス管のコンクリート テープ巻(1/2重ね2)	貫通部分は、	硬質塩化ビ:					
3. 1. 4	空気調和設備工事の保温	* 共同溝の保温種別:* 暗渠内の空調用ドレン	管の保温:	・行う	行わない	図面に	よる		
				設計事務所名			工事名称	:	図面番号
				建築士登録番号	구			縮尺	四川田ケ
				建築士氏名	1				
			検図	製図	設計		愛知県建築局公	;共建築部公営住宅記	果

項目	特 記 事 項
	* 保温化粧ケース (冷媒管の保温外装): ・使用する ・使用しない * 外装材の種別 (冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合): * 暗渠内のダクトの保温: ・行う ・行わない ・図面による * 表2.3.2 注11(7)~(が)のダクト等のうち保温を行うもの: * 表2.3.2 注13(7)~(が)の機器のうち保温を行うもの: * 表2.3.2 注13(7)~(が)の機器のうち保温を行うもの: * 表2.3.2 注13(7)~(が)の管、弁、フランジ等のうち保温を行うもの: * 冷媒管の保温化粧ケースの材質: * 管及び機器の保温化粧ケースの材質: * 管及び機器の保温施工種別Aの場合: ※A1 (シートタイプ) ・A2 (ジャケットタイプ) * ルームエアコンドレン管(φ13~20)の保温・防露厚さ: ・図面による ・ () * 住宅用換気がか(室内用給気がかり)の保温: ・外壁より室内側にロックヴール又はがうスウール(厚さ25mm) ※図面による
3.1.5 給排水衛生設備工事の保証	* 共同溝の保温種別: ・ () ・図面による * 鋼板製タンクの保温(ふたの部分は保温不要): ※行わない ・ 行う () * 表2.3.5注5(7)~(7)の管・弁・フランジ等のうち保温を行うもの: P S 内樹脂管 (給水管、給湯管、追焚き管(高断熱型ペアチューブを使用したものを除く)) * 表2.3.5注6(7)~(エ)の機器等のうち保温を行うもの: * 表2.3.6 管及び機器の保温施工種別aの場合: ※a1 (シートタイプ) ・ a2 (ジャケットタイプ)
3.1.6 保温材の厚さ	* 保温材の厚さ(空調、給排水衛生設備工事) 寒冷地等で表2.3.7によらない場合:
<塗装及び防錆工事> 3.2.1.3 塗料種別	* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料: ※JIS K 5516 1種 ・ () アルミニウムペイント塗り塗料: ※JIS K 5492 ・ ()
	■機械編 4章 関連工事■
< 土工事> 4.2.1 一般事項	* 埋戻し及び盛土:・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 * 建設発生土の有無 * 権 ・無 * 建設発生土の処理 ・ 構外処理 ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称 (所在地):
	: 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
<コンクリート工事> 4.4.1 一般事項	* 設計基準強度: ・18N/mm ² ・ () ※図面による * スランプ : ・15cm ・18cm ・ () ※図面による
<鋼材工事> 4.6.2 材 料	* 屋外部分の鋼材の仕上: ※溶融亜鉛めっき(2種35) ・溶融亜鉛めっき(2種50) ・ステンレス鋼製(SUS 304)
,, ,,	■機械編 3編 空気調和設備工事■
	■機械編 1章 機 材■
<住宅用換気設備> 1.17.2 換気扇類及び換気口等	* 換気扇類及び換気口の品質・性能: ※図面による ・ (* 換気口部品 (ベントキャップ、パイプフード) の過給気防止機能: ※無 ・有 (
1.17.3 管(ダクト)類	* 換気設備に使用する管 (ダクト) 類の管材: ※図面による ・ ()
1.17.4 継手類	* 換気設備に使用する継手類の種類: ※図面による ・ ()
	■機械編 2章 施 工■
< ダクトの製作及び取付け> 2.2.1 一般事項	* シールの方法: ・標準図 (施工47、48) による ・図面による * 多湿箇所の排気ダクトの水抜管: ・設ける ・設けない ※図面による
2.2.3.1 コーナーボルト工法ダクト	* フランジ押さえ金具の取付け:・標準図 (施工44~46) による ・図面による
	■機械編 5編 給排水衛生設備工事■
/ 佐井 明日 \	■機械編 1章 機 材■
<衛生器具> 1.1.1 一般事項	* 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び附属部品の品質・性能: ※図面による ・ () * 衛生器具の区分及び種類:

J	頁 目	<u> </u>			特	記	事 項	
			区分		種 類		備考	
				洋風洗落とし	が I 形便器		VIII 3	
					/節水 I 形便器			
					大洗落とし節水			
					大サイホン節水 大洗落とし節水		_	
			洋風便器		だサイホン節水			
				洋風洗落とし		- 1104 m		
				洋風サイホン				
					大洗落とし便器			
				注風タンクェ 平付洗面器	大サイホン便器 (ナ刑)			
			洗面器	平付洗面器	(-	
				平付手洗器				
			手洗器	平付手洗器				
			7-00-46	隅付手洗器				
				隅付手洗器		ab-		
				台所用	※シングルレ ・2ハンドル		-	
				who are the	※シングルレ			
			湯水混合 水栓	洗面所用	・2ハンドル			
			水柱		・ミキシング	`式		
				浴室用	※サーモスタ		シャワー:※有・無	
			Nila - 11 , Vola		・2ハンドル	式		
			洗面化粧 ユニット	化粧台型	※一般型・洗髪型		→ 鏡、照明、コンセント及び棚付き	
		* 衛		及び水栓、洗剤	弁、洗浄管等(
			・ニッケルーク	'ロムめっき仕上	ニげ (JIS H 861	7による2級以	(上)・樹脂製 ・ステンレス製	
1. 1. 2	衛生陶器及び付属品	* //\	便器用節水装置	量の形式:・小	便器一体型 •	小便器分離型	!・図面による	
	117-21-7111/200			• 温水洗浄便座				
				温水洗浄機能:	付加する ((加熱方式:	・貯湯式 ・瞬間式) ※付加しない	
					・付加する			
				脱臭機能 : 温風乾燥機能:		※付加しない		
				無風鬼屎機能. 擬音装置 :		※付加しない		
				リエコン ・	付加する	₩. (+thn 1 t≥1		
		* 付	属品 ステンレ	ノス製シートペー	ーパーホルダー	: • 要	不要	
			紙巻器 背もたれ	ソンハントルッ	/ ト機能	: * 妛	・不要 ※設けない	
		* 辟	11 0 1 - 11 -				有(標準図(施工64)による)	
				·: •鏡 •照)	
1 1 0 1	上海即 1	. 4	年明の発料です	8. 本ムの知人に	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7 ()	
1. 1. 3. 1	大便器ユニット			『洗浄弁の組合も ※図面による)	
		,,,,	通気管:	※図面による	• ()		
				※塩ビ排水管			(
		* 7	ーシンク: 化	粧前板()	甲板の仕様	()	
1. 1. 3. 2	小便器ユニット	* 小	便器の種類及び	が節水装置の組合)せ:・()	図面による	
1. 1. 3. 3	洗面器ユニット	* 洗	面器の種類:	※図面による	• ()	給湯管: ・要 ・不要	
		* EL	官材 : ;	※図面による	• ()		
1. 1. 3. 4	壁掛型汚物流しユニッ	ト* 汚	物流しの種類、	ホース付きスト	、一マ装具洗浄月	月水栓及び給:	湯方式: ※図面による ・()
				による ・ (
	7.0/h01	a. Lla	世 担心法1	- 1 *		元34-101 ~	I . Vorte by	
1. 1. 3. 5	その他のユニット	* 1		└ニット : ※ 「ユニット: ※		手沈畚二	ニット: ※図面による	
			42/N 1 X1/L	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	四風によう			
1.1.4	浴室ユニット			重類、形状、寸法			おりとする。	
				長寿社会対応型			0 Til (6 Pt t L (2)	
							6型(身障者タイプ)身障者タイプは図面による)	
							好陣有タイノは凶囲による る。 (ただし、身障者タイプは図面によ	ス)
		1	天井パネル		カー仕様、点検			۵)
			壁パネル		カー仕様(塩ビ		(地でない事)	
			ドア枠		ミアルマイト処		c II	
			ドア 浴槽		時救出用折戸又 p制 車田※燁 (1易ロック付 ト入浴槽・追焚用・蓋付	
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
			追焚配管壁加	工 : 配管	用壁開口			
		1	浴槽水栓				'一付 浴槽用1個	
		1	スライドバー 照明		兼用無段階シャ 0V樹脂製グロ			
		1	75.07	. 10	U V 関加殺クロ	ノ (的 運生		
					設計事務所名		工事名称	図面
					建築士登録番号	-	縮尺	
						•	× ani	
					建築士氏名	⇒n, ⊐1		
				検	製	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅記	課
				図	図	〇年〇月	S	

項	目	特 記 事 項
		換気扇開口加工 : 開口及び補強 給水・給湯エルボ : 浴槽用・青銅鋳物製 排水トラップ : A B S 樹脂製 排水管 : V P 5 0 A タオル掛 : S U S 製 手摺 : 樹脂コーティング 浴槽長辺方向(L型 L=500 2本) 浴槽長辺方向(L型 L=600×700)
1.1.6 水 栓	*	: こまを組込む水栓の種類: ・ () ※図面による
1.1.7 自動水栓	*	:電源種別: ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 手動スイッチ: ・有 ・無
1.1.8 大便器用洗	浄弁 *	操作方式: ・手動式 ・電気開閉式 (・センサー式 ・タッチスイッチ式)
1.1.14 浴槽	*	: 浴槽 品質及び性能: ※JIS A 5532 (浴槽) ・ ()
<ポンプ> 1.2.1 揚水用ポンコ	プ(横形) *	・付属品 フート弁呼び径: ・ () ※図面による
1.2.2 揚水用ポンプ	プ(立形) *	・付属品 フート弁呼び径: ・ () ※図面による
1.2.3 小形給水ポン	*	: 制御方式: ・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図面による : 運転方式: ・ () ※図面による 24時間強制ローテーション機能: ・有 ・無 : 付属品 フート弁呼び径: ・ () ※図面による
1.2.4 水道用直結ポンプ		: 水道用直結加圧形ポンプ エット 逆流防止装置 設置位置: ※吸込側 ・ () ・図面による 圧力計、連成計: ※図面による ・ ()
1.2.5 深井戸用水	中モーターポンフ*	: 付属品 揚水管の材質: ・ () ※図面による 低水位用電極及び制御ケーブルの長さ: ・ () ※図面による 水中ケーブルの長さ: ・ () ※図面による
1.2.7 汚水、雑排水 水中モータ	ーポンプ ***	・ケーシングの材質: ・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による ・羽根車の材質: ・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による ・水中形三相誘導電動機: ・油封式 ・乾式 電動機の極数 :※4極 ※6極 () ・着脱装置 ・適用する ※適用しない ・図面による ・イトレーナー ・要 ・不要 ・図面による 水中ケーブル長さ: ・() ・2
1.2.8 消火ポンプ	ユニット *	付属品 フート弁呼び径:・()・図面による
1.2.9 試験	*	: ポンプ機器類の騒音測定 測定場所: ※ポンプ室内 ※ポンプ室出入口付近 ※直近住戸 ・()
1.2.10 加圧式給水		:品質及び性能: ・ () ※図面による :圧力制御方法: ※ポンプ回転数制御方式(インバーター方式) ・圧力水槽制御方式
<タンク> 1.4.1 一般事項	* *	設計用水平震度: ※図面による・・() 鋼板製ー体形がり、ステンレン鋼板製パネルタンク、FRP製一体形タンク、FRP製パネルタンク及び貯湯タンク 形状、寸法その他: ※図面による・ () ・多ンク(水槽) 品質及び性能: ※図面による・ () ・鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料: ※JIS K 5516 1種 ・ () アルミニウムペイント塗り塗料: ※JIS K 5492 ・ ()
1.4.2.3 鋼板製一体	*	・乾燥方法: ※加熱硬化 ・ () ・図面による 給水栓用配管の接続口: ・設ける ・設けない ・図面による
1.4.2.4 ステンレス鋼板集	*	: 電極棒の切替等によりタンクの容量制限を行う場合の気相部の水位レベル:・() ・図面による : タンク外部の保温 : ・施す ・施さない ・図面による : 給水栓用配管の接続口: ・設ける ・設けない ・図面による
1.4.2.5 ステンレス鋼板象	*	: 電極棒の切替等によりタンクの容量制限を行う場合の気相部の水位レベル:・() ・図面による ・タンク外部の保温 : ・施す ・施さない ・図面による ・給水栓用配管の接続口: ・設ける ・設けない ・図面による
1.4.4 給湯用膨張·	補給水タンク*	: 給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法: ※加熱硬化 ・() ・図面による
1.4.6 消火用充水		・本体の材質: ・鋼板製(エボキン樹脂ライニング) ・ステンレス鋼板製(SUS304、SUS316又はSUS444) ・FRP製 ・図面による ・付属品 鋼製はしご: ・要 ・不要 ・図面による
<消火機器> 1.5.1 一般事項	*	- 屋内消火栓箱(1号消火栓、易操作性1号消火栓)、屋内2号消火栓箱(2号消火栓、広範囲型2号消火栓 補助散水栓)、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱 形状、寸法その他: ※図面による ・ ()
1.5.3.1 送水口		- 送水口: ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図面による ・型式 : ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図面による
1.5.3.2 放水口	*	· 呼称: ・65 ・50 ・図面による 材質: ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図面による
1.5.4.1 屋外消火栓	開閉弁 *	材質(地上式): ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋳物製 ・図面による
1.5.4.2 屋外消火栓	箱 **	・材質: ※鋼板(1.6mm厚以上) ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上) ・図面による 形状: ※自立形片流れ屋根付き ・ ()
1.5.5 スプリンク	ラー *	: 共同住宅用スプリンクラー設備: ・「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第17号)

								2025年1	0月1日改定
IJ	頁 目		***	ŧ	記	事	項		
		• ()	,	`				
		* 閉鎖型スプリンクラーへ							
		* 泡消火薬剤: ※水成膜			活性削 得火	柴剤 ・凶阻	ルトラ		
		* 形式: ・図面による		(4円)コポリン	h =	10 501-212	· - 7		
		* 形式: ・開放型散水へ * 送水口: ・青銅製				内 · 区面に	- 7 0		
1.5.10.3		* 送水口: ・青銅製 * 型式 : ・壁埋込型 1の送水区域の散水へッ	スタンド型	· 図面	による	• () ・図面	iによる	
1.7.6	排水金物	* 排水共栓: ※ステンレ	ス製 ・黄錐	司製 ・ ()	図面によ	る		
1. 7. 7	通気金具	* 防錆処理(見え掛かり部	がねずみ鋳鈴	 , 製の場合)	※溶融亜	鉛めっき ・	()	
1. 7. 8	グリース阻集器	* 本体材質: ※ステンレ ・図面によ		強化プラス	チック製(F	RP)			
1. 7. 9	洗濯機用防水パン	* 品質及び性能: ・ ()	図面によ	る				
	排水処理システム	* 投入方式及び粉砕方式: * 排水処理槽の材質 :	• () ·	図面による 図面による				
<桝及び& 1.8.1		* 桝等の形状、寸法等:	標準図(機	೬材56∼63)	による・	()		
< \$\fr\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	新生機器>	■機械編 2章 施 工■							
< 紹排水值 2. 2. 1		* 基礎の形式 大きさ 高さ、配筋要領等 防振基礎のストッパーの * 機器の固定方法: ・標 * 設計用震度 : ・(等: ・標準図)形状及び取 準図 (施工20	こよる ・ (図 (施工26) 付要領: ・ 6、29) によ	による ・ 標準図 (施 る ・ (図面による T29) による	図面に) よる ・ ()
2. 2. 2. 1	揚水用ポンプ(横形)及び 小形給水ポンプユニット	* 揚水用ポンプ (横形) 及 ・標準図 (施工26、29 * 振動絶縁効率: ※95%。 * ポンプ周りの配管要領:	9) による 以上 ・ (• ()		トの基礎:)		
2. 2. 2. 2	揚水用ポンプ(立形)	* 揚水用ポンプ (立形) の * ポンプ周りの配管要領)	
2. 2. 2. 7	消火ポンプユニット	* ポンプ周りの配管要領:	•標準図	(施工72) に	よる・()		
2. 2. 3. 10	風呂がま	* 給湯器ユニットのALC	で板への取付	方法:・() ※図面	iによる		
2. 2. 4. 1	FRP製、鋼板製及び ステンレス鋼板製タンク	* FRP製、鋼板製及びステンレステ	鋼板製タンク	の基礎:・	標準図(施	E26) による	※図面に	よる・()
2. 2. 4. 2	貯湯タンク	* 貯湯タンクの基礎: ・	標準図(施コ	E26) による	• ()			
2. 2. 4. 3	給湯用膨張・補給水タンク	* 給湯用膨張・補給水タン	/クの基礎:	•標準図(施工26) に	よる・()	
2. 2. 4. 4		* 給湯用密閉形隔膜式膨張 ・標準図(施工62)に			军栓を取付け	る場合:			
2. 2. 4. 5	消火用充水タンク	* 消火用充水タンクの基礎	*: ・標準区	図 (施工26)	による ・	()		
2. 2. 6	厨房機器	* 床又は壁に固定する機器 * 厨房機器の据付け				()		
		■機械編 6編 ガス設備エ	事■						
<機 材>	>	■機械編 2章 都市ガス部	设備■						
	管及び継手	* 管材: ※図面による	• ()					[表6.2.1]
2. 1. 3	ガス漏れ警報器	* 外部出力端子: · 有	無 · 図面	可による					
2. 1. 7	ガスメーターその他	* 計量方式 * ガスメーターユニット:	実測式・ユニット				を備えたもの	の)	
<施 工> 2.2.3.1		* 地中埋設標の設置箇所:							
				設計事務所名			工事名和		図面番号
			3	建築士登録番号	ļ.			縮尺	1
		<u> </u>	1	建築士氏名	an. at	1			
			検 図	製図	設計 ○年○月		愛知県建築局	公共建築部公営住宅	2課
					O-FOA	1			

項目	特 記 事 項
<機 材>	■機械編 3章 液化石油ガス設備■
	* 管材: ※図面による ・ () [表6.3.1]
3.1.3.1 充てん容器 <施 T.>	* 配管要領: ・標準図(施工73)による ・図面による ・ ()
	* 充填容器廻りの施行: ・標準図(施工74) ・図面による
3.2.2 管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査: ・行う (表6.2.3による。種類及び抜取率:) ・行わない
	■機械編 その他事項■
	* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を 用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ 化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の 確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものと する。

試 験 名	計 測 項 目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、 引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

「ただし、第二者による品質証明書類を提出し監管職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

特定建設資材の再資源化等

* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。} に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を 設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者 の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更 の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等がデフしたときは、建設リサイクル法第18条第1 項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、 建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表 4 については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

別表1 建築物に係る解体工事

エ	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
程 及毎	 建築設備、内装材等 	有無	手作業手作業と機械作業の併用
びの	屋根ふき材	有無	手作業手作業と機械作業の併用
解作体業	 外装材、上部構造部材 	有 ・ 無	手作業手作業と機械作業の併用
方内	基礎、基礎ぐい	有 ・ 無	手作業手作業と機械作業の併用
法容	その他()	・ 有・ 無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用

別表2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)

_	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		
程	• 造成等	・ 有・ 無	手作業手作業と機械作業の併用		
及毎	基礎、基礎ぐい	有 ・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用		
がの解作	 上部構造部分、外装 	有 ・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用		
体業	 屋根 	有 ・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用		
方内 法容	 建築設備、内装等 	有 ・無	手作業手作業と機械作業の併用		
12.41	その他()	有 ・ 無	手作業手作業と機械作業の併用		

別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

_	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		
程	 仮設 	有無	手作業手作業と機械作業の併用		
及毎びの	土工	・有・無	手作業手作業と機械作業の併用		
解作	 基礎 	・ 有・ 無	手作業手作業と機械作業の併用		
体業	· 本体工事	・ 有・ 無	手作業手作業と機械作業の併用		
方内 法容	· 本体付属品	・有・無	手作業手作業と機械作業の併用		
	その他()	・有・無	手作業手作業と機械作業の併用		

別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
木材		

				項	
項目		特	事 事	- 74	
	《機械設備工事指	定資材》			
	分 類	指 定 資 材	適	用 範 囲	品質性能基
		鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイ			評価名簿登載品
	ボイラー	鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイ: 鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイ:			評価名簿登載品 評価名簿登載品
		鋼製ボイラー			評価名簿登載品
	温水発生機	真空式温水発生機 無圧式温水発生機			評価名簿登載品 評価名簿登載品
		チリング ユニット及び空気熱源 ヒートポンプ ユニット 吸収冷温水機			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	冷凍機	吸収冷温水機ユニット			評価名簿登載品
	冷却塔	遠心冷凍機 冷却塔			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	The state of	ユニット形空気調和機			評価名簿登載品
	ata ta arra a late	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	空気調和機	パッケージ形空気調和機	圧縮機用電動機の	D出力7.5kw以上	評価名簿登載品
		マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	冷房能力28kwを掲	図えるもの(マルチ形除く)	評価名簿登載品 評価名簿登載品
		エアフィルター (パネル形・折込み形)			評価名簿登載品
	空気清浄装置	自動巻取形エアフィルター			評価名簿登載品
		電気集じん器 全熱交換器(回転形・静止形)			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	全熱交換器	全熱交換ユニット			評価名簿登載品
		遠心送風機 (多翼形送風機) 斜流送風機			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	送風機類	軸流送風機			評価名簿登載品
		消音ボックス付送風機 横形遠心ポンプ			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	ポンプ類	水中モーターポンプ	(汚水用・雑排オ	(用・汚物用)	評価名簿登載品
	ダクト付属品	立形遠心ポンプ 吹出口・吸込口			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	自動制御	風量ユニット (定風量・変風量) 自動制御システム			評価名簿登載品 評価名簿登載シスプ
	衛生器具ユニット	衛生器具ユニット			JISマーク表示品ま
		FRP製パネルタンク			評価名簿登載品 評価名簿登載品
	タンク	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給	湯用)		評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形) ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形)			評価名簿登載品 評価名簿登載品
		スプリンクラー消火システム			評価名簿登載シス
	消火装置	不活性ガス消火システム ハロゲン化物消火システム			評価名簿登載シスラ
	厨房機器 鋳鉄製ふた	厨房システム マンホールふた・弁桝ふた			評価名簿登載ンズ。評価名簿登載品
		マンホールふた・弁桝ふた する資材・機材は、この表による 工事特記仕様書、図面で指定さぎ 療験会の「建築材料・設備器材等 療験報品、評価名簿を載る子、限 リビングが認定した優良住宅部品 見る。 世仕様書の仕様規定及び試験方法 (定期的なメンテナンスが必要と (定期的なメンテナンスが必要と も監名簿登載品」は、(一社)公まと 地台することにより、その評価を受	た品質、性能を有す 品質性能評価事業」 」という)。ただしる。 る。 (BL部品)。たた に適合することが記 なる機材についてい 。) 築協会の「建築材料	するもの及び以下のにより評価を受け により評価者の「納力 ごし、現場において 正明書等で確認でき は、メンテナンス いいではおけ等品質	評価名簿登載シズ 評価名簿登載品 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、
南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	(注)本共一代表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	マンホールふた・弁桝ふた する資材・機材は、この表に定さるに定されるに変換が、というでは、これは、というでは、これは、というでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	た品 (にな。) 築け た 大にっま (にな。) 築け た (にな。) 楽け た (にな。) 楽け た (になる) (なる) (楽メ	下のに力で、 という にいる をいい で ス 品が という にい で ス 品が という にい	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 記書集のの公共在名簿登載品 記書集のの公共性るお料アフ 表 のの公共である。 説 ターのの主要が アーク 真の一業 アーク 真の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の
南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	(注)本共一代表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	マンホールふた・弁桝ふた する資材・機材は、この表にこよる にまるになるになるになるになるになるになるになるになるになるになるになるになるので指標器があるのに指端器が表して ないるでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	た品 (にな。) 築け た 大にっま (にな。) 築け た (にな。) 楽け た (にな。) 楽け た (になる) (なる) (楽メ	下のに力で、 という にいる をいい で ス 品が という にい で ス 品が という にい	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 記書集のの公共在名簿登載品 記書集のの公共性るお料アフ 表 のの公共である。 説 ターのの主要が アーク 真の一業 アーク 真の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の
南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	(注)本共一代表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	マンホールふた・弁桝ふた する資材・機材は、この表によるれ な工事特記仕様書、図面で指器おテの 育整会の「建築報報を報数を会した優良 育整報品場所が含まを優良住宅部 育整報品場所が含まを優良住宅の 力ピングが認定した優良住宅の とした優別では、 とした優別では、 といるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 をといるのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	た品 (にな。) 築け た 大にっま (にな。) 築け た (にな。) 楽け た (にな。) 楽け た (になる) (なる) (楽メ	するに、 でス 品が 地でス 品が 大受の でのに が でス 品が 大受の でス 品が 大変	評価名簿登載と 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 記書集の公共住宅。 記字ののと集材でフ表ののと集材でフ表ののと集材でフ表ののと集材でフ表ののと集材でフ表のでは、またでは、またでは、またでは、またでは、大力を作るでは、大力を作るのといる。 震警が来ば、大力を強力を表している。 ないまたが、これが、できない。 といったというでは、大力を呼びない。 ないったが、できない。 といったというでは、大力を呼びない。 ないったが、できない。 といったというでは、大力を呼びない。 ないったが、これが、できない。 といったというでは、大力を対している。 ないったが、できない。 といったというでは、大力をできない。 といったというでは、大力をできない。 といったというでは、大力をいる。 といったというでは、大力をいる。 といったというでは、大力をいる。 はいったが、ようない。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をいる。 というでは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力を

項	目	特 記 事 項
		受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、
		施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業 又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があっ
		たものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監帖
		職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、
		本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全 確保に努めなければならない。
		3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作
		の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指定を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、
		建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
		4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
		(5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

								2025年10	月1日改足
項	目		4	寺	記	事	項		
		1		20.21 /					
				設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号	<u>.</u>			縮尺	
				建築士氏名					
			検	製	設 計	-	1 m II 2 m m = 1	- 7-th hów day 1) - 24- 12 12-	#1
			検図	図	○年○月	3	E知県建築局公共	:建築部公営住宅課	Ķ.

項目	特 記 事 項
【EV設備工事】	■ 1編 一般共通事項■
	■ 1 章 一般事項■
<総 則> 1.1.1 適 用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。 4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4)図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏 又は名を記すだけでもよいものとする。
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS) に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」 に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」 を、監督職員へ提出する。
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)
1.1.9 工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
<工事関係図書> 1.2.4 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。
情報共有システム	B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有テム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CDーR ZはDVDーR)2部とする。ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1)着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2)工事中・①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効量素を提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素を関したいでは、工事写真の小様に対しまれば、対しまないでは、対しないでは、対しまないでは、対しないでは、対しないでは、対しまないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、
遠隔臨場の実施	費用負担により、利用することができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(いたけま://akjs-ps. aichi-toshi. or. jp/) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有連用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。(https://www.pref. aichi. jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 * 遠隔臨場の適用: 発注者指定方式 ・受注者希望方式 ・適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領で愛知県建設局」」(https://www.pref.
	* 医門臓物で表施する物口、「建成光物の医門臓物に関する配丁支属(変加水建成用)」(https://www.piet.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること。
<工事現場管理> 1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」
4 -	という。) の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。

2025年10月1日改定 項 Ħ 特 記 事 項 電気保安技術者 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない .3.3 施工条件 施工日·施工時間 制限 : ・無 ※有() 資機材置場所 置場制限 : ※有(その他: () 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 週休2日制工事 • 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) .3.9 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) ※ 無 現場において再利用を図るもの 元物におい、代刊が同な図るもの: 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 引渡し等 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ 製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 数造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)
上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
・解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「受知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。
・事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリ、ナブコ」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録記 明書を作成し、監督職員に提出する。 - 弾音と1700と、監督機員に延出する。 - 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 ・建設リサイクル法第9条第1項の対象建設上事に該当する上事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 企業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 等に提示する。 . 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃 棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 来物化が味代されるのく過点に取り取りこと。 エ神に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他(以下の資料は次のWebページから入手することができます。 再資源化 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/ soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県かいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp
再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] 撤去時等のフロン等の取扱 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行う 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: 分別収集 非飛散アスベスト処分 機器及び材料> 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.htmlを参照) 別記 2 (2 5)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や .4.1 環境への配慮 耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1.4.2 機材の品質等 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤 本工事において使用する材料のホルムアルテヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しないが料使用」のいずれかとする。 リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/ 再生資源の利用 uploaded/attachment/242345、pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データ を監督職員に提出する. 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページ から入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 機材の検査に伴う試験 * 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材 (設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

〇年〇月

	項	目		特	記	事	項	
<施 1.5.4	L> 施工の	命杏等	* 見本施工: ※実施しない	実施する()			
<完成E 1.7.1	図等>	の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全		,	(再設計図を名	eta) . ()
1. 7. 2	完成図等		A. 完成図の種類は次のとおりと 1) 配置図 2) 平面図。 B. 次の図面を監督職員の指示に サンド和紙 同等品) A 3 別 1) 設計図(変更設計図を含む	: し、工事完了 ・求積図 こよりA3版2 反を作成し、監	前に、A 1 判 3) その他(つ折り製本(6	で作成し、監合本作成)及	督職員に提出する。)	,
			C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品	品運用ガイドラ	インに基づく	※監督職員	との協議による)	・提出しない
1.7.3 <その他		関する資料	* 保全に関する資料 提出部数:	※発注者用	2部+入居者用) 台	· () 部
	提出書類		* 次の書類を監督職員に提出する 1)使用資材(機材)一覧 * 保険の期間は、工事の目的物の する。)保険の種類は、建築コ	2) 建築 2) 建築 5引渡し日まで に事事務の手引	き 参考.2「愛	こ定めのない	限り契約上の完成	
	法定外の 常備図書		り、保険金受取人(被保険者) * 本工事において、受注者は法定 * 工事現場には次の図書を常備す	巨外の労災保険		ばならない。		
	建設業退	上職金共済制度	公共住宅建設工事共通仕様書 * 本工事に関わる自社及び下請負 を提出しなければならない。#	真会社の中にこ	の制度を使用っ	する者がある	場合は、同制度に	
	南海トラ 発表時 <i>0</i>		工事完成後、速やかに掛金充当 * 南海トラフ沿いの大規模な地の 情報、発表時の防災対応につい 仮設物等に対し、必要な安全女 安全の再確認を行うなど、右手 対策推進地域に含またる場合店 参照し、必要事項を施工計画書 * 施工場所	度発生の可能性いて、受注者は け策措置が実施 事に際しての備 は、「その他事 書に記載の上、	が平常時と比り は、継続的に地覧されているから 見えを行うととい 「項」の「南海 適切に対応する	べて相対的に 要関連情報の の確、本工 もに、本実 トラフセ。	高まった旨の「南 収集に努め、工事 作業員や必要に応 の施工場所が、南 災対策推進地域に	中の建築物及び じ第三者に対する 海トラフ地震防災 おける対応」を
		をへの協力 ト調査の協力	南海トラフ地震防災対策推進 南海トラフ地震津波避難対第 住民事前避難対象地域 *本工事が、公共事業労務費調査 *本工事が低入札価格調査制度の しなければならない。なお、=	を特別強化地域 を、共通費実態 シ調査対象工事	・含まれる・含まれる に調査等の対象: にとなった場合に	・ 工事となった は、工事完了	原市・南知多町) 含まれない 場合は、必要な協 時に県が行なう工	事コスト調査に協力
	光熱水費 特定住宅	費 E瑕疵担保責任	本工事の一部を下請けする場合 * 施設管理開始までの電気、水道 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行	合は、下請負者 道、ガス等の料 庁の確保に関す	たついてもエ * 金 (基本料金	事コスト調査 を含む) は、	等の協力を得るこ 協議の上、各工事	と。 受注者が負担する。
	工程表・	請負代金内訳書	・要する ※要した * 愛知県公共工事請負契約約款第 内訳、科目別内訳まで作成し、 健康保険、厚生年金保険及び原 * 愛知県公共工事請負契約款第	第3条第1項に 工事請負契約 雇用保険の法定	J締結後14日以下 福利費を明示	内に監督職員 すること。	に提出すること。	なお、内訳書には、
	騒音・拡	長動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策 する。また、騒音規制法、振動 については、「低騒音型、低振 械を使用する。 作業名:	策技術指針 (建 助規制法の規制	設大臣官房技術 の対象となる何 就の指定に関する	析審議官通達 乍業(特定建) 」及び関連法規 設作業)及び下記	の規定を厳守し施工 に指定した建設機械
	排出ガス	対策型建設機械	作業名: * 排出ガス対策型建設機械の適用 (対象機種:バックホウ、車 ト、ローラー類、ホイルクレ	倫式トラクター レーン(いずれ	・なし -ショベル、ブル もディーゼルン	ェンジン出力	7.5~260KW))	
	貨物自動	力車等の車種規 制	(対象規制値:排出ガスネ * 貨物自動車等の車種規制制非通 (https://www.pref.aichi.jp, * 工事場所が「自動車NOx・F 使用抑制等に関する要綱」(愛	箇合車の使用抑 /soshiki/onda PM法」の規制	□制等に関する雲 anka/000003441 対象地域内に	要綱 1.html) おいては、「	貨物自動車等の車	種規制非適合車の
	特定特殊	(自動車の燃料	抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする* 特殊自動車の製作等に関する等 いう)を選択しなければならな た場合、提示しなければならな に関係法令等を遵守させるもの	F業者または団 ない。また、監 ない。なお、軽	体が推奨する 怪職員から特別	経油(ガソリ 定特殊自動車	ンスタンド等で販	売されている軽油を 購入伝票を求められ
	施工体系	系図の掲示	* 下請契約を締結する場合におい 衆が見やすい場所(仮囲いなと	ヽては、下請金		施工体系図を	作成し、工事現場	の工事関係者及び公
	工事の「	下請負	* 受注者は、下請負に付する場合 1)受注者が、工事の施工につ 2)下請負者は、当該下請負 3)下請負者は、建設業法に基 4)下請負者が愛知県の競争力 指名停止期間中でないこと 5)下請負者は、「愛知県が行 要件に該当しない者である	会には、次の各のき総合的に企 に事の施工能力 もでは営業停止 は大利参加資格者 に い で い で い で は で の に い に い に い に い に い に い に い に さ に る に る に る に る に る に る に る に る 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。	- 号に掲げる要(注画、指導及び語 1を有すること。 : の期間中でない : である場合にに	調整するもの いこと。 は、愛知県建	であること。 設工事等指名停止:	取扱要領に基づく
	施工体制	刊	* 施工体制については「施工体制 * 建設業法第24条の8第1項の対 項に変更が生じたことに伴い報 (公共工事の入札及び契約の適	側の適正化に向 見定により作成 析たに作成され	した施工体制で たものを含む。	台帳 (同項の) の写しを	規定により記載す	べきものとされた事
	現場代理	里人等	* 現場代理人(現場責任者)によ 監理技術者補佐、専門技術者に * 契約約款第11条に規定する現場 書)により、監督員を通じて有 技術者を定めたときも同様とす を受注者は、主任技術者について 技術者又は監理技術者について	さいては、受注 こおいては、受 場代理人、主任 き注者に提出し ける。 こ建設業法施行	活との直接的な 注者との直接的 技術者(監理技 なければなられ で第27条第2項	な雇用関係、 的かつ恒常的 支術者)の通 ない。また建 (の規定に基へ	な雇用関係がある 知は、所定の様式 設業法に基づく監: ゔき他の工事と兼務	こと。 (現場代理人等通知 理技術者補佐、専門 そさせる場合や、主任

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置 することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること。 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出すること 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 石綿含有仕上塗材の 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、依去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 除去・補修、 既存壁等への作業 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事)とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 契約後VE *** In the American America ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する CCUSの活用 〈仮設工事〉 ※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。 《縄張り、遣方、足場等> 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安 心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き が作品は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、 建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 ・高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用 器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号) によるものとする。 仮囲い : ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設: 〈仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等 A. 監督職員事務所 ・監督職員事務所: ・設ける ※設けない ·10 ※20 ·35 ·65 ·100 ㎡程度 標準仕上げ (お与して) (1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はゼニル床シート張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1)標準備品: 札、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護柵、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具2)選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 受注者事務所その他 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、 佐設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 工事PR看板: ・設置する ※設置しない 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない 建設現場標識の設置 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号

```
項
             Ħ
                                            特
                                                     記
                                                             事
                                                                      項
                         《建設現場標識 共同設置の例》
                         工事名
                                 〇〇住宅建築工事(第〇工区)
                                  〇〇住宅電気工事(第〇工区)
                                 〇年〇月〇日から
                         工 期
                                  〇年〇月〇日まで
                         発注者
                                 愛知県建築局公共建築部公営住宅課
                         工事監理者 〇〇〇〇〇
                         工事施工者 〇〇建設株式会社
                                  〇〇設備株式会社
                                 . . . . .
                     ■機械編 9編 昇降機設備工事■
                     ■機械編 1章 一般事項■
(総則>
    一般事項
                     * 回生電力備蓄システム: ・使用する ・図面による
                     ■機械編 7章 住宅用エレベーター■
<住宅用マシンルームレス型エレベーター>
. 2.1 一般事項
                      品質及び性能: B L 認定品
                                                    積載量 定員 定格速度

※RU-9-2S-45 (T,W,Q,F)
                                                    600kg 9名 45m/min (10階以下)
                        • RU-9-2 S-6 0 (T, W, Q, F)
                                                    600kg 9名 60m/min (11階以下)
                      運転操作方式 : ※方向性乗合全自動乗捨て方式 ・群乗合全自動方式(2台併設時)
7.2.2 基本仕様
                      ・全自動群管理方式(3台以上併設時)
・基準階帰着機能:・付加する ※付加しない ・図面による
                      耐震施工 耐震安全性の分類(耐震クラス): ※A14 ・S14
                      電源盤・制御盤
                                     : ※昇降路内 · 乗場
                       設置位置
高調波対策

        乗場枠の仕上
        ・ラッカー塗装仕上
        ・合成樹脂系塗装並仕上
        ・化粧鋼板
        ・図面による

        ※メーカー仕様による
        乗場の戸の仕上
        ・ラッカー塗装仕上
        ・合成樹脂系塗装並仕上
        ・化粧鋼板
        ・図面による

                                  ※メーカー仕様による
                      電気配線・配管
                      保守遠隔監視用(電話回線)配管・配線: ※図面による・( )
                      基本仕様にオプションを設ける場合: ※図面による・・( )
停電時救出運転装置 帰着階 : ※図面による・・最寄り階・避難階
火災時管制運転装置 火災報知設備との連動: ※行う ・行わない
. 2. 3 付加仕様
                      ・設置しない
- 1 撮影機能: 広角レンズ付きデジタルカメラン系 解像度25万画素以上
- 2) 録画機能: デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上
                      3) その他 : 外部接続端子 (モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出画像のバックアップが可能なもの)、防犯カメラ設置表示ステッカー (乗降口及びかご内)
4) フリッカ補正機能の有無: ※図面による ・有 ・無
                      中間ビーム: ・図面による ・ ( )
各階強制停止装置: ※適用する ・適用しない
作動時間: 0:00~6:00 (外部からの呼びでも機能すること)
                       次の夜間各階停止運転表示板を建物出入口階EVホール及びかご内に設置する。
                               夜間各階停止運転について
                         このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運
転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り
                                                               表面より文字刷込
                                                               黒色塗料流込み
                         替わります。目的階へ行くのに多少遅れます
が、ご協力ください。
                         が、ご協力ください。
(各階停止運転を行う時間)
                          深夜0:00~午前6:00
                                                              【夜間各階停止運転表示板】
                      かご養生: ※適用する ・適用しない ・図面による
監督職員の指示する期間、養生カバー (マグネット式) 及び保護マットを施す。
                      自動診断仮復旧運転:・適用する・適用しない・図面による
                      その他: 下記の事項を適用する
                      エレベーターの設置数が複数の場合、エレベーター番号を追番号で明記したプレート(巾110mm×高さ50mm)を
                      かご内操作盤上部に取付ける。昇降かごの上部に、作業上便利なように運転停止用スイッチを取付ける。
                      専用乗場ボタン : ※適用する ・適用しない
. 2. 4 福祉型仕様
                       ご内専用操作盤: ※適用する
                      かご内手すり : ※適用する
                                              適用したい
                      かご内鏡
                                   : ※適用する
                                             適用しない
                       いご出入口検出器: ※適用する
                      キックプレート : ※適用する 視覚障害者用装置: ※適用する
                                              適用しない
                                             適用しない
7.2.6 別途工事
```

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 建築工事 電気工事 昇降路築造工事 * 各階出入口の穴明け工事 乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事 ピット内防水工事及び排水設備工事 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事 昇降路ピット内点検用コンセント設置工事 昇降路の煙感知器設置工事 1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遺漏なく完了する。 2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事(配管配線並びに受電用一次端子への接続まで)とする。 3) メーカー仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事にて施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事にて施工する。 5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事にて施工する。 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督職員の指示に従い遺漏なく期日までに、手続き、施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督職員と協議の上でその指示を受ける。 その他 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督職員に提出し、承認を得て着手する。 本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。 機械レール及びブラケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。 インターホンは組込型とする。 カゴ内コンセント(100V)を設置する。 巻き上げ機は建物最下階FLよりも上部に設置する。 ・窓無トランク部: 内に積載容量を表示する。 照明 : 所要照度は平均水平面照度501x以上とする。 乗場の戸 : ※防犯窓有(ガラス表面とかごの戸と段差0mm) ・窓無 来物の): ※ 図が記る日(ハノへ&画とかこく) こくとといいが、 インターホン連絡箇所: 図面による(設置高さは、1m以下とする。) エレベーターの故障でかご室内で缶詰状態になった場合に、外部インターホンと連絡するか、万一連絡できないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話(通報)できるシステムを取付可能な仕様とす る。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。 エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。 表示:次のプレートを取付ける。 エレベーターの安全な使い方 I エレベーターの中では 1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにして 透明アクリル板5t ください。 2. エレベーター内で眺んだり、はねたりしないで ください。途中でとじこめられることがあります。 II エレベーターの扉は 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き エレベーターの扉は
 1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。
 2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。 各扉は荷物などぶつけないようにしてくたさい。
Ⅲ エレベーターが故障とか停電のときには
1. 途中で止まってとじこめられてもあわてることなく
又無理に外に出ようとしないでください。
(停電の場合非常灯がつきます)
2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。
エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社
セスータム まで連絡してください。エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡して 会社名 電話 【かご内注意銘板】 ご利用の皆様にお願い インターホンボックスの中のベルが鳴ったとき はエレベーターに異常が発生したときです。 乳白色アクリル板5 t はエレペーラーに乗品が発生したとさどす。 ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけ インターホンをお取りください。 かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会 社まで連絡してください。 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 電話平日 夜間・休日 【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置階に限る) 非常時通話(通報)管理システム 非常時通話(通報)システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費を 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

項目	特	記 事	項	
74 1	その保守管理契約に含むこと。	EC 3		_
	■機械編 その他事項■			
	* 東洋ゴム化工品(㈱及びニッタ加工品(㈱で 要注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ(こ ゴム製品等とする。)を
	用いる場合には、同社が製造するゴム製品	品等に対して請負者が	指定した第三者(東	夏洋ゴム化工品(株)、ニッタ
	化工品(株)と資本面・人事面で関係がない 確認を得るものとする。	*者)によって作成さ	れた品質を証明する) 書類を提出し、監督職員の
	なお必要な品質証明書は、以下の試験及する。	ひが検査において、製	品に応じて必要な規	₹格について取得するものと
	9 So.			_
	試験名	計測項		
		硬さ、比重、引張強度 熱老化前後での変化率		
	烈老化試験	引張強度、伸び)	(MCC) ZOEC	
		圧縮による残留歪み		
	ただし、第三者による品質証明書類を扱			■ も、後に製品不良等が判明
	した場合に受注者の契約不適合責任が免責	まされるものではない 。	0	
= 1 = → III-最胜 W. ± 1 /#	1) 巫〉中,十二百八十二名 4 十二十二六	ナ・吹ナン 赤海 1 ニー		上班景數計
開海トプノ地震防災対策 推進地域における対応	(1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容 の発表時における、後発地震による揺れの			
	容及び津波避難を含む作業員等の安全確保 地震津波避難対策特別強化地域におけるコ			
	2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象	地域が含まれる場合		
	受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨力 に基づく発注者からの一時中止の通知があ			
	避するものとし、警戒する措置が解除され	いるまでの間 (1週間)) は当該箇所でのエ	工事を一時中止するものとする。
	また、住民事前避難対象地域以外の施工場 めた施工計画書の措置内容に基づき、後ろ			
	について、警戒する措置が解除されるまで 受注者は、改めて後発地震又は津波に備え			- 0 - 1 - 11 /11 /11
	連絡し、その後の対応について監督職員の)指示を受けるものと	する。工事等を継続	売する場合に受注者は、本工事
	等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ 努めなければならない。	ン、建築工事安全施工	技術指針等に基づき	: 適切に作業員等の安全確保に
	2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象			いたけ ナエ東の女工を出
	受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨力施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施コ			
	又は津波による影響を受ける作業について たものとして、警戒する措置が解除される			
	いて、受注者は、改めて後発地震又は津波	とに備え作業の一時中.	止か継続を判断する	るものとし、その結果を、監督
	職員に連絡し、その後の対応について監督 本工事等に必要な安全対策の措置を速やか			
	確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨	土地電注音】が与角点	こかに双主された坦	△には ≪分≯け ★丁東の
	施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後ろ	É地震による揺れの影響	響が大きい作業又は	は津波による影響を受ける作業
	の一時中止か継続を判断するものとし、そ を受けるものとする。工事等を継続する場			
	建築工事安全施工技術指針等に基づき適切	Tに作業員等の安全確	保に努めなければな	よらない。
	4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受報告するものとする。			
	5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表が 受注者は施工計画書の記載にかかわらず			
	ZE10/2211 G10 104X(10 X 4 2 2)	(M (C 0 0 % C) 0 8

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築士氏名 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目		特 記	事	項	
【外構工事】	■ 1 章 一般共通事項■				
<共通事項> 1.1.1 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠 1)愛知県財務規則 3)公共住宅事業者等連絡協議会 4)関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項は、○印のついたもの ○印と、○で囲まれた※印のあ 3. 本工事に使用する資材は、「電 4. 設計図書の優先順位は、次の1 1)質問回答書(2)からの1 にと)現場説明書 3)特記仕様	2) 工事請負契約書編集 公共住宅建設工事貨 (5) 愛知県建築工事も (5) 愛知県建築工事は を適用する。〇印のない場 会設備工事指定資材」及び (5) から5) までの順番のと 対するもの)	通仕様書(令管理要領合は、※印の に「機械設備エおりとする。	和4年度版) のついたものを通 事指定資材」に	歯用する。 こよる。
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1 「書面」とは、発行年月日が記載 又は名を記すだけでもよいものと	され、記名された文書をレ			
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり	、関係官公署その他の関係	組織への必要	な届出手続等を	ど遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	*請負代金額が500万円以上の工事に に、工事実績情報の登録を、その に従って)受けた上、行う。(受 を、監督職員へ提出する。	内容について監督職員の確	認を(JACIC	の様式「登録の	ための確認のお願い」
1.1.7 関連工事等の調整			建電	■ 給 ガ 外	. 汚
		工事区	+	排	水処
	項目		築 気	水ス構	理場場
	機械用	基礎枡	* *	* *	*
	竪樋(横引		*	* *	* * *
	フロアードレイン・ 照 明 器 具 穴 明	ルーフドレイン 及 び 補 強	* *		*
		1 及 O 補 畑 ご ネ ッ ト	*	*	
	クーラー用 居室・浴室・換		* *		
		<u> </u>	* *		+
		- ブ 箱 入	*	* *	*
		構造体補強 防水処理	* *	*	* *
	水槽(高架、	受 水)架 台	*	* *	
	設備関係取合せ機械室床の穴開け		* *	* *	* *
	液面電極棒フロ	ートスイッチ		*	
	同 上 用 リ レ 水 道 用 集 中 検	一及び盤	*		+
		及び調整		*	
	エレベーター関連エレベーター関連		* *		
	この項に該当しないもの及び明 1):昇降路築造工事、各階出 ピット内防水工事及び排 2):動力用照明用の電源引込 昇降路の煙感知器設置工	らかに区分されるものは 入口の穴開け工事、乗場膜 水設備工事のことをいう。 み工事及び結線工事昇降路 事、遠隔監視メンテナンス	川途協議する。 係機器取付後 ピット内点検 用電話配管・	の出入口壁床付 注用コンセント記 配線工事のこと	投備工事、
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則と * 設計図書について監督職員と協議 によるほか「愛知県建設局・都市 「愛知県建築局設計変更ガイドラ (https://www.pref.aichi.jp/so	を行った結果、設計図書の ・交通局・建築局設計変更 イン」に定めるところによ	訂正又は変更 事務取扱要領 る。	を行う場合の指 〕(令和7年2月	
1.1.9 工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、 1) 契約約款第21条の規定により 管理等に関する基本計画書」 なお、基本計画書には、中止 器具等の確認に関すること及 2) 工事を一時中止する場合は、	工事の一時中止の通知を受 (以下「基本計画書」とい 時点における工事の出来高 び工事現場の維持・管理に	けた場合は、 う。)を提出 、職員の体制 関する基本的	「工事一時中」 し、発注者のす 」、労働者数、捌 」事項を明らかに	上に伴う工事現場の維持 承諾を得るものとする。 般入材料及び建設機械
<工事関係図書> 1.2.1 実施工程表	* 概成工期: • 有(年 戶	目 目)※無			
1.2.4 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事と B. 対象となる成果品の作成につい 管理情報基準(案)」(https://w 電子納品チェックリストについ 情報共有システム利用時の成果 テム運用の手引き(案)」「ては、 ただし、情報共有システムを利 ガイドライン」の指定に加えるた なお、監督員の指示がある会へ 完了検査)に写真情報要の関覧 E. その他、電子納品に関する詳細	ては、「愛知県電子納品通 ww.pref. aichi. jp/site/cz では、他の書類に自婦の内 品の作成及び警子納品対勢 電子媒体(CD-R又は口 電子媒体(CD-R関係関 電子媒体(CT事関係理し になった。 で で で で が で で に で が と で を が に と で を が に に で に と で に を の 性 の に た の に た の に た の に の に た の に た の に た の に た の に に の に に の に に の に に に い に に い に い に	ls/densinohi 容を記載した 物は、「愛知 ある場合はそ VD-R) 2 :(電子納書類) た工事書類)	in.htmlを参照) 場合、省略でき リ県建築局発注る。 リ県を建設では リースを リースを リースを リースを リースを リースを リースを リースを	に基づく。ただし、 きるものとする。 正事における情報共有 愛知県電子納品運用 1 部とする。 検査時(中間検査、

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。
※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。
※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル
工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。
3)竣工時:カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
(情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない
なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。

「標準サモンステム」とは、医核職員及び受注者の間の情報を電子的にな換。サロスストとにより業務効率化 情報共有システム 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化 を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(https://dakjs-ps. aichi-toshi.or. jp/) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス 情報が有シスクスは「変みが肩連形が一ドノイン」及び「変地が極楽測光」 テム運用の手引き(楽)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとする。 が述称に出力して旋出しないものとする。
5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。
* 遠隔臨場の適用:

* 遠隔臨場の適用:

* 発注者指定方式

* 受注者希望方式

* 適用しない

* 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建設局)」(https://www.pref. 遠隔臨場の実施 aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、 <工事現場管理> 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 1.3.1 施工管理 という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるもの 1.3.3 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.5 施工条件 施工日·施工時間 制限 :・無 ※有() 休日 (年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※ (: 日) ※図示によス 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間 ・30日 ※ (その他作業不能日 ・ (でいる。 部位別の施工順序 : ※無・フ 工事車両の駐車場所 駐車制限 : ※有(資機材置場所 置場制限 : ※有(: ※無 ・有(での他: (週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 週休2日制工事 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 1.3.10 施工中の環境保全等 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関す る条例」による措置 有(詳細は図面による) .3.11 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) 引渡し等 PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・ 関連年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、 (絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 - 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、 建設副産物 「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https:// www.pref. aichi. jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。) に基づき適正に行う。 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。) に登録及び必要事項を入力し、 コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書) (様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書) (様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコブリス・プラスに登録及び工事登録記 明書を作成し、監督職員に提出する。 . 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

		l							
I,	頁 目		弘治孝の司夕 がまて、		サナム 紅ー	記	事しの担合はに	項 で	31 以西に内にて松木目
	再資源化	5.元 * 工 * 以	等に提示する。 本工事で発生する産業 棄物税が課税されるの 事に伴い発生する建 ※コンクリート塊 「下の資料は次のWebへ 愛知県建設副産物リ	養廃棄物のう りで適正に取 設廃棄物の ※アスファ ゚ージから入! サイクルガ/ ikaku/recyc w. pref. aich	ち、愛知県り扱うことりあくない。 りあい次のルトコンクチすることに イドラインに le-guidel	L内の最終 :。 ものは適〕 ・リート塊 ができまっ 実施要綱 ine. html、 /aicle/、	を	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ 針、あいくる材認定資 :. jacic.or.jp
الالمام المام		* 愛		里化及び管理 イクルガイ	の適正化に ドライン実	上関する法 施要綱 5	(律」に基づい 別表3に従い、	[建築工事事務の= いて行うこと。 、分別収集を行う	手引・関連様式]
<材料: 1.4.1	> 環境への配慮	別	記2(25)に掲げら	れた一般資料	才、建設機	械等の選別	定に当たって	は、事業ごとの特	/0000009402.htmlを参照) 性、必要とされる強度や を使用するものとする。
1.4.2	材料の品質等		工事に使用する資材 るものとする。	等は、品質な	が規格値を	満足し、ス	かつ価格が適	正である場合には	、県内産の優先使用に努
	再生資源の利用	* リ ur 「 あ 工 を 1 あ	サイクル資材の率先 loaded/attachment/ 愛知県あいくる材率 ショテニア時に、あいく 監督職員に提出する)あいくる材使用状	242345. pdf を 先利用方針」 るものについる材の使用 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を参照)を 第3のA いて、それり 実績を「リ 様式8) あいくる材	遵守し、る Aグルー: 以外のもの サイクル: 率先利用:	あいくる材と プ及びAグルク のを使用する。 ガイドライン 2) あいくる。 方針、その他	して認定されてい 一プの認定資材を 場合は、監督職員 」に定める次の様 材使用実績集約表 提出書類の様式等	の承諾を要する。 式に記入し、電子データ
<完成図等 1.7.1	等> 完成時の提出図書		出図書: ※完成図						()
1.7.2	完成図等	1 B. C.	次の図面を監督職員 サンド和紙 同等品) 設計図 (変更設計 完成図のCADデー	平面図・求利の指示により)A3版を作図を含む) タ 電子納品運用	ig図 O A 3版 2・ 作成し、監 2): 用ガイドラ	3) その(つ折り製 ² 督職員に打 完成図 インに基 ²	也(本(合本作成) 是出する。 づく ※監督)))及び第二原図(する。 【PPC用ポリエステル る】 ・提出しない
	提出書類	* 要 用 化 確]いる場合には、同社 (工品(株)と資本面・	一覧 ニッタ加工品 工品(株)、ニ が製造するこ 人事面で関係 。なお必要な	品㈱で製造 ニッタ化工 ゴム製品等 系がない者	された製品 品(株)で製 に対して記 によって 書は、以	製造された製 請負者が指定 て作成された。 下の試験及び	いる場合 品や材料(以下、 した第三者(東洋 品質を証明する書 検査において、製	ゴム製品等とする。)を ゴム化工品(株)、ニッタ 類を提出し、監督職員の 品に応じて必要な規格に
			試験 通常状態での試験	名 (常態試験)	硬さ		· 測 項 目 引張強度、何		
			熱老化試験 圧縮永久ひずみ試験 製品検査		引張 圧縮 外御	張強度、伸 話による残 記、寸法、	留歪み 性能		ない割ってもがぶがほ
	火災保険等	* 保 すり	た場合に受注者の契 験の期間は、工事の る。)保険の種類は 、保険金受取人(被	約不適合責任 目的物の引流 、建築工事 保険者) は受	壬が免責さ 度し日まで 事務の手引 受注者とす	れるもの ⁻ とする。 き 参考.2 る。	ではない。 (特に定めの: 2「愛知県建築	ない限り契約上の 三工事に係る火災(、後に製品不良等が判明 完成期日経過後14日間と 呆険等の加入方法」によ
	法定外の労災保険の付保 常備図書		事現場には次の図書	を常備する。					
	建設業退職金共済制度	を	公共住宅建設工事共 工事に関わる自社及 提出しなければなら 事完成後、速やかに	び下請負会をない。制度を	生の中にこ。 を使用しな	の制度をf い又は証績	更用する者が 紙を購入しな!	ある場合は、同制 い場合は、理由書	度に加入し、掛金収納書 等を提出する。
	南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	情仮安対参	「報」発表時の防災対 表表時の防災対 をの再確認を行きなうな に は 策推し必要事項を施 原工場所 同海トラフ地震防災 南海トラフ地震洋波 南海トラフ地震洋波	応について、 な安全有事に を な、 有合は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	受注者は 豊富が実施 禁しての備 「その他事」 記載の上、	、継続的い さえを 項」切 ※ ・ さままれ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	こ地震関連情であるとと、本地震関連情であるとともうこと。 知る (豊 橋 市) れる (豊 橋 市)	報の収集に努め、 及び作業員や必要 工事の施工場所が 護防災対策推進地 内全市町村) ・田原市・南知多	・含まれない
	各種調査への協力		住民事前避難対象地工事が、公共事業労	務費調査、共			対象工事とな	・含まれない った場合は、必要	な協力をすること。
	光熱水費	* 本 し 本 施	なければならない。 工事の一部を下請け 設管理開始までの電	査制度の調査 なお、コスト する場合は、 気、水道、	室対象工事 ト調査にお 下請負者 ガス等の料	となったり ける作業に についてい 金(基本料	場合は、工事: 内容等につい も工事コスト! 科金を含む) (ては別途、監督職 調査等の協力を得 は、協議の上、各	工事受注者が負担する。
	特定住宅瑕疵担保責任	*		任の履行の研 ※要しない	罹保に関す.	る法律」に	こ基づく、保	険への加入又は保	証金の供託:

2025年10月1日改定 項 目 記 事 項 工程表·請負代金内訳書 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 騒音 • 振動対策 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 こついては、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」 (建設大臣告示) により指定された建設機 械を使用する。 作業名: 作業名: 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし 排出ガス対策型建設機械 | (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/00000344II.html) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする。 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特定特殊自動車の燃料 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう) を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でない 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であるこ 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること 施工体制 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、 監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知 現場代理人等 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 12M間4を足のにこるも間隔とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任 技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、 並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置 ることにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること。 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 阪存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業 契約後VE 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の (※ 対象工事 (契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事) とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後 V E 実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を 伴うものとする。 [工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事 目的物をVE提案の対象としない場合]
・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで CCUSの活用 に工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■2章 仮設工事■ <縄張り、遣方、足場等> .2.4 足場等 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ・建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定 のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築十登録番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特 記 事 項
	心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所: ・設ける ※設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り
建設現場標識の設置	* 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品: ・パソコン ・ブリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない
	(建設現場標識 共同設置の例》 工事名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	■建築編 3章 土工事■ * 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・() [表3.2.1] 工法 ・水締め ・機器による締固め * 建設発生土の利用指定: ※無 ・有 () からの建設発生土を利用する
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理 ・ 構内処理 ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称 (所在地): (
	建設発生士を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)が わかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
<材 料> 5.2.1 鉄 筋	■建築編 5章 鉄筋工事■ * 鉄筋 ※JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・図示による * 種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図面による
5.2.2 溶接金網 <加工及び組立>	* 鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※図面による ・ () * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.2 加 工 5.3.4 継手及び定着	* 90° 未満の折曲げ内径直径: * 鉄筋継手: ※ 重ね継手(D16以下) ※ガス圧接継手(D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法: ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・ (* 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
<ガス圧接>	* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : ・表5.3.6による ・図面による ・() * 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が 発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 * 抜取試験: ※超音波探傷試験 ・引張試験

2025年10月1日改定 項 記 事 項 ■建築編 6章 コンクリート工事■ 〈共通事項> 6.1.2 基本要求品質 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 切に実施できる工場から選定しなければならない。 <コンクリートの種類及び品質> 適用箇所及び施工時期: ※図面及び監督職員と協議による 気乾単位容積質量による種類: ※普通コンクリート・軽量コンクリート 6.2.1 コンクリートの種類 国土交通大臣認定コンクリート (建築基準法第37条第2号) : 6.2.2 コンクリートの強度 設計基準強度(Fc): ・普通コンクリート() N/mm² ・軽量コンクリート() N/mm² ・図面による (設計基準強度の基準値:普通コンクリート48N/mm2以下、軽量コンクリート27N/mm2以下) 6.2.4 ワーカヒ゛リティー及びスランプ * コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・ () * 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別: ・A種 ※B種 ・C種 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り [表6.2.4] コンクリートの仕上がりの平たんさの種別: ・a種 ・b種 ・c種 [表6.2.5] <コンクリートの材料及び調合> ・高炉セメントA種 ・シリカセメント A種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント 適用箇所 高炉セメントB種: (すべて) 6.3.1 コンクリートの材料 フライアッシュセメントB種: 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材: ・ 使用する ※ 使用しない

 銅スラグ細骨材:
 ・ 使用する ※ 使用しない電気炉酸化スラグ骨材:
 ・ 使用する ※ 使用しない・

 再生骨材H:
 ・ 使用する ※ 使用しない・

 電気が敗化ペラク育材: ・使用する ※ 使用しない 再生骨材H: ・使用する ※ 使用しない ・砕石、砕砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・B ・混和剤 種類:・AE剤 ※AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・() ・使用しない ・混和材 種類:・フライアッシュ(I 種)・フライアッシュ(IV 種)・高炉スラグ微粉末・シリカフューム・膨張剤 6.3.2 コンクリートの調合 * 構造体強度補正値 (S) : ・図面による ※表6.3.2による 6.3.2(4)(f)①~③以外の混和材料: 使用方法() 使用量() <コンクリートの品質管理> ヘニンクリー Fのの員目生子・5.4 塩化物量及びアルカリ総量* アルカリ総量: 3.0kg/m³以下とする。<コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め> 6.6.4 打継ぎ : 目地寸法: (<養 生> 6.7.2 湿潤養生 <型 枠> 6.8.1 型枠一般 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間: () 日以上 ・外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む)の打増し厚さ: ・ひび割れ誘発目地: 位置() 形状() 寸法() ㎜ * せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 : ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合: ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による 6.8.2 材料 : げ以外の場合: ※コンウリートの品質を確保できるもの ・ 図示による : ・6.8.2(2)(7)によるもの ※6.8.2(2)(4)によるもの ・ (せき板 合板の場合 種別 : ※12mm ・ () mm : ・使用する (使用箇所: (合板の厚さ 断熱材を兼用した型枠材)) ・使用しない MCR工法用シート : ・使用する(使用箇所: ()) ※使用しない <軽量コンクリート> 6.10.1 一般事項 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による : 軽量コンクリートの種類: ・1種 ・2種: スランプ: ※21cm ・図面による ・ (6.10.2 種類及び品質 気乾単位容積質量: 「表6.10.1] (寒中コンクリート> 6.11.1 一般事項 適用期間: ※ I A S S 5 による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 ・ (.11.2 材料及び調合 構造体強度補正値(S): ※6.11.2(3)(7)による ・積算温度を基に定める(<無筋コンクリート> 6.14.1 一般事項 コンクリートの種類: ※ 普通コンクリート ・図面による ・ (* 設計基準強度: ※18N/mm² ・ (* スランプ: ※15cm ※18cm ・ (* 適用箇所: ※図面による ・ (■建築編 21章 排水丁事■ 〈屋外雨水排水〉 材種、種類・記号、呼び径等: ・図面による ・ ([表21.2.1] : 側塊の形状、寸法 : 排水桝、ふたの種類等 : ・図面による ・ (図面による・ 鋳鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重: ・図面による 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 縮尺

項目	特 記 事 項
	* グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインパーピッチ、ボルト固定の有無等: ・図面による ・ () * 現場打ちコンクリート 種類 : ・普通コンクリート ・ () ・図面による 設計基準強度: ※18N/mm2 ・ () ・図面による スランプ : 15cm ・18cm ・ () ・図面による 鉄筋の種類等: ・SD295 ・ () ・図面による * 凍上抑制層の材料: * 砂の粒度試験: ・行う ・行わない
21.2.2 施工	* 埋戻し材料種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1] * 現場打ち排水桝の足掛け金物の材料: ・ ステンレス製 (幅400mm、径22mm) ・ 鋼製 (径22mm、防錆処置済み) ・ 合成樹脂被覆加工を行ったもの (径19mm) ・ 図面による * 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・ () * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・ ()
<街きょ、縁石及び側溝> 21.3.1 材 料	* 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による * 縁石の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ () [表21.3.1] * 側溝の種類、形状、寸法等 : ・図面による ・ ()
21.3.2 施工	* 砂利地業の厚さ: ・100mm ・図面による ・ ()
<路 床> 22.2.2.	■建築編 22章 舗装工事■ * 路床 (1) 凍上抑制層 : ・適用する (厚さ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層: ※適用する (厚さ: 図面による) ・適用しない (3) 路床安定処理 : ・適用する (厚さ 方法) ※適用しない
22. 2. 3 材料	* 盛土種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1] * 凍上抑制層に用いる材料: * 透水性舗装のフィルター層に用いる材料: 図面による * 砂の粒度試験: ・実施する ・実施しない * 路床安定処理用添加材料 種類: ※普通ボルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・プライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 [表22.2.1]
22.2.4 施工	* 添加材料による路床安定処理:・() ・図面による
22. 2. 5 試験	* 路床土の支持力比 (CBR) 試験: ・実施する ・実施しない * 路床締固め度試験: ・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ・実施しない * 現場CBR試験: ・実施する ・実施しない
<路盤> 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ: ・ 図面による ・ ()
22.3.3 材料 <アスファルト舗装> 22.4.2 舗装の構成及び仕上り	* 路盤材料: ※RC-40 (透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・ () [表22.3.1] * アスファルト舗装の構成及び厚さ: ・図面による ・ () * 平坦性: ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ ()
22.4.3 材料	* 再生アスファルトの種類 : ・60~80 ・80~100 ・図面による [表22.4.1]
22.4.4 配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類: ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F)
22.4.6 試験 <コンクリート舗装> 22.5.2 舗装の構成及び仕上り	* アスファルト混合物等の抽出試験: ・実施する ・実施しない * コンクリート舗装等の構成及び厚さ、: ※図面による ・ () * 歩行用コンクリート版の厚さ: ※70mm ・ () ・図面による
22.5.3 材料	* コンクリートの種類 : ※普通コンクリート ・ () ・図面による * 3ンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法: ・図面による ・ 表22.5.1による ・ () * 早強ポルトラント゚セメント: ・使用する ・使用しない ・図面による ・ 図面による ・ ・ 図面による ・ ・ 図面による ・ 図面による ・ ・ 図 回した ・ 図面による ・ 図面による ・ 図 回した ・ 図 回
22.5.4 施工	* コンクリート版の目地の種類及び間隔: ※図面による ・表22.5.3による目地を設ける ・ () * 目地の構造: ※図面による ・図22.5.1による ・ ()
<カラー舗装> 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	* 種類: ・加熱系 ・常温系 ・図面による * 加熱系カラー舗装 構成及び厚さ : ※図面による ・() 表層に用いる結合材の種類: ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・図面による * 常温系カラー舗装 : ・図面による ・() 着色部の下部: ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図面による
22.6.3 材料	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石: ・図面による ・ ()
22.6.4 配合その他	* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量: ・図面による ・ () * ニート工法、塗布工法の配合、その他: ・図面による ・ ()
< 透水性アスファルト舗装> 22.7.2 舗装の構成及び仕上り	* 舗装構成: ※図面による ・ () 平坦性: ※著しい不陸がないこと ・ ()
<プロック系舗装> 22.8.2 舗装の構成及び仕上り	* コンクリート平板舗装の目地材: ・砂 ・モルタル ※図面による * 舗石舗装の基層: ・アスファルト混合物 厚さ: ・50mm ・ () ※図面による ・コンクリート版 厚さ: ・70mm ・ () ※図面による * コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材: ・砂 ・空練りモルタル ・図面による * 平坦性: ※平板等間の段差3mm以内 ・ ()
22.8.3 材料	* コンクリート平板 種類、寸法: ※図面による ・ () 厚さ : ・60mm ・ () ・図面による

		1						2025年1	0月1日改定
Ŋ	頁 目	. to be to be and the second			記	事	項		
		* インターロッキングブロックの種数 車道部: ・曲げ強度5 歩道部: ・曲げ強度3 * 舗石に用いる石材の種	負、形状、寸程 .0N/mm²の普 .0N/mm²の普 類、形状、寸	去、厚さ、曲 通ブロック、厚: 通ブロック、厚: 法及び厚さ:	け強度、表 さ80mm ・ さ60mm ・ ※図面に。	f面加工等 ((よる ・ () 》) 》)))	面による 面による	
<砂利敷き 22.9.2		* 種別 通路: ※A種	• B種	建物	周囲その他	.: • A種	※ B種	[3	長22. 9. 1]
		■建築編 23章 植栽、	屋上緑化、そ	の他施設整備	請等工事■				
	植栽地の確認等	* 土壌の水素イオン濃度 * 電気伝導度 (EC)試験 * その他の試験	:	・行う ・行う ・行う (試)	行わない	١	・行わな	V	
<植栽基型23.2.2	盤> 植栽基盤一般		※図面による水のための暗別樹木: シ、地被類:	る ・ (渠、開渠、排 ※A種 ・B ・A種 ※B) ‡水層、縦5 種 ・C種	ベ排水等の設 i ・D種	※表23.2.1に	による ・ ()) 夫 23. 2. 2]
		* 土壤改良材: ・使用す							
23. 2. 3	材料	* 植込み用土: ※客土 * 客土の材料 (1m³当た さば土: 0.84 人工堆肥: 150 固形肥料: 1 kg * 土壌改良材の種類:	り) 4 m³ … 雑物 kg … 有機§ … 窒素	を含まない山 質 (樹木の皮)	葉等)のも リ肥料を6	のを換気発酵		Ø.	
23. 2. 4		* 土壌改良材の指定量:	図面によ	る・()				
<植 樹> 23.3.2		* 樹木の樹種、寸法、株 * 支柱材の種類: ※丸丸 * 幹巻き用材料: ※幹着	k • ()	丸太の防) 5腐処理()
23. 3. 3	新植の工法	* 支柱: ※図面による	・添え柱形	・鳥居形	・八ツ掛け	形 · 布掛 /	ナ形 ・ワイ	ヤ掛け形 ・地価	埋設形
23. 3. 4	新植樹木の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間	: ※ 引渡	日から1年間	• ()			
23. 3. 5	樹木の移植	* 支柱: ※図面による	・添え柱形	・鳥居形	・八ツ掛け	形 ・布掛に	け形 ・ワイ	ヤ掛け形 ・地価	埋設形
23.3.6	移植樹木の枯損処置 吹付けは種及び地被類	┃ ┃* 移植樹木の枯損処置期 ≦>	間: ※ 引渡	目から1年間	• ()			
23. 4. 2	材料	* 芝の種類: ・コウライ * 吹付けは種用種子等	種類: ・洋点 量 : ※図i	芝類(23.4.2 面による ・	(3) (7) によ ((る) ・ (
00.4.0	世帯りの子法				またりの休多	以: ※凶面の	-ro . ()	
23. 4. 3	芝張りの工法	* コウライシバ等の客土 1) 厚さ: 2) 目地張りの目地幅 * 芝張り工法 平地: ※	· 20mm : · 0 · 20	• 50mm	• 50mm	法面:	・目地張り	※べた張り	
23. 4. 7	芝張り、吹付けは種 及び地被類の枯補償	* 芝張り、吹付けは種及	び地被類の枯	補償期間:	※引渡日か	ら1年間・	()	
<屋上緑化 23.5.2		* 土壌層の厚さ: ※図面	面による ・	()				
23. 5. 3	材料	* 排水層: ・適用しない * 土壌層 植込み用土: * 樹木の樹種、寸法、株	 人工軽量 	上 ※改良土)	
		* 見切り材、舗装材、排						,	
23. 5. 4	工法	* 風圧力(平成12年5月3 * 支柱の設置、形式: * かん水装置の設置、種	・図面による	・有(形式) ・無			
23. 5. 5	新植樹木、芝及び 地被類の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間 * 芝張及び地被類の枯補	: ※5	引渡日から1年 引渡日から1年	三間 ・ (三間 ・ ()			
	ル・擁壁> 一般事項	* 支持力試験: ・実施す * 石材: ・図面による			実施し				
		* 石材: ・図面による * 裏込めに使用する透水 * 水抜きパイプの口径: * 水抜きパイプの設置条	材料及び伸縮 ※75mm ・1) 目地の材料、 00mm ・ (厚さ: ※	図面による)	
23. 6. 5	ブロック(張)擁壁	* コンクリートブロック	積み: ・谷科	漬み ・ ()	図面による	こ る		
23. 6. 6	石積(張)擁壁	* 材 料 割 石: ・花こう岩			安山岩(井)		
		雑割石: ・花こう岩	1 (規格) · 設計事務所名	安山岩(共	兄恰) 工事名	称	
							工事和1	縮尺	図面番号
				建築士登録番号 建築士氏名	•			八印际	
			検	製	設計		愛知県建築局	公共建築部公営住宅	課
<u> </u>			図	図	○年○月		= .,		

```
項
              Ħ
                                                      記
                                                                        項
                        上伝一般
目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合): ・図面による ・(
水抜きパイプの口径: ※75mm ・100mm ・ ( ) ・図面による
                       水抜きパイプの口径: ※75mm ・100mm ・ (
 <修景施設>
                       柱の防腐処理:・図面による・(
 3.7.3 四つ目垣
<遊戯施設及びサービス施設>
23.8.2 一般事項
                      * 木材の防腐処理方法: ※メーカー仕様による ・ ( ) ・図面による
* 木材の防腐処理に使用する防腐剤: ・23.8.2(4)(4)(a)~(c)による ・図面による
* 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域等: ・図面による ・遊具の安全に関する基準の規定による
23.8.3 遊具組立設置
                       コンクリート工作物の品質 : ※図面による ・ ( 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による ・ ( 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による ・ ( 切石などの仕上げ
<管理施設>
23.9.2 柵 工
                       付 科
ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等: ※図面による・(
ひし形金網の種類、寸法等: ※図面による・(
                       ひし形金網の種類、寸法等
 〈建築施設組立〉
23.10.2 自転車置場ユニット
                       * 品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による ・ (
* 強度区分の種別: ・120型 ・300型 ・450型 ※図面による
23.10.3 物置ユニット
                                                                     材質、寸法、形状等: ※図面による
<グラウンド舗装>
                      荒木田土 : ※図面による ・ (グラウンドのライン : ※図面による ・ ( : 工法 (クレー舗装) : 荒木田十の首と 一 : ※
23.11.3 グラウンド舗装
                       荒木田土の高さ、厚さ: ※図面による ・ (
表層安定剤の量 : ※図面による ・ (
                      ■電気編 1編 一般共通工事■
                      ■電気編 2章 共通工事■
 <塗装工事>
                      * 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。
* 色合等: ・( ) ・図面による
* 塗料の種別、塗り回数: ※表2.7.1による ・( ) ・図面による
* 溶融亜鉛めっきの種別: ※HDZ35 ・( )
.7.1 一般事項
<耐震処置>
1.5.1 耐震処置
                      k 設計用標準震度 ·
                      ■電気編 2編 電力設備工事■
                      ■電気編 1章 機 材■
 〈電線保護物類>
 .4.2 構造一般
                      * 照明用ポール: ・配線用遮断器(引外し装置なし)設置 ・カットアウトスイッチ(素通しヒューズ)設置
 〈分電盤>
 .7.3 キャビネット
                       屋内用キャビネット種別: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図面による
                       その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用:
                       接地端子座の形状等: ・標準図 (電力56) による ・図面による ・ (
                       積算計器: ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない
・低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能: ※表1.7.12による ・ (
低圧用SPDクラスⅠの性能: ※図面による ・ (
1.7.6 器具類
<接 地>
1.17.1 接地端子箱
                       形式等: ※図面による ・(
                      ■電気編 2章 施 工■
 〈共通事項>
2.1.1 電線の接続
                       屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策:
                       ・行う ・行わない ・図面による
2.1.10 電線等の防火区画等の貫通*金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細: ※図面による ・ ( )
<バスダクト配線>
2.9.2 バスダクトの敷設
<地中配線>
                      * エキスパンションバスダクト: ・設ける ・設けない ・図面による ・( )
 . 12.3 マンホール及び
                       マンホール、ハンドホールの構造及び性能: ・標準図(電力62~64)による ・図面による ・( )
      ハンドホールの敷設
                       鉄蓋の構造及び性能:中耐重型(ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする)
                       : ふたの材質: 鋳鉄製
2.12.4 管路等の敷設
                       : 管と建物との接続部 : ※図面による ・ (
: 架空配線からの引込み: ※図面による ・ (
                       地中配線の標識シート等: ※設置する ・設置しない ・図面による
2.12.5 ケーブルの敷設
                       : 埋設標の敷設: ※図面による ・( )
                      ■機械編 2編 共通工事■
                      ■機械編 1章 一般事項■
 (電動機及び制御盤>
 2.2.2 インバータ用制御、操作盤* インバーター制御を行う場合の制御及び操作盤: ・1.2.2.2を適用する ・適用しない ・ ( )
```

I	頁 目		4	持	記	事	項		
∠ IET 66: ++1	ici <	■機械編 2章 配管工事							
<配管材料	₩ <i>></i>	* 管材 : ※図面に * 継手の種類: ※図面に)					
<配管付加 2.2.1	属品> 一般用弁及び栓	* 仕切弁(ポンプに付属 * 屋外埋設の弁(呼び径 ※水道用仕切弁・・ ・図面による・・	75A以上のもの 水道用ダクタイル	の) の使用区	分:) トシール仕切弁	• 水道用合成樹	脂製ソフトシール弁	È
2. 2. 23	水栓柱	* 本体: ※合成樹脂製 * 寸法: ※図面による							
2. 4. 1	工の一般事項> 一般事項	* 建築物導入部配管で不・図面による ・標 * 建築物エキスパンションジョイン * 給水、給湯、開放系の:	準図 (施工4) ト部の配管要領	による ・ 領: ・標準図	(』(施工7)に) ニよる ・図	面による ・() 仕様)
<管の接f 2.5.3	塩ビライニンク、鋼管、	* 塩ビライニンク ´鋼管の ・標準図 (施工2) に					る場合:		
2. 5. 7	ステンレス鋼管	* 呼び径60Su以下の継手 * フランジの接合方法:)	図面による		
2. 5. 9	ビニル管	* 給水管の接合: ※接着 * 排水管の接合: ※接着							
2. 5. 10	ポリエチレン管	* 管の接合方法: ・電気 * 異種管との接合部に設 ・標準図 (機材6) によ	ける点検用枡	·:					
2. 5. 11	架橋ポリエチレン管	* 管の接合方法: ・電気	試融着接合 ;	※メカニカル	接合				
2. 5. 12	ポリブテン管	* 管の接合方法: ・熱層	せ着接合 ・電	電気融着接合	※メカニカ	ル接合			
	<u> </u>	■機械編 3章 保温、塗	装及び防錆工	事■					
<保温工	事>	* 給水管及び排水管(SGP) * ガス管のコンクリート テープ巻(1/2重ね2)	貫通部分は、	硬質塩化ビニ					
	び防錆工事> 塗料種別	* 塗料種別 合成樹脂調 アルミニウ		り塗料: ※. り塗料: ※.)		
		■機械編 5編 給排水衛	生設備工事■	l					
		■機械編 1章 機 材■							
<ポンプン 1.2.4	水道用直結加圧形	* 水道用直結加圧形ポンプ * 圧力計、連成計: ※			置位置: ※	吸込側 •	()	・図面による	, ,
<タンクン 1.4.1	> 一般事項	* 設計用水平震度: ※図 * 鋼板製一体形タンク、ステン/ 形状、寸法その他: * タンク(水槽) 品質及 * 鋼板製タンクの塗装 合成樹脂調合ペイン アルミニウムペイン	レス鋼板製パネル ※図面による び性能: ※『 塗料種別 ト塗り塗料:	/9ン/)、FRP製- ・ (図面による ※JIS K 55	・ (16 1種 ・)	タンク及び貯湯タンク)))		
<消火機	器> 一般事項	* 屋内消火栓箱(1 号消 、補助散水栓)、消火 形状、寸法その他:	器箱併設形屋	内消火栓箱、					肖火栓
1. 5. 3. 1	送水口	* 送水口: ・呼称65の青 * 型式 : ・壁埋込型	青銅製 ・呼和 ・スク			目面による 目面による			
1. 5. 3. 2	放水口	* 呼称: ・65 ・50 ・図面による 材質: ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図面による							
1. 5. 4. 1	屋外消火栓開閉弁	* 材質(地上式): ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステンレス鋳物製 ・図面による							
1. 5. 4. 2	屋外消火栓箱		* 材質: ※鋼板 (1.6mm厚以上) ・ステンレス鋼板 (1.5mm厚以上) ・図面による * 形状: ※自立形片流れ屋根付き ・ ()						
		■機械編 その他事項■							
	特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の に基づき、特定建設資 なお、本工事におけ	材の分別解体	等及び再資源	配等の実施	について適正	Eな措置を講ずる	こととする。	
				設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号				縮尺	四回钳万
				建築士氏名					
			検図	製図	設計		愛知県建築局公共建	築部公営住宅調	果

Ħ	符 記 争 復
	設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者
	の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更
	の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。
	また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1
	項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、

建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html | Techs // www.piet.aichi. Jp/ Soshiki/ Kensetsu-Kikaku/ ki [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表 4 については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

別表1 建築物に係る解体工事

工	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
程 及毎	 建築設備、内装材等 	・有・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
びの	屋根ふき材	有 ・無	手作業手作業と機械作業の併用
解作 体業	 外装材、上部構造部材 	有無	手作業手作業と機械作業の併用
方内	基礎、基礎ぐい	有無	手作業手作業と機械作業の併用
法容	その他()	有 ・ 無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用

別表2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)

	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
工程	• 造成等	・ 有・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
及毎	基礎、基礎ぐい	・有・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
びの解作	 上部構造部分、外装 	・有・無	手作業手作業と機械作業の併用
体業	 屋根 	・有・無	手作業手作業と機械作業の併用
方内 法容	· 建築設備、内装等	・有・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
12.41	その他()	有 ・ 無	手作業手作業と機械作業の併用

別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

_	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
工程	• 仮設	· 有 · 無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
及毎	土工	· 有 · 無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
びの 解作	 基礎 	· 有 · 無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
体業 方内	· 本体工事	有 ・ 無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
万円 法容	• 本体付属品	・有・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用
	その他()	有 ・無	・ 手作業・ 手作業と機械作業の併用

別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
· 木材		

推進地域における対応

項

南海トラフ地震防災対策1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】

1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】 の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び連波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を一時し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置の容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 努めなければならない

- 790/47/47/48 2037。 -22 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、 受注者は、南海トラブ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づき発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に探りなけませます。
- 本工事等に必要な女主対東の措直を迷べかに講し、建築工事女主旭工技術指針等に基づき週別に作業員等の女主確保に努めなければならない。) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示 を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ

							2025年10	月1日改足
項目		!	特	記	事	項		
	建築工事安全施工技術 4) 受注者は、南海トラフ	指針等に基つ カカラン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラ	ゔき適切に作う 報を受けて措	美員等の安全 置を行った場	確保に努め7 場合において	なければなられ は、実施した	ない。 :内容について監*	督職員に
	報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震 受注者は施工計画書の		発表があった わらず、工事	場合は、後ろの一時中止に	発地震又は津 こついて監督	波の発生に備 職員と協議で	iえるため必要にい きるものとする。	芯じて、
	X 1 10/2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	HO-7X(-17 17	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	., ., .,		THE SECTION AND THE	200,270	
	L		設計事務所名			工事名称		w == # -
		建築士登録番号					縮尺	図面番号
			建築士氏名	글D, 글L				
		検図	製図	設計		愛知県建築局公	:共建築部公営住宅調	Ą

【汚水処理場建設工事 <共通事項> 1.1.1 一般事項	* 公共住宅建設工事共通仕様書 「書面」とは、発行年月日が	2) 工事請負: 議会編集 公共住宅: 5) 愛知県建 ものを適用する。○ のある場合は、共に; 「電気設備工事指定: の1) から5) まで の1) から5) に対するもの)	契約書 建設工事共通仕 察工事品質管理 印のない場合は 適用する。 質材」及び「機	様書(令 要領 、※印の 械設備コ	·和4年)ついた	E度版)		
	1) 愛知県財務規則 3) 公共住宅事業者等連絡協 4)関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項は、⊙印のついたのの印と、○で囲まれた※印 3. 本工事に使用する資材は、、4. 設計図書の優先順位は、次 1) 質問回答書(2) から5 2) 現場説明書 3) 特記 4) 図面 5) 公共 * 公共住宅建設工事共通仕様書 「書面」とは、発行年月日が	2) 工事請負: 議会編集 公共民宅: 5) 愛知県健: ものを適用する。0! のある場合は、共に; 「電気設備工事指定: の1)から5)まで。 いに対するもの) 仕様書	契約書 建設工事共通仕 察工事品質管理 印のない場合は 適用する。 質材」及び「機	様書(令 要領 、※印の 械設備コ	·和4年)ついた	E度版)		
	「書面」とは、発行年月日が		兼書 (「機材の				による	
1.1.2 用語の定義	又は名を記すだけでもよいも	記載され、記名され						を併記せず、氏
1.1.3 官公署等への届出手続	等* 工事の着手、施工、完成に当	たり、関係官公署そ	の他の関係組織	への必要	な届出	手続	等を遅滞	なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上のコ に、工事実績情報の登録を、 に従って)受けた上、行う。 を、監督職員へ提出する。	その内容について監	腎職員の確認を	(JACIC	の様式	「登録	いための)確認のお願い」
1.1.7 関連工事等の調整				建 電	給	ガ	外 汚	Т
			工事区分		排		水処理	
	項目			築 気	水	ス	構場	
	機 械 排	水 基	礎 枡	* *	*		* *	_
		引き管共		*	*		* *	+
	フロアードレイ		イン	*			*	_
	照明器具分化粧キャ	<u> 明 及 び 補</u> ビ ネ ッ	強ト	*	*			+
	ク ー ラ ー			*	1			
	居室・浴室・			*				
	一 杭 頭 処 理 設 備 ス リ		強 入	*	*	*	*	+
	設備スリー	- 18	強	*	**	**	*	→
		- ブ 防 水 処	理	*		*	*	1
		、受 水)架計 せ 部 内 装 穴 則	台	* * *	*	*	*	4
	機械室床の穴開			* *	*	*	- ×	
		ロートスイッ			*			1
	同上用リ	レー及び		*				4
	水道用集中	検診配管配	整		*			+
	エレベーター			*	1			†
	エレベーター			*	-			Ī
	この項に該当しないもの及 1):昇降路築造工事、各『ピット内防水工事及』 2):動力用照明用の電源。 昇降路の煙感知器設情	皆出入口の穴開け工 び排水設備工事のこ。 引込み工事及び結線 置工事、遠隔監視メン	事、乗場関係機 とをいう。 □事昇降路ピッ レテナンス用電	器取付後 ト内点検 話配管・	の出 <i>力</i> (用コン 配線コ	/セン [事の	ト設備工ことをい	事、
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原 * 設計図書について監督職員と によるほか「愛知県建設局・ 「愛知県建築局設計変更ガイ (https://www.pref.aichi.j	協議を行った結果、 都市・交通局・建築 ドライン」に定める	設計図書の訂正 司設計変更事務 ところによる。	又は変更 取扱要領	を行う [」(全) 場合() 和7年	の措置は	
1.1.9 工事の一時中止 に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置 1) 契約約款第21条の規定に 管理等に関する基本計画 なお、基本計画書には、 器具等の確認に関するこ 2) 工事を一時中止する場合	より工事の一時中止の 書」(以下「基本計) 中止時点における工 と及び工事現場の維	の通知を受けた 画書」という。 事の出来高、職 寺・管理に関す	場合は、)を提出 員の体制 る基本的	「工事」 し、列 」、労働 」事項を	事一時で 発注者の 動者数、 と明らえ	中止に伴 の承諾を 搬入材	う工事現場の維持 得るものとする。 料及び建設機械
<工事関係図書>	A オー東は乗っ休日のヤケー	車トナス						
1.2.4 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象に B. 対象となる成果品の作成に 管理情報基チェックリストに 情報共有システムき(情報共有の手引き、 ただし、情報の手引き、 ただドラとの指示がある。 ただが、監督、電子納品明 なお、監督、電子納品報問の ただり、に外別の指示が必要 完了他、電子納品明 たその他、電子納品明、内ち、 下、工事写真の撮影時、内ち、 下、工事写真の撮影事である 日、対対がある要の で、その他、電子納品明、内ち、 下、工事写真の撮影事に、大ち、 1)着工前:工事に先立ち、	ついては、「愛知県・ ://www.pref.aichi. ついては、他の書では、 の根品の。 で、 の表に、 の表には、 ののでは、 ののと、 のの。 ののと、 ののと、 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 ののの。 のののの。 ののののの。 ののののの。 ののののののの。 のののののの。 のののののののの	p/site/cals/d p/site/cals/d p に同様の内容 方にの内容物がある 子員・R 所の又な図書 中関で処理 生んる 環の 変に 変に がして を がして を でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	ensinoh ensinoh に 記 い は り は り る い る と り る り る り る り る り る り る り る り る り る	in.場県の部場に は か は は は は は は に 場場に の 部場に に よりに に よりに に よりに に は に に に に に に に に に に に に に	1 を	照)に基本 (にる事) (にる事) 知部 検 る。 (はな事) 知部 検 る。	づく。ただし、 のとする。 おける情報共有 電子納品運用 する。

2025年10月1日改定 項 目 特 記 事 項 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい 又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル エ事写真の小黒板情報電子化について」 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照) により行うことができる。
 3) 竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない
 なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の表現のにより。 情報共有システム ハルストース・アルファンことが、この。 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」 を利用すること。(https://akjs-ps. aichi-toshi.or. jp/) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有シス テム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) . 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、 別途紙に出力して提出しないものとす 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある 場合は、その指示による。 適用は、でグロバによる。 遠隔臨場の適用: ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・ 適用しない 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建設局)」 (https://www.pref. aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html) に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、 遠隔臨場の実施 監督職員の確認を受けること。 <工事現場管理> 1.3.1 施工管理 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」 1.3.3 電気保安技術者 電気保安技術者:・配置する ※配置しない 1.3.5 施工条件 施工日・施工時間 制限 ルニー・ルニー・ルニー カロス 施工に必要な実日教以外に見込んでいる事項: 準備期間 ・30日 ※() 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※(その他作業不能日 ・(: 日) ※図示による : ※無 ・有(部位別の施工順序 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有() ・無 資機材置場所 置場制限 : ※有(週休2日制工事 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 • 受注者希望 その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 1.3.10 施工中の環境保全等 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関す る条例」による措置・無・有(詳細は図面による) 1.3.11 発生材の処理等 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物:・有(処理方法:) 現場において再利用を図るもの: 規場において再利用を図るもの:
引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。
引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。
PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・
製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 引渡し等 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器、 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
.解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref. aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行う。
. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリ・ブラス」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、コプリ、ブラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。
① 再生資源利用計画書(実施書)(様式2)
工事会下程は「リサイクルガイドライン」に定める事施書(「⑩)の、例の変なれずは、プラスと発展がどの連絡の表生施生。 建設副産物 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコブリス・プラスに登録及び工事登録試 明書を作成し、監督職員に提出する。 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1 . 建設リサイクル伝射9条第1項の対象建成工事によ当りる工事は、十月貨原化等が売りしたとき、同伝射18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再育族化等報告書」を提出すること。 . 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 設 計

IJ	Į I		特	記	事	項	
	再資源化	棄物税が課税* 工事に伴い発生* 以下の資料は・愛知県建設soshiki/ker材一覧htt	する産業廃棄物のうち、 されるので適正に取りま 生する建設廃棄物のうち ト・塊 ※アスファル 次のWebが・ジから入手す 引産物リサイクルガイド isetsu-kikaku/recycle- ps://www.pref.aichi.j 報告書 https://www.pr	及うこと。 、次のものは適 トコンクリートり ることができま ライン実施要綱 guideline.html p/site/aicle/、	正に再資源化施設 を ※建設発生オ す。 https://www.pi 、愛知県あいくる コプリス・プラス ht shiki/kensetsu-l	gへ搬出する。 r材 ・その他(ref.aichi.jp/ 5材率先利用方針、は ttps://fkplus.jaci) bいくる材認定資 c. or. jp jyun. html
2++ VCI >	分別収集 非飛散アスベスト処分	* 愛知県建設副産	用の合理化及び管理の資 室物リサイクルガイドラ スト建材の処分方法:	イン実施要綱	法律」に基づいて 別表3に従い、分	行うこと。 分別収集を行う。)
<材料> 1.4.1	> 環境への配慮	別記2(25)	品等調達方針」(https こ掲げられた一般資材、 D確保、コスト等に留意	建設機械等の選	定に当たっては、	事業ごとの特性、必	公要とされる強度や
1. 4. 2	材料の品質等	めるものとす? * 本工事におい 等不使用」、 ルムアルデヒ	する資材等は、品質が規 る。 て使用する材料のホルム 「ホルムアルデヒドを放 ド系接着剤及びホルムア レデヒドを放散しない材	アルデヒド放散 散しない塗料等 ルデヒドを放散	量等の適用に関す 使用」、「非ホル しない塗料等使用	「る区分は、「F☆☆ レムアルデヒド系接着	☆☆」、「接着剤 膏剤使用」、「非ホ
	再生資源の利用	* リサイクル資本 uploaded/atta * 「愛知県あいっ あいくる材の * 工事皆職員に t 1) あいくる材 * あいくる材 * あいくる材 * あいくる材 * あいくる材 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	オの率先利用を図るため chment/242345.pdfを参 くる材率先利用方針」第 指定があるものについて あいくる材の使用実績	、「愛知県あい 照)を遵守し、 3のAAグルー 、それ以外のも を「リサイクル (8) くる材率先利用	くる材率先利用力 あいくる材をして プ及で使用するり ガイドライン」に 2) あいくる材 皮方針、その他提出	ご認定されている資格 がの認定資材を優先的 なは、監督職員の承託 こ定める次の様式に記 を用実績集約表(様式 は出書類の様式等の資料	才の利用に努める。 りに使用する。 皆を要する。 己入し、電子データ 大9)
<施 工> 1.5.2	> 技能士		べ面積5,000㎡以上の工 食定の職種及び作業の種		レする		
		適用職種	工事種別		事の細分	資格(技能検定に	おけて遅れ佐業)
		週用報性	鉄筋工事		び組み立て		施工技能士
		*	コンクリート工事		型枠		施工技能士
		*	* / / / 1 = 4		ートこて仕上げ アルト防水	1 級左	官技能士
		**	防水工事	シー	ート防水 膜防水	1 級防水	施工技能士
		*		シー	ーリング		
<完成図等	辛>	* その他必要と記	認められる技能検定の職	種及び作業の種	5月 :		
1. 7. 1	完成時の提出図書	* 提出図書: ※	完成図 ※保全に関する	る資料 ※設計図	図(変更設計図を	含む) ・ ()
1.7.2	完成図等	1) 配置図 B. 次の図面を サンド和紙 1) 設計図(3 C. 完成図のCA	類は次のとおりとし、エ 2)平面図・求積図 主督職員の指示によりA 間等品)A 3 版を作成 変更設計図を含む) A D データ ・愛知県電子納品運用ガ	3) その 3版2つ折り製 し、監督職員に 2) 完成図	他(本(合本作成)及 提出する。) なび第二原図(PP(∁用ポリエステル
1.7.3	保全に関する資料		資料 提出部数: ※発注 共用部分): ※提出する)• 溶) 部
< その他 ²	提出書類	1) 使用資材 * 東洋ゴム化工品 受注者は、東洋 用いる場合に 化工品(株)と	品㈱及びニッタ加工品㈱ 羊ゴム化工品(株)、ニッ は、同社が製造するゴム な本面・人事面で関係が のとする。なお必要な品 ものとする。	で製造された製 タ化工品(株)で 製品等に対して ない者)によっ 質証明書は、以	製造された製品や 請負者が指定した て作成された品質 下の試験及び検査	5場合 9材料(以下、ゴム 上第三者(東洋ゴムイ 賃を証明する書類をお	と工品(株)、ニッタ 是出し、監督職員の
		熱老化試験 圧縮永久ひ	試験名の試験(常態試験)ずみ試験	硬さ、比重、 熱老化前後で 引張強度、何 圧縮による死	美留歪み		
		製品検査	- 老/アトスロ歴3.1 明事44	外観、寸法、		△で払ってす 301	・制旦不白笠が如明
	火災保険等	した場合に受済 * 保険の期間は、	三者による品質証明書類 主者の契約不適合責任が 工事の目的物の引渡し の種類は、建築工事事務	免責されるもの 日までとする。	ではない。 (特に定めのない	、限り契約上の完成期	期日経過後14日間と
	法定外の労災保険の付保 常備図書	り、保険金受 マ*本工事におい *工事現場には	収入(被保険者)は受注 て、受注者は法定外の労 次の図書を常備する。 役工事共通仕様書〔令和	者とする。 災保険に付さな	ければならない。		
	建設業退職金共済制度	公共建築設位 * 本工事に関わる を提出しなけれ	スエ事共通[1代を音 (予和 備工事標準図 (機械設備 る自社及び下請負会社の ればならない。制度を使 速やかに掛金充当実績総	江事編)〔令和 中にこの制度を 用しない又は証	4年版〕 (以下 使用する者がある 紙を購入しない場	「標準図」という) 5場合は、同制度に加 場合は、理由書等を加	叩入し、掛金収納書

2025年10月1日改定 事 項 南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時 発表時の対応 情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び 情報」発表時の別次列応にファイス、文は有は、総称的に心疾関連情報が以来にある。 エデザンを実わ及び 依設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する 安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を 参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる(豊橋市・田原市・南知多町) ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない ・ さまれない 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 各種調査への協力 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をするこ ・本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力 しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、 工事コスト調査の協力 本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得るこ 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: 光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任 ・要する ※要しない 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別 内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、 工程表·請負代金内訳書 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示するこ 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工 騒音·振動対策 する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械 については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機 建設機械名: 作業名: 建設機械名: 排出ガス対策型建設機械 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン (いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領 (国土交通省総合政策局) の別表1 (1次基準値)) 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)
: 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の 貨物自動車等の車種規制 使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用 抑制に努めるものとする。 特定特殊自動車の燃料 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定 特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油 (ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう) を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等 に関係法令等を遵守させるものとする。 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公 施工体系図の掲示 丁事の下請負 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく 指名停止期間中でない 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置 要件に該当しない者であるこ 施工体制については「施工体制の適定化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 施工体制 現に変更が生したことに行い初たに下版されたものを含む。)の今しを監督城員に使出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、 監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の終式(現場代理人等通知 現場代理人等 書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門 技術者を定めたときも同様とする。 双州者を応じてきる日間様とする。 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任 技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、 並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置 することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した 工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、 監督職員を通じて発注者に提出すること 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWeb^゚ージを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速 やかに提出すること 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての 石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業 作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去 工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の 契約後VE (※ 対象工事 (契約金額が400万円未満の場合を除く。) ・ 対象外工事) とする。 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後 V E 実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ(下記URL参照)に掲載している 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

項目	特 記 事 項
CCUSの活用	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * V E提案の範囲 ※請負者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を (伴うものとする。 [工事全体をV E提案の対象とする場合] ・請負者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する 変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 [工事目的物をV E提案の対象としない場合] ・ () [その他V E提案を求める範囲によって適宜記載する] * V E提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が 主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手まで に工事打合世簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 2章 仮設工事■
< 縄張り、遺方、足場等 > 2.2.4 足場等	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事足場: (幅:・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立で等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、達力作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * 仮囲い に・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板 (H=3.0m) ・波型カラー鉄板 (H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
< 仮設物 > 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所: ・設ける ※設けない * 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 ㎡程度 * 標準仕上げ 1)床: 合板張り又はビニル床シート張り 2)壁、天井: 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1)標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用 器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2)選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係る PR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督
建設現場標識の設置	職員に提出する。 * 建設現場標識: ※設ける(他工事と共同設置を可とする) ・設けない 《建設現場標識 共同設置の例》 エ 事 名
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	■建築編 3章 土工事■ * 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・() [表3.2.1] 工法 ・水締め ・機器による締固め * 建設発生土の利用指定: ※無 ・有 () からの建設発生土を利用する
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 * 建設発生土の処理 ・ 構外処理 ・ 構外般出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称 (所在地): (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出条件 (土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報): ・ 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
< 試験及び報告書> 4.2.4 地盤の載荷試験	■建築編 4章 地業工事■ * 平板載荷試験: ・実施する ・実施しない * 試験位置 : ※図面による

2025年10月1日改定 項 目 事 項 試験の方法 : (公社) 地盤工学会基準による 報告書の記載事項等: (公社) 地盤工学会基準による | 砂利地業に使用する砂利 : ・再生クラッシャラン ・切込砂利 ・切込砕石 ・ (
| 砂地業に使用する砂 : ・山砂 ・川砂 ・砕砂 ・ ()
| 床下防湿層に使用する材料: ※ポリエチレンフィルム (厚さ0.15mm以上) ・図面による ・ (4.6.2 材料 463 砂利及び砂地業 厚さ: ・60mm ・ () mm ・図面による ・捨コンクリート厚さ : ・50mm ・ () mm ・図面による ・強度 : ・18N/mm² ・ () N/mm² スランプ : ・15cm ・18cm 4.6.4 捨てコンクリート地業 防湿層: ※適用する(範囲:図面による) ・適用しない 4.6.5 床下防湿層 ■建築編 5章 鉄筋工事■ <材 料> 5.2.1 鉄 筋 : 鉄筋 ※JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図面による 5.2.2 溶接金網 鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径: ※図面による ・() (加工及び組立)
5.3.2 加 工 90°未満の折曲げ内径直径: 鉄筋継手: ※ 重ね継手 (D16以下) ※ガス圧接継手 (D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 鉄筋の定着方法: ※折り曲げ定着方法 ※図面による ・機械式定着 ・ () 5.3.4 継手及び定着 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔*鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : ・表5.3.6による ・図面による ・(各部の配筋: ・図面による ・(5. 3. 7 各部配筋 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が 発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験* 抜取試験: ※超音波探傷試験 • 引張試験 <機械式継手> 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による・(5.5.3 工法 5.5.5 施工完了後の継手部の試験* 施工完了後の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法: ※紹音波測定試験(試験項目及び試験方法: 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による・ (<溶接継手> 5.6.3 工法 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき: ※図面による・(5.6.5 施工完了後の継手部の試験*施工完了後の試験・外観試験(試験項目及び試験方法: ※超音波測定試験(試験項目及び試験方法: * 試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による・(■建築編 6章 コンクリート工事■ <共通事項> 6.1.2 基本要求品質 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布) 切に実施できる工場から選定しなければならない。 <コンクリートの種類及び品質> . 2.1 コンクリートの種類 コンクリートの種別: ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 [表6.2.1] 通用箇所及び施工時期: ※図面及び監督職員と協議による 気乾単位容積質量による種類: ※普通コンクリート ・軽量コンクリート 国土交通大臣認定コンクリート (建築基準法第37条第2号) 設計基準強度 (Fc): ・普通コンクリート () N/mm² ・軽量コンクリート () N/mm² ・図面による 6.2.2 コンクリートの強度 (設計基準強度の基準値:普通コンクリート48N/mm2以下、軽量コンクリート27N/mm2以下) * コンクリートの荷卸し地点によるスランプ: ※表6.2.2による ・() 6.2.4 ワーカヒ゛リティー及びスランプ ・合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別: ・A種 ※B種 ・C種 「表6.2.4] 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り コンクリートの仕上がりの平たんさの種別: ・a種 ・b種 ・c種 [表6.2.5] <コンクリートの材料及び調合> 6.3.1 コンクリートの材料 セメントの種類: ※普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント 適用箇所 高炉セメント B種: (外構 小規模構造物) 設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号

設 計

I	頁 目	特 記 事 項
		フライアッシュセメントB種: * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材: ・ 使用する ※ 使用しない
		* 混和剤 種類: ・AE剤 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 ・() ・使用しない * 混和材 種類: ・フライアッシュ(I 種) ・ フライアッシュ(II 種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張剤
	コンクリートの調合	* 構造体強度補正値 (S) : ・図面による ※表6.3.2による * 6.3.2(イ) (f) ①~③以外の混和材料: 使用方法 () 使用量 ()
6. 5. 4	塩化物量及びアルカリ総量 の工事現場内運搬並びに 打継ぎ	* アルカリ総量: 3.0kg/m ³ 以下とする。 打込み及び締固め> * 打継ぎの位置 梁及びスラブ: ・図面による ※そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・ () 柱及び壁 : ・図面による ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・ () * 目地寸法: ※図面による ・ ()
<養生 6.7.2 <型枠	湿潤養生	* 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間: () 日以上
6.8.1	型枠一般	* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む)の打増し厚さ: ※図面による * ひび割れ誘発目地: 位置 () 形状 () 寸法 () mm
6.8.2	材料	* せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 : ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合: ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による ・図示による ・ せき板 合板の場合 種別 : ・6.8.2(2)(7)によるもの ※6.8.2(2)(4)によるもの ・ () 合板の厚さ : ※12mm ・ () mm * 断熱材を兼用した型枠材 : ・使用する(使用箇所: ()) ・使用しない * MCR工法用シート : ・使用する(使用箇所: ()) ※使用しない
,	ンクリート> 一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による
6. 10. 2	種類及び品質	* 軽量コンクリートの種類: ・1種 ・2種 気乾単位容積質量: [表6.10.1] * スランプ: ※21cm ・図面による ・ ()
	ンクリート> 一般事項	* 適用期間: ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 ・ ()
	材料及び調合 ンクリート>	* 構造体強度補正値 (S) : ※6.11.2(3)(7)による ・積算温度を基に定める ()
	材料及び調合	* 構造体強度補正値 (S) : ※ 6N/mm ² · ()
<共通事	項>	■建築編 7章 鉄骨工事■
	鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、㈱日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード: ・S ・H ・M ・R
7.1.4 <材料	施工管理技術者	* 施工管理技術者: ※必要 ・不要
7. 2. 1	鋼材	* 鋼材の材質、形状及び寸法: ※図面による ・ () [表7.2.1]
7. 2. 2	高力ボルト	* 種類: ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・図面による * ねじの呼び : ※図面による ・ ()
7. 2. 3	普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等: ※表7.2.3 ・図面による ・ () * ねじの呼び : ※図面による ・ ()
7. 2. 4	アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ () * 建方用アンカーボルトの種類: ※図面による ・ () * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度: ※表7.2.3による ・ ()
7. 2. 5	溶接材料	* 溶接棒等 (表7.2.4) 、シールドガス以外の材料: ・図面による ・ ()
7. 2. 6	ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴 : ※割枠式 ・図面による ・ () 建築用ターンバックルボルト: ※羽子板ボルト ・図面による ・ () * ねじの呼び: ※図面による ・ ()
7. 2. 7	床構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状及び寸法 : ※図面による ・ () * (1)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法: ※図面による ・ ()
7. 2. 8	スタッド	* 種類等: ※図面による ・ ()
7. 2. 9	柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル: ※使用する ・使用しない ・図面による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等: ※7.2.9(2)(7)~(エ)による ・ ()
7.2.10 <工作一般	材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験: ※実施する ・実施しない
7. 3. 2	工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等:※図面による ・ ()
7. 3. 8	ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径: ※ねじの呼び径+1.0mm ・図面による ・ ()
7. 3. 10	仮 組	* 仮組: ・実施する ※実施しない
		I

	項目		Ą	特	記	事	項		
<高力ボ 7.4.2	ルト接合> 摩擦面の性能及び処理	* すべり試験: ・実施す * 試験の方法:	トる ※実施		式験片の摩擦	面の状態:			
7. 4. 7	締付け	* JIS形高力ボルトを ボルトの長さがねじの)ナット回転	量:			
<溶接接 7.6.3	合> 技能資格者	* 溶接技能者に対する技	量付加試験:	実施する	※実施した	ない			
7. 6. 4	溶接の準備	* 開先の形状: ※図面に	こよる ・ ()					
7. 6. 7	溶接施工	* 鋼製エンドタブを切断 切断面の仕上げ: ※がラインダー仕上げ[* * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付 スカラップの形状: ※	且さ100μmRz和 合せ溶接 低	星度以下、/ッ 応力高サイク	チ深さ1mm程月	度以下] ・	図面による・)
7. 6. 12	溶接部の試験	* 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕 「鉄骨精度検査基準」 * 完全溶込み溶接部の超 工場溶接の場合 平均 检查	の付表3「溶射 音波探傷試験 出検品質限界	妾」に関する ὰ: ※実施す └(AOQL) : ・	試験方法等 る ・実施し 2.5% ※4	しない !%	法等: ・図面に : ・図面に 4水準 ・第5水準	よる・()
<錆止め 7.8.2	塗装> 塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する * 耐火被覆材の接着する)))範囲 ・図面に	よる・()
7. 8. 4	塗料種別	* SRC造の鋼製スリーブで * 耐火被覆材の接する面					表18.3.1のA種 ・塗装しない	• ()
<耐火被 7.9.2	覆> 耐火被覆の種類等	* 種類、材料及び工法等	: ※図面に	よる ・ ()			
7.9.3 <工事現		* 耐火被覆の耐火性能:	※図面によ	る・()			
7. 10. 3	アンカーボルトの設置	* 構造用アンカーボルト * アンカーフレームの形 * 建方用アンカーボルト * 柱底均しモルタル 厚	状・寸法: の保持及び埋	※図面に	よる ・ (※A種 ・Bf	重 ・C種 ∷ ※A種)) ·B種		₹7. 10. 1] ₹7. 10. 2]
<軽量形 7.11.2	鋼構造> 施 工	* ボルトの接合方法: ※	※図面による	• ()				
<溶融亜 7.12.5		* 摩擦面の処理方法等: * ボルトの長さがねじの) ん酸塩処理) ナット回転) •	図面による	
		■建築編 8章 コンクリ	ートブロック	・ALCパオ	ペル及び押出	成形セメン	ト板工事■		
<補強コ 8.2.2	ンクリートブロック造> 材 料	・ * ブロックの種類、モデ	ュール呼び寸	法、正味厚さ	· · 図面	こよる			
8. 2. 3	モルタルの調合	* 調合: ※ 8.2.3(ア)	~(イ)による	•	()			
8. 2. 5	鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋: ※図面に	こよる ・ ()					
8. 2. 7	ブロック積み等	* 目地仕上げ ・8.2.	7(6)(ア)によ	3 · 8.2.	7(6)(イ)によ	る			
8. 2. 8	モルタル及びコンクリ ートの充填	* 充填するブロックの範	囲: ※図面	iによる ・	()			
< コンクリート 8.3.2	ブロック帳壁及び塀> 材料	* ブロックの種類、モデ * 化粧有ブロック(塀の							
8. 3. 4	鉄筋の加工及び組立て	* 壁鉄筋の継手、定着及 * 各部の配筋: ※図面に			※図面に	よる・	()		
<共通事	佰丶	■建築編 9章 防水工事	-						
		* 防水の保証期間は、工	事目的物引き	渡しの日から	マルタル防	i水5年、そ	の他防水10年とす	-る。	
9. 2. 2	アルト防水> 材料	* 改質アスファルトルーワィングシート * 部分粘着層付改質アスファ * 押え金物の材質及び形 * 肺熱材(屋根保護防水 * 断熱材(屋根の出防水 * 施網用シート 材料(屋根の1.15 材料(屋根保部 ※ポリェチレンフィルムt=0.15 材料(屋根保部 ※ 乾式保護材(立上り部	ルトルーフィング・シート 状寸法: ※: 断熱工法) 「 断熱工法) 「 未 議防水密着」 mm以上 ・ ポ 養防水密着所が などしい、ポリエチ でと、ア	 種類及び厚アルミニア アルさ 厚類、 厚型類、 屋根、 屋田は、 屋田は、 屋田は、 屋田は、 屋田は、 屋田は、 屋田は、 屋田は	』さ:※表9. L-30×15× ・ (・ (護防水絶縁〕 保護防水絶縁〕 したフラットヤー	2.5~表9.2. 2.0(mm) ・) ・) ・ 工法): 平織りしたフラ 素断熱工法) シクロス(70g/s	.8による ・ (() 図面による 図面による) • 図面	
		* 丸八休護村(立上り部 * れんが(立上り部保護				1			
				設計事務所名			工事名称		図面番号
				建築士登録番号	÷			縮尺	
			40	建築士氏名	設計				
			検図	製図	〇年〇月		愛知県建築局公共級	建築部公営住宅 記	果

京美国の経過が立た。 株主の両方の上記、特別:米田田上よる (:	項 目	特 記 事 項
F-100 1日巻 音 形	9. 2. 3	防水層の種別及び工程	* 立上 9 部における保護工法: ※図示による ・ () * 屋根保護防水密着断熱工法 又は 屋根保護防水絶縁断熱工法 立上 9 部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ※図示による ・ () * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.2.7] 脱気装置 種類、設置数量: ※ルーフィング類製造所の指定 ・ () * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量: [表9.2.8] 脱気装置 種類、設置数量: ※ルーフィング類製造所の指定 ・ ()
() 会面による ()	9. 2. 4	施工	E-1の工程3 ※ 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用 ・行わない ・図面による * 下地 モルタル塗 適用箇所: ・() ・図面による * 立上り ※コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種] ・ () ・図面による * ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法):
奥上林永徳 四面による ()	9. 2. 5	保護層等の施工	・ () ・ 図面による * 立上り部の保護: ・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・モルタル押え (屋内等)
** ゴムアスファルト系動販が水の種別		ム系塗膜防水及びゴムアスファ	* 屋上排水溝: ・図面による ・ () ルド系塗膜防水> * ウレタンゴム系塗膜防水の種別: ・絶縁工法 ・密着工法 ・図面による * ウレタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量: MOCA非含有材 [表9.5.1] ・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・ ()
(ウケイ酸質系含布防水> 9.6.4 施 工 (中の大きの映成) 9.6.4 施 工 (中の大きの映成) 9.7.2 材 料 9.7.2 材 料 9.7.4 施 工 (中の大きの映成) 9.7.4 施 工 (中の大きの呼吸) 9.7.4 施 工 (中の大きの呼吸) 9.7.4 施 工 (中の大きの呼吸) 9.7.4 から (中の大きの呼吸) 9.7.4 から (中の大きの呼吸) 9.7.4 から (中の大きの呼吸) 9.7.4 から (中の大きの呼吸) 9.7.4 施 工 (中の大きの呼吸) 9.7.4 から (中の大きの呼吸) 9.8.3 施 工 (中の大きの呼吸) 9.8.3 施 工 (中の大きの呼吸) 9.8.3 施 工 (中の大きの呼吸) 9.9.2 材 料 (中の大きの呼吸) 9.9.2 が 料 (中の大きの呼吸) 9.9.2 が 料 (中の大きの呼吸) 9.9.3 目地寸法 (中の大きの呼吸) 9.9.3 目地寸法 (中の大きの呼吸) 9.9.3 目地寸法 (中の大きの呼吸) 9.9.3 目地寸法 (中の大きの呼吸) 9.9.3 日地寸法 (中の大きの呼吸) 9.9.3 日本 (中の大きの呼) 9.9.3 日本	9, 5, 4	施工	* ゴムアスファルト系塗膜防水の種別 : ・Y-1 ・Y-2 ・図面による [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層の仕様 : ・図面による
9.7.2 材料 9.7.2 対解 1. * トルーフドレン: ・FBF系象膜肺水用ルーフドレン ・跨鉄製 ※図面による ・ () 根太が射儀、寸法及び防腐・防線处理: ・図面による ・ () 根太の射儀、寸法及び防腐・防線处理: ・図面による ・ () の	<ケイ酸	質系塗布防水>	* 防水層下地の立上り: ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ・ () * 9.6.4(2)(/)(ヴ)以外の下地処理: ・図面による ・ () * 防水層の下地 壁、天井部:※コンクリート打放し仕上げ(表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種)・ ()
8 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防癌・防蟻処理: ・図面による ・ () 根太の樹種、寸法及び防癌・防蟻及び防虫処理: ・9.7.4(2)(9)による ・図面による ・ 原名12mm ・ ()			
9.8.2 材料 ** 防水テーブ 両面粘着防水テーブの幅: ・50mm幅以上のもの(傷やしわがないもの) ・図面による 9.8.3 施 エ			* 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防腐・防蟻処理: ・図面による ・ () 根太の樹種、寸法及び防腐・防蟻及び防虫処理: ・9.7.4(2)(f)による ・図面による 構造用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による ・厚さ12mm ・ () 下地用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等: ・図面による ・厚さ12mm ・ () 質 留付け間隔: ・150mm程度 ・図面による ・ () 木ねじ 留付け間隔: ・150mm程度 ・図面による ・ () 防火板の設置: ・適用する (種類) ・適用しない * 防水層の下地 平場の勾配: ・1/100以上 ・図面による ・ () * 防水端部の処理 水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層の取合い: ・図面による ・ ()
・図面による・() 9.9.2 材料 * シーリング*材の種類及び施工箇所: ※種類は被着体に応じたものとし [表9.9.1] を標準とする ・図面による * シーリング材の計算 9.9.3 目地寸法 9.9.5 シーリング材の試験			
※種類は被着体に応じたものとし [妻9.9.1] を標準とする ・図面による * シーリング材表面仕上 ・仕上げなし 9.9.3 目地寸法 * シーリング材表面仕上 ・仕上げなし 9.9.5 シーリング材の試験 * 接着性試験 ・引張接着性試験 ■建築編 13章 屋根及びとい工事■ * 長尺金属板章> 13.2.2 材 料 ・長尺金属板の種類に応じた板及び3/40の種類:※JIS G 3322の屋根用1/4 (塗膜の種類: 厚さ:) ・ 塗膜の耐久性の種類。めっき付着量、厚さ等・・図面による・ () ・ でアスファルトルーフィング40 ・ 改質アスファルトルーフィング9/40 ・ 改質アスファルトルーフィング9/40 ・ 改質アスファルトルーフィング9/40 ・ 改質アスファルトルーフィング9/40 ・ 改質アスファルトルーフィング9/40 ・ 改質アスファルトルーフィング9/40 ・ 改質アスファルトルーフィング40 ・ 改賞アスファルトルーフィング40 ・ 改賞アスファルトルーフィング40 ・ で選集基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根善形式:※図面による ・ () ・ 接集基法に応じた章板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等:※図面による ・ () ・ 横葉の場合・・ つかみ込み納め ・ けらば包み納め ※図面による * 雪止め・・ 設ける ※設けない ***********************************			
* 接着性試験: ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ■建築編 13章 屋根及びとい工事■ * 長尺金属板章 > 13.2.2 材 料 * 長尺金属板の種類に応じた板及び34の種類: ※JIS 6 3322の屋根用34(塗膜の種類: 厚さ:) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等: ・図面による ・ () * 下音材料(釘又はステーブルが打てる下地の場合): ・アスファルトルーフィング・音材 (・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ) 13.2.3 工 法 * 屋根葺形式: ※図面による ・ () * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根葺形式に応じた章板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等: ※図面による ・ () * 横葉の場合 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※図面による ・ () * 横章の場合 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※図面による ・ () * 横葉の場合・・つかみ込み納め ・ では色み納め ※図面による ・ () * 大種等 ・配管用鋼管 ・排水管維手 ・硬質ボリ塩化ビニル管 ・硬質ボリ塩化ビニル管維手 ・ルーパ・レン・硬質塩化ビニル雨どい ・ ステンレス鋼板 ・ とい緊結用鋼線 ・ 表面処理鋼板 (耐酸被覆鋼板) ・ 表面処理鋼板 (耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類:) * とい受金物及び足金物 材種: ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・ () * 防露巻き(鋼管製とい): ※表13.5.4による ・ () ■建築編 14章 金属工事■	9. 9. 2	材料	※種類は被着体に応じたものとし「表9.9.1」を標準とする ・図面による
■建築編 1 3章 屋根及びとい工事■	9. 9. 3	目地寸法	* シーリンク *材の目地寸法: ※ 9.9.3(1)(7)、(4)、(ウ)による ・ ()
	9. 9. 5	シーリング材の試験	*接着性試験: ※簡易接着性試験 ·引張接着性試験
* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根育形式に応じた責板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等:※図面による ・ () ・ 検費の場合 ・ つかみ込み納め ・ けらば包み納め ※図面による * 質止め: ・ 設ける ※設けない * す止め: ・ 設ける ※設けない * 材種等 ・ 配管用鋼管 ・ 排水管継手 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板) ・ 表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類:) * をい受金物及び足金物 材種: ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・ () 形状、取付け間隔: ※図面による ・ () * 防露巻き(鋼管製とい): ※表13.5.4による ・ ()			* 長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類: ※JIS G 3322の屋根用コイル(塗膜の種類: 厚さ:) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等: ・図面による ・ () * 下葺材料(釘又はステープルが打てる下地の場合): ・アスファルトルーフィング940
13.5.2 材 料 * 材種等 ・配管用鋼管 ・排水管継手 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ルーフトンレ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法: * 屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等: ※図面による ・ () * 横葺の場合 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※図面による
■建築編 14章 金属工事■ <表面処理>			・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用銅線 ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板) ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類:) *とい受金物及び足金物 材種: ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・ ()
<表面処理 >	13. 5. 3	工 法	* 防露巻き(鋼管製とい): ※表13.5.4による ・ ()
	<表面机	理>	■建築編 14章 金属工事■
<u> </u>			* 表面処理の種別: ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1]

本			2025年10月1日改定	
(4.2.2) 常田の面和のつち (2.4.5.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	ŋ	***		
 《日産教育学 1992年 《フルス・フィー・アウロ地グ・ボードで通信 (フルス・フィー・アウロ地グ・ボードで通信 (15.2.6.2.2.2.4.1.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2		合金の表面処理		
14.5.3 野球皮が中部	14.2.2 < 軽量鉄管		* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ・図面による [表14.2.2]	
大学			* スタッド、ランナの種類: ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.5.1による ・ ()	
15.2.6	/ Tub \		■建築編 15章 左官工事■	
本土り 円 池	15. 2. 5	せっこうボードその他の ボード下地	* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ: ・図面による ・ () 木質系セメント板の種類、厚さ : ・図面による ・ ()	
 《モルタル: 現場調合材料 ・図画による ・	15. 2. 6	こまい下地	* 耐力壁の指定がある場合: ・図面による	
15.3.2 所 料 * モルタル・・現場所付料・・図商による * ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			* 木ずり用小幅板の樹種: ・杉[心去り材] ・ () ・図面による	
(化上塗材化上げ) 15.6.2 材 科 (仕上げの形状: ゆず揚水 ※四面は、4.0mを埋 () (表15.6.1) (仕上げの形状: ゆず揚水 ※四面は ・ (金)) (表15.6.1) (仕上げの形状: ゆず揚水 ※四面は ・ (金)) ・使用しない ** (世上 ・) の状け ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	15. 3. 5	工 法	* 種類: ※押し目地 ・ () ・ 図面による	
世上げの形状: ・かず現状 奈田の法 ・の無処理 ・ () 工法・映析け、ローラー線) - こて後) ・ で使用する () ・ 使用しない * 複雑仕上鏡材の上鏡材 * 2 ・				
# 外装厚塗材の上部材	15. 6. 2	州	仕上げの形状:・ゆず肌状 ※凹凸状 ・凸部処理 ・ () 工法:・吹付け ・ローラー塗り ・こて塗り ・ () ・ 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材:・使用する () ・使用しない * 複層仕上塗材の耐候性: ・耐候形 () 種	
※製造所の仕様による(事前に施工計画書を整督職員に提出し承諾を受ける)・() *		軽量骨材仕上塗材	溶媒:・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 外観:・つやあり ・つやなし ・メタリック * 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材:・適用する ・適用しない * 外装厚塗材Cの上塗材(セメトメタッコ以外の場合): * 軽量骨材仕上塗材の吹き付けによる天井等の仕上工事は次による。	
(7.0.2 世能等 ** ** ** ** ** ** **	15. 6. 6	工 法		
* 建具の品質及19性能:※製設所の仕様による		1.) #u/+ P >	■建築編 16章 建具工事■	
# アルミニウムの表面処理:			* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.2.1] ・ A種 ・ B種 ・ C種(枠の見込み寸法:) ・ 図示による * 外部に面する建具[木下地] [表16.2.2] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法 () * を必能の種類・ ※シルバー ・ブロンズ ・ ()	
* 内付け建具: ・適用する ・適用しない * 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地]	16. 2. 4	形状及び仕上げ	* アルミニウムの表面処理: 種別 ・図面による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1]	
* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] (表16.3.1] ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 特の見込み寸法() (表16.2.2] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 特の見込み寸法() (表16.2.2] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による ・ (* 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級: ・ 図面による ・ (* 竹一 1 ・ T - 2 * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の膨高性の等級: ・ H - 4 ・ H - 5 ・ H - 6 ・ () ・ H - 7 ・ H - 8 ・ 図面による ・ () ・ (16. 2. 5	工法		
・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 枠の見込み寸法(
16.3.4 形状及び仕上げ <鋼製建具> 16.4.2 性能及び構造 * 玄関ドアの品質及び性能: ※製造所の仕様による ・ () * 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級: ※気密性A - 3、水密性W - 1 ・ () [表16.4.1] * 耐風圧性の等級 (外部に面する建具): ・S - 4 ・S - 5 ・S - 6 (適用箇所: 階以上) * 遮音性の等級:	16. 3. 2	性能及び構造	<td <td<="" td=""></td>	
 (4鋼製建具> 16.4.2 性能及び構造 * 支関ドアの品質及び性能: ※製造所の仕様による ・ () () () () () () () () () (16. 3. 3	材 料	* ガラス: ※複層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ・ ()	
* 玄関ドアの品質及び性能: ※製造所の仕様による・() * 玄関ドアの品質及び性能: ※製造所の仕様による・() () * 商易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級: ※気密性A-3、水密性W-1・() [表16.4.1] * 耐風圧性の等級(外部に面する建具): ・S-4・S-5・S-6 (適用箇所: 階以上)			* 表面色: ・標準色 ・特注色	
設計事務所名 工事名称 図面番号 建築士登録番号 建築士氏名 検 製 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課			* 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級: ※気密性A-3、水密性W-1 ・ () [表16.4.1] * 耐風圧性の等級(外部に面する建具): ・S-4 ・S-5 ・S-6 (適用箇所: 階以上) * 遮音性の等級: 内面変形追随性の等級:	
建築土登録番号 縮尺 建築土氏名 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課	16. 4. 3	材料	* 点検口の類のくつずりの材料・図面による・()	
建築土登録番号 建築士氏名 検 製 要知県建築局公共建築部公営住宅課 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「対 「			設計事務所名 工事名称 図面番号	
検 製 設 計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課				
(例)				
			快 聚	

:		特 記 事 項	
16. 4. 4	形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ: ・表16.4.2による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下) ※図面に *くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板を用いる場合) ・図面による ・ ()	
16.4.6	標準型鋼製建具	* 形式及び寸法 ・図面による ・ ()	
<鋼製軽 16.5.2	生能等	* 簡易気密型ドアセット (気密性: A-3): ・適用する ・適用しない ・図面による ・ (* 防音ドアセット、防音サッシ: ・適用する (遮音性等級:) ・適用しない ・図面に、	
16. 5. 3	材料	* 鋼板類の種類: ・図面による ・ () * 召合せ、縦小口包み板等: ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金	
16. 5. 4	形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ: ・表16.5.1による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下) ※図面に	こよる
	レス製建具> 材 料	* ステンレス鋼板: ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・図面による ・ ()	
16. 6. 4	形状及び仕上げ	* 表面仕上げ: ※HL ・ ()	
	工法	* 曲げ加工: ※普通曲げ ・角出し曲げ	
<建具用 16.8.2	型物グ 材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質:	
16. 8. 3	取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置: ・図面による ・()	
16. 8. 4	鍵	* その他錠前の種別:・サムターン付シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠(・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)) * タンブラー類の本数: ※6 本以上 ・ () * 鍵: ※図面による ・3 本1組とし、室名札を付ける 鍵箱:・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけて提出する。 * マスターキー:・製作する () ・製作しない	• ()
<ガラス 16. 14. 2		* ガラスの種別及び厚さ: 図面による * ガラス留め材: ・シーリング材 ・ガスケット ・図面による * アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットの用途による区分 ※グレイチングチャンネル (アルミニウム製建具に用いる引違い及び片引き障子の場合)・()
16. 14. 3	ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ:※建具の製造所の仕様による ・図面による ・ ()
<素地ご	しらえ>	■建築編 18章 塗装工事■	
18. 2. 2	木部の素地ごしらえ	* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別: ・A種 ※B種 ・() * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別: ※A種 ・B種 ・()	[表18.2.1] [表18.2.1]
18. 2. 3	鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り以外) : ・A 種 ・B 種 ※C 種 * 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り) : ・A 種 ※B 種 ・C 種	[表18.2.2] [表18.2.2]
18. 2. 4	亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別: ・A種 ・B種	[表18.2.3]
18. 2. 5	モルタル面及びプラスター面 の素地ごしらえ	* 種別: ・ A種 ※ B種	[表18.2.4]
18. 2. 6		* 種別: ・A種 ※B種【コンクリート、ALCパネル面】【ただし耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による】 * 種別: ・A種 ・B種【押出成型セメント板面】 ・図面による	[表18.2.5]
18. 2. 7		* 目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別: ※A種 ・B種 * その他のボード類の素地ごしらえの種別: ・A種 ※B種	[表18.2.7] [表18.2.7]
<錆止め18.3.2	塗料塗り> 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別[つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]: ・A種 ※B種 * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料[合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]: ※A種 ・B種 ・C種	[表18.3.1] [表18.3.2]
18. 3. 3	錆止め塗料塗り	* 見え掛り部分の鉄鋼面鯖止め塗料塗りの種別: ※A種 ・B種 * 見え隠れ部分の鉄鋼面鯖止め塗料塗りの種別: ・A種 ※B種 * 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別: ※A種 ・B種 * その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別: ・A種 ※B種	[表18.3.3] [表18.3.3] [表18.3.5] [表18.3.5]
<合成樹 18.4.2	脂調合ペイント塗り(S0P)> 木部SOP塗り	・ * 種別 屋外: ※A種 ・B種 屋内: ・A種 ※B種	[表18.4.1]
18. 4. 3	鉄鋼面SOP塗り	* 種別: • A種 ※B種	[表18.4.2]
18. 5. 2	ラッカー塗り(CL)> クリヤラッカー塗り	* 種別: ・A種 ※B種 着色(A種の場合): ・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤	[表18.5.1]
18.6.2	脂系非水分散形塗料塗り NAD塗り ※割除り(PD) >	(NAD) > * 種別: • A種 ※B種	[表18.6.1]
<耐候性 18.7.2	塗料塗り(DP)> 鉄鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級: ・1級 ・2級 ・3級	[表18.7.1]
18. 7. 3	亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級: ・1級 ・2級 ・3級	[表18.7.2]
18. 7. 4	コンクリート面及び押出成形 セメント板面DP塗り	* 種別: ・ A種 ・ B種 ・ C種	[表18.7.3]
<つや有 18.8.2	合成樹脂エマルションペイント塗	 v (EP-G) > * 種別: ・A種 ※B種	[表18.8.1]
18. 8. 4	鉄鋼面EP-G塗り	* 種別: · A種 ※B種	[表18.8.3]

	I						2025年10月1日改定						
項目		#	寺	it .	事	項							
<合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) 18.9.2 EP塗り	> * 種別: ・A種 ※B種			_			[表18.9.1]						
< ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) > 18.10.2 UC塗り	* 種別: · A種 ※B種						[表18.11.1]						
<ステイン塗り(0S)> 18.11.2 ステイン塗り	* 塗料: ・ ()	• 図页	面による				[表18.12.1]						
	 ■電気編 1編 一般共通工	事■											
	 ■電気編 2章 共通工事■												
<塗装工事> 2.7.1 一般事項	* 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は												
< 字(器) for □□ >	原則として塗装する。 * 色合等: ・() ・図面による * 塗料の種別、塗り回数: ※表2.7.1による ・() ・図面による * 溶融亜鉛めっきの種別: ※HDZ35 ・()												
<耐震処置> 1.5.1 耐震処置	* 設計用標準震度:												
<スリーブ工事> 2.9.1 一般事項	* スリーブの材料及び仕様: ・表2.9.1による ・図面による ・() * 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鋳鉄管: ・図面による ・()												
<インサート> 2.10.1 一般事項	* インサートの許容引抜荷重: ※表2.10.1による ・図面による ・()												
	■電気編 2編 電力設備工	事■											
	■電気編 1章 機 材■												
<電線保護物類> 1. 2. 9 ケーブルラック	* 形式等: ・標準図 (電) * 接地端子座の形状等:				図面によよる図面によ)						
<照明器具> 1.4.2 構造一般	* 照明用ポール: ・配線月	用遮断器(引	外し装置な	し)設置	・カットアウ	トスイッチ (素	≷通しヒューズ)設置						
<分電盤> 1.7.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別 その他、特に腐食等を考				図面による								
1.7.6 器具類	* 積算計器: ※計量法に。 * 低圧用SPD 低圧用S 低圧用S	PDクラスⅡ		表1.7.12に。	よる ・ ()							
<接 地> 1.17.1 接地端子箱	* 形式等: ※図面による)										
<共通事項> 2.1.1 電線の接続	■電気編 2章 施 エ■ * 屋外の高圧架橋ボリエチレンネ ・行う ・行わない ・		互の接続又は	は端末処理を	行う場合の複	披覆の伸縮対策	:						
	金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細: ※図面による ・ ()												
<バスダクト配線> 2.9.2 バスダクトの敷設	* エキスパンションバスダクト: ・設ける ・設けない ・図面による ・ ()												
<地中配線> 2.12.3 マンホール及び ハンドホールの敷設	* マンホール、ハンドホー 鉄蓋の構造及び性能:中 * ふたの材質: 鋳鉄製						£\$ ⋅ ()						
2.12.4 管路等の敷設	* 管と建物との接続部 : * 架空配線からの引込み: * 地中配線の標識シート等	※図面に。	tる · ()) しない ・[
2.12.5 ケーブルの敷設	* 埋設標の敷設: ※図面(こよる ・	()									
	■機械編 2編 共通工事■												
	■機械編 3章 保温、塗装		事■										
<保温工事> 3.1.1 一般事項	* 被覆銅管の保温(PS内			・行わない									
<塗装及び防錆工事>			,,,	※行わない	NA HA-	· ~*/ · / · / · ·							
3. 2. 1. 1 一般事項	* 給水管及び排水管(SGP)の		- ト貝囲部分	火い土甲部分	万は、阞筤ア	一ノ杏(1/2]	≛4a∠凹径)とする。						
	■機械編 8編 浄化槽設備	-											
<総 則>	■機械編 1章 一般事項■												
1.1.1 一般事項	* 処理種別: 合併処理 * 処理方式: ※接触ばつ気 ※硝化液循野 * 型式 : ・ユニット型	景活性汚泥力	5式(流入水	50m ³ /目以		・その他()						
	* 処理容量: ()		汚水量:(人槽算定はJIA	A3302-2000による〕						
			設計事務所名			工事名称	図面番号						
		,	建築士登録番号				縮尺						
	_		建築士氏名	設計									
		検 図	製図	〇年〇月		愛知県建築局公共	建築部公営住宅課						
				UTUA									

	項	1				特	記	事	į j	 頁	
					の除去率は90%以						
			* 放流	水の水質:	※BOD 20mg • T-N 10mg/L↓						mg/L以下
1. 1. 2	施工範囲 試運転 保守管理		*******	入放配開開行 会 会 会 会 会 会 会 会 る る る る る る る る る る る	tr事: 対の接続): 対の接続): 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 が が が が が が が が が に に に に に に に に に に に に に	※本工事 ・ 間とし、期間 年までの期間 は、別途入り 築局入札参り	別途工事 別途工事 別途を 別途 別途 は は は は い よ は る る る る る る る る る る る る る る る る る る	管理費([†] 年度に定 約とする。 有するこ	電気代を除く める保守管理 。(これらの と。かつ、愛) は工事費 費に基づい 契約にあた 知県住宅供	事は別途工事) をで含む。 いて単年契約して保守管 ・アンション・アンション・アンション・ ・アンション・アンション・ ・アンション・アンション・ ・アンション ・アンション ・アンション ・ ・アンション ・アンション ・ ・アンション ・ ・アンション ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			出す * 現場 * ユニ	施工型	送風機室 防護さく コンクリート躯 ・土工事	: 体工事:		る・	()		図面による
								, ,			EIMIT-OC D
<機 材 2.1.4		ポンプ			現場施工型浄化槽 :・行う						
2. 1. 5	送風機		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	ばっ気運輸用送風機の基 が展している。 が表している。 が表している。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 は。 は。 は。 は。 は。	芸等: ・行う ・遠心送順	・行わない 風機 ・軸流 有圧換気扇 票準基礎 ・ パイプフー) 類の管材	※図面に 防振基礎 ド) の過給	さる ・図面に 気防止機i ごよる ・	よる 能: ※無		扇(フード付)
2. 1. 6	制御盤		* 一括	故障表示月	無電圧接点及び	端子: ※設	置する・	設置しな	: 1		
2. 1. 11	消泡装置		* 消泡	装置: ※	ノズル式(材質:	: ※銅合金	• 合成樹	脂) ・	消泡剤式		
2. 1. 13	スカム除去数	装置	* 材質	: • 鋼製	※合成樹脂製						
2. 1. 24	整流板、阻流		* 材質	: ・ステ	ンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製	· ※合成相	計脂製			
2. 1. 25	越流せき		* 材質	: ・ステ	ンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製	₹ ※合成権	計脂製			
2. 1. 27	マンホール				直錠 : ・ 彳 アンホール : ・ 言		・行わない・設置しな				
2. 1. 30	配管備品				※図面による ※図面による)				
			■機械	編 3章 二	Lニット型浄化槽						
3. 2. 1	施工		* 基礎	等の厚さ	※ 200mm ⋅⊠	面による					
			■機械	編 その他	事項■						
	特定建設資材。	の再資源化等	に 設のの 項建建基な定間対まに設簿	づおしで象と基企 、本い認し受く は を は で な と 、 び 画 事 表 る は 注 れ に で と 、 づ 画 事 表 る た る た は た は た は に り る と れ る た う と れ る と と う る と と う る と 。 と ら る と 。 と 。 と ら と ら と 。 と と ら と と と と と と と	産建設資材の分別 基における特定基 、工事請負契約 したもでし、現場 がは、特定建設資 にとして、監督職 にとして、監督職	解体等及びi 解体等及びi を材めない 発力で 発力で 発力で 発力で を を を を を を を が は に に に に に に に に に に に に に	再資解本原 所事 育解体に要 事積、等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・等 ・	の再る件の源書の 事変明責化 を を で で を を を を と が 理 が に 等 を 提 り に り に り り り の の の り り り り の の り り り り	ついて適正な 等にては 等になる事 を別表のではと るも了することと iki/kenset st 指定するもの	措置を講す 、別表1又 可は契約 で別の方法 に事項につい は、再資源化 に本ikikaku/ke ではない。	は2、及び3の積算条件を 希結時に発注者と受注者 まであった場合でも変更 いてはこの限りでない。 リサイクル法第18条第1
			別表	1 建築物	かに係る解体工事	:					
				工 程	工 - 建築設備、F	程	作業F ・ 有	内容 ・ 無	 手作業 	分別・解体	本等の方法 ■業と機械作業の併用
				及毎びの	建築設備、屋根ふき材	13女化 守	・ 有 ・ 有	· 無	・ 手作業・ 手作業		:業と機械作業の併用 :業と機械作業の併用
				解作体業	 外装材、上部 基礎、基礎。 		有	無無	手作業手作業		※ と機械作業の併用 ※ と機械作業の併用
				方内 法容	・ 基礎、基礎。・ その他()	・ 有 ・ 有	· 無	・ 手作業・ 手作業		:業と機械作業の併用 :業と機械作業の併用
			別表	2 建築地	加に係る新築工事	等 (外權・十	増築・修繕	 模様巷)		
			77.120	I.	I.	程	作業	内容		分別・解体	
				程及毎	造成等基礎、基礎	ぐい	・ 有	無	手作業		業と機械作業の併用 業と機械作業の併用
				びの解作	 基礎、基礎 上部構造部 		• 有 • 有	· 無	・ 手作業		業と機械作業の併用
				体業 方内	・ 屋根・ 建築設備、I	力壮华	有	無・無	手作業手作業		業と機械作業の併用 業と機械作業の併用
				法容	建築取備、その他() 132 4	• 有 • 有	· 無	・ 手作業		業と機械作業の併用

項	目					牛	寺	記		事	F	項				
		別	表 3 英	建築物以外の)ものに	係る解	体工事又	【は新築	工事等	幹(外	構・工	作物等)				
			工		工	程		作	業内容	卒			分別・	·解体等	の方法	
			程	· 仮i	設			· 有		無		手作業			と機械作	
			及毎びの					• 有		無		手作業			と機械作	
			解作 体業					・ 有・ 有		無		手作業		- 11 //-	と機械作	
			方内	. *	体工事 体付属品	1		・ 有・ 有		,,,,,		手作業			と機械作	
			法容		の他(н)	<u>・</u> 有				手作業			と機械作	
		別	表 4 阝	再資源化等を	する施	設の名	称及び所					- 11 //-		- ,,,,,,	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				盛 棄	物の利	番 粨		1	施設(の名称	:	l	所	在	: 地	
			・コン	クリート	120 - 20 1	± /x			//E IX				121	12.		
				びコンクリ			建設資材									
			・ ア ス ・ 木材	ファルト・	コンク	リート										
			.,,,,,									I				
	トラフ地震防災対策地域における対応	の容地1)受に避まめに受連等努2)受施又たい職本確認施のを建る報7	発及震 注基すたたつ注絡にめ 注工はもて員工保受工一受築受告な表び津本者づる、施い者し必な本者内津の、に事に注条時け工注すお時津波事は今も佳工では、要けずは容なと受連等多は件中る事はる南にで渡ります。 くそれ事 いきじょう	、こと難の、巻りと中で、ないの、中で、ことをこり、、上もない。海施本は難対施海者し前書戒め後全なび施海路のは、要け海上総とを南のト工工るを策場トか、避のすての対ら場下と影響、そなれ海内続す工海すり手 いる では、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、	後ょ川に2つ及す畳巻を5つ~に2らと十つをみてどり、第2条作強住地一す象内置地に措。住震かけ措後対策な場ます事計地 臨税 生民臨中措域に解又いを 『韓じる置発応のい氏える等等閣 特震員地『臨中措域に解又いを 『臨じる置発応のい假える等等閣 特	に等域節時止置以基除はて速 静時め作が地に措。臨、もをに臨 青まるのに避情のが外づさ津監や 前情存業解震つ置 情改の継基情 のおお質報通解のきれ波督か 質報めに除又いを 幸めと続づ幸 ラ	揺全け錐【知除施、るに職に 錐【たつさはて速 せてしすき段 きれ確る対巨がさ工後ま備員講 対巨施いれ津監や 巨後、る適受 がの保工地大あれ場発でえのじ 象大工てる波督か 大発そ場切け あ景の事じ地っそ所地の作指、 地地計、まに階に 大地の合にけ あ	《響方に域震たまに震闘業示建、域震画契で備員講・地震結に作て、つか法あ含警もでつに(のを築・含警書約のえのじ、震に果受業置、大にっ言戒ののいよ1一受工・言戒の約間作指、 注よを注員者 岩	きつてぇ】と間てる週時け事(え】揩敷(業示建(乳る、者等・)にいいはるがし(も揺間中る安)が驚客1のを築)が揺眩はのて)、水)山も名(な食が2週~彡コ)が水者、タっ	年で、場場を、週本のはかの施し、場合では関一受け、気し腎・安た、後、変な、関本のはかの施し、場合を制一受け、事、気の職本を場、発くない。 (東京の)中る安 「泉影員工確合、地域、「東京の)中る安 「泉影員工確合、地域、「東京の)中る安 「泉影員工確合、地域、「東京の)中る安 「泉影員工確合、地域、「東京の)中る安 「泉影員工確合、地域、「東京の)中であり、「東京の)中では、「東京の)」では、「東京の)中では、「東京の)中では、「東京の)中では、東京の)中では、「東京の)中では、東京の)では、東京の)では、東京の)では、東京の)では、東京の)では、東京の)では、東京の)では、東京のりでは、東京の)では、東京のりでは、東のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東京のりでは、東のりでは、東のりでは、東京のりでは、東のりでは、東京のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりではりでは、東のりではりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりでは、東のりではりは、東のりでは、東のりではりはりは、東のりでは、東のりでは、東のりではりは、東のりではは、東のりではは、東のりでははは、東のりではは、東のりではのりでは	は計避が民)事響時続す技、か基規は止も全・た響に事保に、震津画難・ら事はのが中をる術・らづ定一かの応・らが連等にお、又被書に、発前当施大止半。指・発きに時程と、ジナギに努い、は、	にに関 表避該工きす断工針 表、基中続す技 発きし必めい まま記し さ難箇条いるす事等 さ後づ止をる術 表い、要なて 凄 がまった。 カイデー かっちょ かっちょう しょう しょう かっちょう しょう しょう かっちょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょうしょう さいきょう しょうしょう しょう	彩計館 定身で 難りらら継ざ というない 大きの安い実 発生をも計 合城工工はすと統さ というない おっぱい はいない ないない はいない はいない はいない はいかい はいかい はいか	とりず はのを容波ら、一句 はるらすの継ぎ にはけをった 備わと書 はのを容波ら、一句 はるらすの継ぎ はにに措い内 えのすに 、工一をにそそ場に 、揺のると続き はにに措い内 えんがる記 契事時踏よのの合作 本れ一。しす適 ぎよつ置。容 た	業。載 約を中まる他結に業 工の時そ、る切 さるいを こなけ 約中止之影の果受員 事影中のそ場に 者影て速 い 必対おる 敷断す、響作を注等 の響止他の合作 者響監や い 必対、も 第しるあを業、者の 施がのの結に業 はを督か 監 寒に	る南の 21、もら受に監は安 工大通作果受員 本受職に 督 応措海と 条直のかけつ督、全 条き如業を注等 工け員講 職 じ圏トす のちとじるい職本確 件いがに、者の 耳るのじ、員 て、内フ。 定退る定業、に事に 業っ 督、全 の業示 に、
										- 1						
							設計事務	所名					工事名	称		図面番号
							建築士登銅	· 番号							縮尺	四四世万
						ĺ										
							建築士印		設割	+						1
					検図		製図		改 司			愛知!	県建築局	公共建築	部公営住宅	課